

日本弁護士連合会
第56回人権擁護大会シンポジウム第3分科会 報告集

「不平等」社会・日本の克服

—誰のためにお金を使うのか—

2013年10月3日(木)

広島国際会議場 ダリア

日本弁護士連合会

第56回人権擁護大会シンポジウム第3分科会実行委員会／貧困問題対策本部

<目次>

■開会挨拶 河田英正（日本弁護士連合会副会長）	1
第1部 基調講演	3
「成長戦略と不平等社会の因果関係」：斎藤貴男さん（ジャーナリスト）	3
第2部 報 告	18
1 基調報告：渡辺達生（実行委員会委員・札幌弁護士会）	18
2 特別報告「主催者として、税財政を決めよう！」 ：三木義一（実行委員会委員・大阪弁護士会）	24
3 当事者報告	
（1）秋保喜美子さん（障害者自立支援法違憲訴訟元原告）	32
（2）佐藤次徳さん（マツダ訴訟原告団事務局長）	33
（3）Aさん（シングルマザー）	35
第3部 パネルディスカッション	38
■まとめ 河野 聡（実行委員会委員長・大分県弁護士会）	74
■閉会挨拶 前川哲明（広島弁護士会副会長）	75

第 56 回人権擁護大会シンポジウム第 3 分科会報告

「不平等」社会・日本の克服

—誰のためにお金を使うのか—

■開会挨拶 河田英正（日本弁護士連合会副会長）

我が国において、貧困はますます深刻化し、格差は拡大し続けています。後の基調報告でも触れられると思いますが、非正規労働者は 2,000 万人を超え、その全労働者で占める割合は 38%を超え、年収 200 万円以下で働く民間企業の労働者は 6 年続けて 1,000 万人を超えるなど、不安定・低賃金労働、いわゆるワーキングプアが蔓延している状況であります。

その結果、生活保護受給者は 200 万人を超え、国民健康保険料を約 400 万世帯が滞納し、就学援助の対象となる小中学生も 150 万人を超えています。消費税率は、来年 4 月 1 日から現在の 5%から 8%に引き上げするとの発表がなされる一方で、生活保護の基準額は引き下げられています。

日弁連では、この格差・貧困問題に対して積極的に取り組んでまいりました。釧路で開催された 2006 年の人権擁護大会では、日弁連としてはじめて生活保護の問題を正面から取り上げ、生活保護申請手続を抑制させる、いわゆる水際作戦などに対して是正を求めるとともに、その制度改善などについても提言をしてまいりました。

また、富山で開催されました 2008 年の人権擁護大会におきましては、労働者の権利を日弁連としてはじめて正面から取り上げ、急増するワーキングプア問題に関して、正規雇用の原則が貫かれるべきであること、同一労働価値、同一賃金の均等待遇など提言するとともに、使用者に対しては、その社会的責任の一つとして、労働関係法規の遵守を求めました。

さらに、盛岡で開催されました 2010 年の人権擁護大会におきましては、子どもの権利を「貧困の連鎖」の観点で取り上げ、貧困の連鎖を防ぐための施策として、教育に対する経済的負担の軽減や一人親家庭への経済支援などについても提言をしてまいりました。

そして、高松で開催した 2011 年の人権擁護大会におきましては、就労支援、失業時の保障に加え、子育て、医療、介護、住居など、我が国のあるべき社会保障の全体像をグランドデザインとして提示し、その実現のため税と社会保障による所得再分配の重要性と税の応能負担の原則にも言及いたしてまいりました。

そして、今回のこのシンポジウムの開催となったわけでございます。この分科会は、貧

困問題が深刻化するとともに、格差が拡大していることを受けて、その状態を不平等社会として捉え、この不平等社会の実態とそれによる弊害について検討し、その弊害の克服に向けた取組の方向性について考えるシンポジウムであります。

我が国では、先ほど指摘させていただきましたとおり、企業の労働分配率は年々低下し、ワーキングプアが蔓延しているなど、貧困問題が深刻化する一方で、大企業、高額所得者には富が集中しているとの指摘があります。各種統計報告によりますと、年収が 500 万円以上の給与所得者は、最近 10 年間で 3 倍になり、100 万米ドル以上の投資可能な資産を有する富裕層は年々増加し、今では 174 万人にも達しているとも言われております。

また、企業の役員報酬と株主への配当額は増加し、それにもかかわらず企業の内部留保額は 300 兆円近いとの指摘があります。このように、大企業、高額所得者に富が集中する一方、低所得者が増加するなど所得の二極化、格差の拡大が続いている現状において、税と社会保障による所得分配機能の重要性が高まっています。

このシンポジウムでは、税と社会保障の制度において、所得再分配機能が機能していないのではないかとこの観点から、不平等社会の真相に迫ろうという企画でございます。税制については、1980 年代以降、所得税の累進緩和、相続税の負担軽減、法人税率の引下げなどが行われ続けています。

特に所得税については、一般的な労働者の平均的給与所得者については、所得税率が 20% 程度であるところ、資産家企業の経営者など大きな利益を得ている上場企業の株式配当やその譲渡益については、分離課税が選択でき、その場合の所得税率は、どれだけ多額の所得があったとしても、今年度の法改正以前では 7%、改正後でも 15% と勤労所得より不労所得のほうが低いという現状になっています。

他方で、社会保障については、生活保護費の削減など常に給付水準の引下げが議論の対象となり、国民の生存権がその危機にさらされております。そもそも貧困の拡大は、個人的な理由に基づくものではなく、社会的要因によるところが大きいものであります。各種統計で示されているとおり、家庭、親の経済力がその子どもの学力、学歴に影響し、学歴が職業選択に大きな影響を与え、将来の所得力に決定的な影響を与えています。

つまり、貧困は連鎖し、社会階層は固定化しつつあるといえるのです。貧困の拡大は、個人の責任に帰する問題ではありません。貧困の放置は社会的損失でもあります。税収の低下、社会保障関連費の増大だけではなく、経済的理由で多くの命が、今もなお自らの手で絶たれている悲劇をも生んでいます。

昨年、佐賀において開催された人権擁護大会において、自殺・自死の対策を取り上げ、自殺には社会的要因が大きく影響していることを指摘いたしました。昨年は 15 年ぶりに年間の自殺者が 3 万人を切ったというものの、約 5,000 人が経済的理由で自殺しているという実態がなおあります。

誰もが希望を持って生きることができる社会であるためには、様々な事情で生活に困窮している人も安心して生活できる社会保障が必要であり、そのためには一定の財源を確保す

ることも国の責務であると思います。

いつも財源がないという言葉によって切下げ論議の対象となっている社会保障について、今回のシンポジウムでは、国の収入の面である税財政の問題についても正面から切り込むことに加え、不平等社会を克服するためにどのような取組、方策が必要かという運動論にも触れながら、検討してまいりたいと考えております。

基調講演は、社会、経済、教育問題に詳しく、特に格差社会の問題について鋭い分析と批判的意見を発信していらっしゃるフリージャーナリストの斎藤貴男さんにさせていただきます。私たちのこの問題を考える基本的な視点を提供していただけるものと思っております。

また、三木弁護士からは、税制の現状と課題について、応能負担原則など国民主権の観点から、ご説明いただくことになります。

当事者報告におきましては、社会保障、労働、子育て等各分野における制度上の問題点を現場からの視点を踏まえて、現状と問題点をご指摘いただけることと思います。

そして、パネルディスカッションでは各分野から第一人者をお招きし、活発な議論をいただき、今後のあるべき方向性を示されるものとなることと大変期待しております。

第 1 部 基調講演

「成長戦略と不平等社会の因果関係」：斎藤貴男さん

ジャーナリスト・放送倫理・番組向上機構（BPO）放送倫理検証委員会委員（現代社会における様々な問題を鋭く分析し、社会に対し問題を提起し続けており、著書には「機会不平等」、「消費税のカラクリ」、「安倍改憲政権の正体」などがある。）

（講演内容）

私、1958年の東京の池袋の生まれなのですが、実家が零細な鉄くず屋をやっておりまして、その後を継ぐつもりで大学も商学部しか受けなかったのですが一つまりよりよい商人になろうと思って商学部だったのですけれども一在学中に父が亡くなってしまったので、その後を継ぐという選択肢はなくなって、マスコミの世界に飛び込んでもう30年になります。

最初に入った会社が日本工業新聞といいまして、これは産経新聞の系列会社でして、そこで鉄鋼業界担当記者というのを3年ほどやりました。その後、週刊文春の記者だとか、プレジデントというビジネス雑誌の編集部などを経て、32歳で独立し、以来、20数年フリーでやってきております。

そんな職歴をお話ししたのは、こういう格差だとか、不平等だとか、の問題というのは、結局それまで歩んできた経験だとかいうことが考え方に大きく影響するのだなということ、私いろいろな学者さんだとか、官僚だとか、政治家の取材を通して感じているもので

すから、その辺のことははじめにはっきりさせておきたいと思って申し上げました。

先だっでの消費税増税決定など、この間の情勢の変化もありますので、主に消費税、それから原発、さらには安倍総理が考えているであろう国家ビジョン、そんな観点から話を進めていきたいと思います。

10月1日に、来年4月からの消費税増税5%が8%になるということが決定してしまいました。しまいましたというのは、私は、はっきりとこの増税に反対だからです。今になってというか、決定した後で新聞などは、どうも話が違うと書き始めた。あれは社会保障に使うのではなかったのか。実は公共事業に、経済対策に使うだけじゃないかみたいな批判めいた指摘をしたりもしていますけれども、何のことはない、こんなものは最初からわかりきったことでして。私は、この消費税問題でこうやって人様に話をするようになったのは、2010年の7月に「消費税のカラクリ」という本を書いたからなんですけれども、そのころからもうわかりきっていたことなんです。

今度のことだけではなくて、過去において大蔵省、財務省が財政危機を口実に何か増税だとか、私が直接やった取材では、かつてのNTT株売却益の放出というのがありましたが、財政危機を口実に何かやるんだけれども、そのとおりにちゃんと国債の償還だとか、財政の健全化に使われた試しが一度もない。すべて増税したら、それはただ単にあぶく銭として使ってしまうという、過去の事例がはっきりあるのに加えて、今度の消費税についてもそれはもう目に見えていたので、私はそんなふうに言っているのですけれども、それでも政府やマスコミは未だに、増税分は社会保障の充実に充てるなどという大嘘をまき散らしています。

この決定に先立って、官邸が招いた有識者によるヒアリングでも、7割方の人が単純に増税賛成だったわけですけれども、残りの批判らしいことをおっしゃる方々にしても、その大半は、社会保障の充実に前提に容認とかそんな言い方をしていました。だけど、この時点でもそんなものないのはわかりきっていたんですね。既に、去年増税法案が可決成立する以前に自民党は、国土強靱化法案計画というのを打ち出していましたし、もう2020年東京オリンピック決定の流れで増税した分はみんな公共事業と、こんな流れは既にあったわけです。

にもかかわらず、今でも社会保障云々というのは、増税分は社会保障に回すという言い方をするわけですけれども、今まで5%のうち何割かが社会保障に使われているとして、その上に3%乗ると。多くの人は増税分は社会保障に使うと言われると、もともとあったのはそのまま、増税分を社会保障にプラスするんだというふうに勝手に思い込むわけですが、何のことはなくて、3%分は社会保障に行くかもしれないが、もともと5%だとか、他の財源から社会保障に充てていた分はなくしてしまえば、ただ単に3%分だけが残ると。せいぜいこんな話でして、要するに基本的に全部嘘。

では、社会保障に使わない代わりに何に使うかといえば、この公共事業が一つ、その他様々な経済対策ということになっているわけです。経済対策をしてはいかんというわけで

はもちろんありませんけれども、もう話は端から違って、消費税増税を決めた今年の国会審議、その大前提が既に完全に壊れているわけですね。

ですから、それでも消費税増税をしたければ、前のは大前提が崩れているのだからさっさと廃案にして、新しく公共事業をやりたいから増税させてくれという新しい法案をつくるのが筋だったのですが、それは行われぬ。

結局、それもこれもしかし為政者の方々に言わせれば、これは成長戦略であると。成長戦略で全体の経済を活性化することで雇用を増やし景気を回復するんだ。それが我が国全体にとってよいことなんだという言い方をするわけですが、全然そんなことになりっこない。経済成長そのものは、もしかしたら達成されるかもしれない。何をもって成長というかというのは、例えば日銀短観であるとか、GDPであるとか、そういう景気指標を基に言うわけですが、それが一人ひとりの生活にどこまでかかわってくるかというのは、その一人ひとりの置かれた立場によってまで違って来るわけですから、これを経済成長、すなわち社会全体がよくなることというふうに同一視することは全然できない。

私は、例えばこの消費税増税は、結局のところ社会保障の充実と言いながら、成長戦略の一環であったのだと思う。実は3・11の直後に経団連が提唱した成長戦略への提言というのがあるのですけれど、大震災後の成長戦略ですね。その中でもはっきり消費税増税と、それに伴う法人税減税というのが大きくうたわれていた。そんなこともあって、安倍政権においては、消費税増税ははっきり成長戦略の一環と位置付けられているというふうに私はみなして、話を進めていきたいと思います。

既に法人税減税は既定路線であるかのように言われています。消費税が最初に導入された1989年のときにも、その後3%から5%になったときにも、常に法人税減税というのは、消費税増税とセットで行われてきました。

増税されて税収が増えるはずだと、誰もが考えるし、事前にはそのように伝えられもするのですけれども、その分法人税減税をするので、結局はむしろ税収は減ってきたという歴史があったわけですね。それから、この増税に伴い、伴いというか、アベノミクスはかねて雇用改革というものも打ち出しています。後で詳しく検討したいと思いますが、非正規雇用の増加、拡大、あるいは正社員であっても限定正社員だとか、ホワイトカラー・エグゼンプションのような措置によって、その待遇を変えていく。

また、いろいろな特区をつくるわけですが、その中で解雇の自由を定めた特区もつくる。巷ではブラック特区などという言葉ができていますけれども、そんなものもつくっていく。

アベノミクスには、他にも様々な成長戦略のメニューがあります。もともと財政出動であるとか、金融緩和だとかがありましたけれども、5月にははっきりと安倍総理自身が、これは民間のシンクタンクの会合で発表したのですが、ビッグデータを活用したビジネスの推進であるとか、大学改革であるとか、教育改革におけるグローバル人材の育成、さらにはインフラシステム輸出などということを高らかに叫んだわけです。

このアベノミクスの基本というのは、私は小泉さん以来目立っている新自由主義的な構造改革をベースに、ただそれだけではなくて“古き良き”自民党の経済政策をこれに足したものであると私は捉えています。“古き良き”自民党の経済政策とは何かといえば、簡単に言えば公共事業、もっと有り体に言えば土建屋政治ですね。全国から集めたお金をほとんど公共事業に使って土建屋さんを潤わせる。もちろん、土建屋さんでは様々な労働者も働いているわけですから、そこに分配機能がないとは言わないけれども、どうしても偏ってくる。かつ、その上前を政治家がはねる。これをまた民主党時代に、コンクリートから人へなどということが言われたわけですが、また元に戻したということです。

ということは、いわゆる保守層のうち新自由主義か、土建屋政治かである程度意見が分かっていたわけですが、その両方を満足させる。こういうこともあって彼の支持率は高いのかなと考えています。

極めて高い支持率の下でアベノミクスは推進されているわけですが、もちろん批判もあります。批判する人の中には、多くがアベノミクスには効果がないんだ。そんなことをしたからといって、経済効果など働かないんだというような批判の仕方が多いわけですが、私はちょっとそういうふうには思いません。その景気指標である日銀短観だとか、GDPだとか、こういうものはもしかしたら、かなり引き上げられる可能性があると思います。と言ったからといって、私がアベノミクスを肯定的に見ているということではありません。そういう景気指標が、人々の生活にどれほど直接かかわるかというのは、また別だということなんですね。

このアベノミクスによる経済成長というのは、もしかしたらそういうマクロの数字の上では、かなりの線に行くかもしれない。もっと言うと、安倍総理が目指しているのは、日本を世界の強国の仲間に入れる。有り体に言えば帝国主義です。中国に1人あたりのGDPで抜かれたけれども、中国より上か下かはともかく、世界の中で極めていろいろな意味で影響力のある経済大国。これがアベノミクスの目標であり、その下でわれわれはどういう生活を送ることになるのかということが問題なんだということなんですね。

消費税とか原発とか、メニューだけ言いましたけれども、とりあえず消費税の話をしたいと思います。消費税増税に反対する人の多くが逆進性を問題にします。つまり、消費税が増税されると物価が上がる。そうすると貧しい消費者ほど税負担が高くなる。だからよくないんだという、こういう言い方ですね。

これは、もちろんそれ自体が間違った考え方ではない。けれども、私はなぜかまったくマスコミ的には問題にもされない、しかし、消費税の最も本質的な部分を語りたいと思います。

消費税というのは、こちらは主に弁護士の方ですから、大概ご存じだと思うんですが、簡単におさらいさせていただきますと、大きく二つの特徴があります。一般の方はほとんどご存じありません。どういうものかという、一つは、消費税というのは原則すべての商品やサービスのあらゆる流通段階にかかる税金だということです。

多くの方は、消費税というネーミングもあるので、消費者が小売店から物を買ったときにだけかかり、しかもそれを消費者が負担していると無条件に思い込んでいるように、私には思えてなりません。多くの議論は、そういう一般の思い込みを前提に交わされているのが現実です。消費税というネーミング自体が私は間違っていると思うんですね。つまり、ヨーロッパでは付加価値税、VALUE ADDED TAX という名前なんですけれども、そっちのほうが実態にあっている。消費税という名前からして、あえて間違っただけの思い込みを導くネーミングだと思います。

ましてや、消費税増税のことを消費増税と言うに至っては、これははっきり何も知らないか、あるいはあえて間違えるように持っていった表現だと思います。つまり、消費増税といえば、消費のときにかかる税金だけが増税されるというふうに思われるわけですが、違うんですね。例えば、この時計なら時計の、もちろんこの時計屋さんが消費者に売るときももちろんかかりますが、時計屋さんが問屋さんから仕入れるときにもかかるし、問屋さんがメーカーさんから仕入れるときにもかかるし、メーカーさんが部品メーカーから部品を仕入れるときにもかかる。すべてかかるんです。

医療とか福祉とか、そういう一部ちょっと特別な社会政策上の必要のある分野以外には、全部かかる。すべての段階でかかるということなんですね。

もう一つ、こちらはさらによく知られていないのですが、消費税には、納税義務者の規定はあるが、担税者の規定はないのです。納税義務者というのは、誰が税務署にその税金を納めるのか。これは消費税法によると、年間売上高 1,000 万円以上の事業者ということになっています。

ところが、担税者、税金を実際に負担、負担の担ですね。担税者の決まりというのは、消費税法のどこを探しても書かれていない。ということは、どういうことが起こるかという、さっきの原則すべての商品サービスのあらゆる流通段階にかかる課税シーンの一つひとつにおいて、力関係で弱いほうがより多くの負担を強いられるのが現実だということなんですね。

いろいろな商売のケースがありますが、例えば時計の話をしましたから、この時計の部品メーカーとメーカーさんの関係を考えてみます。メーカーさんがセイコーだとかシチズンの大手だとする。部品メーカーは、誰も知らないような小さな町工場の場合に、例えば消費税が今度 5% から 8% になったからといって、その下請メーカーさんが大手の元請けメーカーに、3% 増税分を請求書に上乗せして持っていったらどういうことが起こるでしょうか。現実の商売では、お前のところ二度と来ないでいいからと。料金据え置きのままでもやってくれる下請は世界中になんぼでもおるわいという反応になるのに決まっているわけですね。これは元請けと下請けとの力関係ですね。

あるいは、そういう力関係はなくても、競争上、近所に大手スーパーがあって、何でもものすごく安く売っているところでやっている細々とした商売は、増税分を上乗せした価格なんか付けようものなら、間違いなくお客さんは来てくれなくなるということです。

私みたいな商売でもそうなんです。私ちょうど 10 年ぐらい近く前に、年間売上高が 1,000 万円になりまして、そのときフリーライターで 1,000 万超えると結構大変なものですから、税理士さんに自慢していたんです。そうしたら、あんたはバカかと言われました。

何でバカですかと言ったら、消費税がかかるんだよと。そのときの私の消費税についての知識は全く普通でしたので、だって消費税というのは、お客さん、私で言ったら例えばこういう講演先だとか、原稿を書いて本を出してくれる出版社だとか、そういうところが消費税分をのせて払ってくれるんでしょと。だからその払ってくれた分を預かって、後で計算して納めるんだから、計算するのは面倒くさいけれども、私の損得ではないではないですかと言いました。

そうしたら、まあ、素人はみんなそう思うんだよねと。悪いこと言わないから、これから仕事をして、支払い調書が送られて来たらよく見てごらんと言われて、それからよく見るようになりました。そうしたら、私の取引先の場合は、もうピンからキリなんです。講談社だとか、岩波書店だとか、文藝春秋だとか、こういう一流どころはちゃんと乗っけてくれます。例えば印税 100 万円だったら 5 万円乗っけて振り込んでくれるんです。だけど、そうではない大手ではないところ、あるいは大手でもちょっとずるいところは、そういうことしてくれません。100 万なら 100 万しか振り込んでこないんです。

つまり、ここにおいて知らないうちに一普通、印税率は、本の値段×部数×10%なんです、10%がいつの間にか 9.何%かに勝手にカットされていたということになります。

それからというもの仕事を受けるときに、私は、いちいち税金のことを言うようになりました。例えば電話で、斎藤さん、今度の何月何日まででこういうテーマで書いてくださいと。雑誌などの場合は、例えば 1 枚 5,000 円で 20 枚書いてください。ということはざっと 10 万円ですね。源泉徴収の話はちょっと面倒なので置いておいて、そうすると 10 万円ですね。

私はその 10 万円に消費税分 5%乗せてくださいねと言います。そうすると、頼んでくる方は経理の方ではなくて編集者ですから、税金のこと何にも知らないわけです。何ですか、それ、こうでこうでねと、その 5%乗っけてもらった分から、私が預かっていろいろな計算して納めるんですよ。だから、預からせてくれないと、私が自腹を切ることになるんですよと言うのですが、わからない。1 時間ぐらい、電話で説明するのですがやはりわからない。

それだけやっていると、相手がいい加減腹を立てているのがわかるんです。つまりは、私はこんなところでこんなことを喋るぐらいですから、日頃偉そうなことばかり言っているわけです。正義の味方面した、弱者の立場に立とうみたいなことばかり言っているのに、何だ、こいつはと。いざ仕事を頼んだらゼニカネの話ばかりじゃないかという雰囲気もろに伝わってくる。

事実 10 万円に対して 5,000 円くださいねということは、400 字詰め原稿用紙 1 枚 5,000 円に対して 250 円くれと言っているわけですよ。くれじゃない、預からせろと言っている

るんだけど、250 円の話で大の男が1時間延々と喋る。ふざけるなど向こうは思っているし、こっちもだんだん申し訳ない気になってきてしまうんです。

結局、もうどうしてもわかってくれないので、いいやと、今度だけ俺が泣くから、もしも今度の仕事を気に入ってくれて、次にまた頼んでくれるようなことがあったら、そのときはあらかじめ経理のほうに相談してもらって、消費税のことをちょっと習ってから頼んでくださいなんて言うのですが、そんなことをしてくれた人は1人もいませんでした。

結局、私は 5,000 円と言いながら、実算4千何百円の原稿料で仕事を受けてしまった。最終的に確定申告の後、その分の計算をして何十万を払うという、年間トータルですね、そういうことになってくる。こういうことなんですね。

ちょっと前に、消費税還元セール禁止の法律ができたのをご記憶かと思います。あれはいろいろなことが言われましたが、発想としては、私は間違っていないと思っています。というのは、これは一人ひとりの方が、自分がスーパーの店長になったつもりで考えてみるとすぐわかると思うのですが、こういうことです。

例えば私がスーパーの店長だとします。5%が8%になりました。多くの消費者が、それで商品が値上げされるのを恐れています。それで、恐れられて買え控えられては、店長としては非常に困るわけですね。そこでどういう商売をするか。とことんいろいろなアナウンスをします。新聞のチラシなどに入れて、このほど消費税率が8%にアップしましたが、私どもはお客様にそのようなご負担をいただくわけにはまいりません。私どもは、企業努力によってお客様には通常どおりの価格でご奉仕させていただきます。あるいは、こうして価格ということに皆様の関心が深まった折り、従来にも増した値引きで、優れた商品を提供させていただきますという商売をするに決まっているわけですね。

一つの町で一つのスーパーがそんなことをしたら、まわりの店だってこれに追随しないわけにはいかない。値引き競争ではつきり負けますから、だから一つのところがやれば全部やらざるを得ないわけですね。

ですから、そうすれば消費者の方は、消費税が増税されたからといって、さほど困りもせず、従来どおりの買い物ができるかもしれない。ということがおそらく消費税増税に一般の抵抗がさほどなかった大きな理由だと思います。そんなことあまり理屈で考えなくても、消費者の本能みたいなものでわかってらっしゃるはずなんですね。

問題は、その企業努力というのがどのようになされるのかということです。お客様にはそのように、私どもの企業努力と言って、へりくだった私という店長は、その企業努力をどういうふうに果たすのか。一番手っ取り早いのは、自分のところの従業員の時給や給料をカットすること。あるいは、片っ端からリストラをすること。そして人件費を浮かせる。それでも足りなかったら、今度は仕入れ先を泣かす。野菜だとか、肉だとかを仕入れている問屋さんに、さっきの元請けと下請の関係と一緒にですね。その問屋さんが、消費税増税分を上乗せした請求書を持ってきたら、お前二度と来るなよと。消費税増税分を値上げしない事業者と付き合いということになるわけです。

それをやられた問屋さんはどうするかといったら、それで自分たちが増税分をかぶったらつぶれてしまいますから、この問屋さんは問屋さんで自分のところの従業員を泣かす。あるいは、さらに仕入れ先を泣かす。こうして、弱いほう弱いほうに負担を押しつけていくと。そうするしかない税制が消費税だということなんです。

何も斎藤店長なり、泣かされた問屋さんの社長さんが、悪辣な冷酷無比な人間だからそういうことをするわけではない。そうやって弱い者いじめをしなかったら、自分が税負担でつぶれてしまうしかない税制、これが消費税なんだということなんですよ。

ですから、消費税還元セール。こういうのを消費税還元セールというわけですが、そのものが禁じられたことは、禁じようという試みが悪いわけではない。だけど、実際にどうということが起こったかという、イオンだとか、ユニクロだとか、ああいう大手小売店が大反対をした末に、完全に有名無実のものになりました。

消費税を還元するというのをうたわなければよい。つまり例えば4月から増税であれば、春の生活応援セールとか、新入生応援セールだとか、こういうネーミングにしまえば、どれほど下請をいじめても別に問題はない。

もちろん、あまりにもひどいやり方をすれば、公正取引委員会が出てくるのですが、日本中の事業者を相手に公取が取り締まれるはずもない。もしも本気で公取が独禁法で取り締まろうと思えば、公取の組織を今の100万倍ぐらいにはしなければならぬはず。日本の人口より多くなったりしかねないと。そうしなければ一つひとつの取引は絶対に摘発できないし、そもそも本当の意味での企業努力と消費税を口実にした値引きの強要とは、これはよほどきちんと調べなければわからない。なので、増税の暁には下請の町工場だとか、中小零細の小売店や問屋さんが次々に倒産、あるいは廃業に追い込まれるであろうと、私は考えています。

消費税の仕組みは本当はもっともつとついろいろな難しい点があります。仕入れ税額控除などというのがありまして、それを使うと、そこは単純な売上税ではない仕組みなんですけれども、要はお客さんから預かったことになっている消費税分から、仕入れ先に支払ったことになっている消費税分をマイナスして納める。これを仕入れ税額控除というのですが、この仕組みを例えば企業は、従業員に対する給料ではこの仕組みを使えません。

ですが、外注して、例えば派遣会社に外注した場合は、この仕組みが使えます。派遣会社に対して支払うお金に消費税が乗っている形になっているので使える。すると、もともと給料よりも外注のほうが安いということもあるのですが、プラス外注にすればするほど、消費税を節税することができる。こういう仕組みでもあります。ですから、消費税があるがゆえに今の非正規化が進んだという側面もあったんですね。

今は、厚生労働省の統計で、勤労人口のざっと4割が非正規労働者だということですが、これは年配の方も若い方も男性も女性も全部ひっくるめた数字ですので、年配のとか、高度成長の頃に社会に出た方々がこれからリタイアしていき、若い人たちにどんどん取って代わられていけば、その人たちのほとんど全部は非正規、よっぽどのエリー

ト以外は全部非正規という時代がまもなく訪れます。それを消費税増税が加速するということにもなります。

また、これは最近割としばしば紹介もされる話ですが、輸出免税という制度がありまして、輸出産業にとって消費税はまったくの負担になりません。負担になるどころか、不労所得になります。というのは、あくまでも消費税は日本国内の税制ですから、外国のお客さんには関係がないわけです。例えば、大手自動車メーカーがアメリカに自動車を輸出する。その場合アメリカのお客さんからは、消費税を預かることがどっちにしてもできない。これは競争がどうかの以前に、アメリカに消費税はないわけですから、預かることができない。だけど、この自動車メーカーはそれを国内の町工場から部品を仕入れてつくっているとすれば、その部品メーカーに支払ったことになっている消費税はあるわけですね。

すると、お客から預かれないのに仕入れ先には支払っているとすると、これはこのメーカーは損をしてしまう。ということは、輸出をすると儲からないぞということになると、これは外貨がほしい国にとっては困ったことです。そこで、この輸出免税という制度ができるのですが、これは輸出の場合に限ってゼロ税率をかけてあげるというやり方です。さっき仕入れ税額控除の話をしました。お客から預かった5%マイナス仕入れにかかった5%を引くのが仕入れ税額控除ですが、お客からは預かれないことがわかっているので、ここにゼロをかける。するとゼロマイナス5%という計算ができあがり、マイナスの消費税を納めるということは、つまりその分の消費税が還付されるということです。仕入れ先に支払ったことになっている消費税が全部還付されてくる。

これは、何度か国会で問題になったのですが、その都度、当局の答えは、しかしそれは払ったものが戻ってくるだけだから、別にプラマイゼロだよと、輸出産業にとって損も得もしていないんだよという回答です。

これ自体が、さっき言ったような自営業だとか下請には、そういう優遇措置もないわけですから、それ自体不公平なのですが、加えて輸出をするような大手の企業の多くは、下請さんにまともに消費税など支払っていない場合が少なくないわけです。帳簿上は払っている形になっていても、実はその分が、それ以上の値引きを強いている。ということは、実質的に支払ってもいない消費税が還付されてくる。ということは、これは不労所得ではないかということになるのではないのでしょうか。

この消費税の還付金は、大手10社だけで1兆円を超えます。トップのトヨタ自動車には大体毎年、3,000億円前後の還付があり、そのかなりの分が不労所得と推定されるんですね。5%でもこれですから、税率が8%、10%になれば、それだけで5,000億、6,000億の不労所得になる。財界が消費税増税に熱心な大きな理由です。

それやこれや結局、消費税という税制は世の中全体の富のうち、特に弱い者の富をまとめて強い者に移す、このための税制だと言って過言ではないのではないかと私は考えています。

そんなことを言うと、では財政危機なのに財源はどうするんだとか、そういう反論がよ

くあるのですが、財政危機という前提自体が、私はどこまで本当か疑わしいと思っていますけれども、仮に財政危機までが嘘ではないと仮定したとして、ではなぜその選択肢が消費税しかないのか。どうして所得税の累進税率をもうちょっとまともにすることが考えられないのか。法人税がもっと適切に取られるという選択肢はないのか。法人税は、しばしば世界で最も高いなどという言い方がされますが、私が経団連の担当者に確認したところによると、確かに表面税率だけを見ると世界一高いが、しかし様々な租税特別措置だとか、あるいは社会保障費の負担などを考えた場合、むしろ日本の法人の負担は先進国の中では低いほうなんだという答えが返ってきました。なぜ、経団連の方なのにそういう自分に不利なおっしゃったかという、この方はあまりにもプロなので、世間を騙して優遇されるのは、個人的にはいやなんだということでした。

どうしてそれぐらい法人税率を低くして企業優遇してもらわないといけないのかをきちんと議論した上で納得してまけてもらいたいと、この方はおっしゃっていました。そういうものなんです。

消費税の話ばかりをしているわけにもいきませんので、次の話に行きたいと思えますけれども、今も消費税がらみの人件費の話もありましたが、この間の安倍政権、あるいは財界が進めようとしていることは、とにかくひたすら人件費の削減というのが、最も大きなテーマになってしまっています。

ですからそれによって、人件費を仮に削減できて、それで企業の利益が拡大したところで、それはさっきのお話にもありましたが、内部留保に回るだけであったりして、結局国全体の経済成長というわけにはいかないわけです。

なぜなら、もともとあるものを、ただ弱いものの利益をでかいところがふんだくただけですから、これは成長でも何でもないということですね。それが非正規卒の拡大であったりということなのですが、こういう一連のアベノミクスを見ていて、既に小泉時代からそういう傾向は顕著でしたけれども、非常に強く感じるの、経済成長とは何のためにあるのかという、基本的なことがおざなりにされているのではないかとということです。

私は何も経済成長を否定などしません。多くの人がみんな幸せになるために経済成長というのは、非常に有効な手段の一つであると思います。手段の一つではあるのですが、しかし、小泉政権、安倍政権がやっていることと言えば、とにかく経済成長のためならば、他のものはすべて犠牲にしてよいという、こういう姿勢ばかりが伝わってくる。ということは、経済成長が手段でなくて目的になってしまっている。目的になるとどうなるか。経済成長を阻害する要因は排除することが正しいということになるわけですね。

ですから、いくらわれわれが、非正規労働は労働者の人権を損なうものであるなどということ言っても、その人権が邪魔なんだよという話になってしまうわけです。この流れが安倍政権になっておそろしく加速している。アベノミクスがもてはやされればもてはやされるほど、その経済成長を第一の目的にした世の中の歪みが広がっていくということではないのでしょうか。

このことは憲法問題にも直結します。生存権を定めた憲法 25 条が、今やほとんど事実上反故にされているのではないかと私は考えています。生活保護に対するバッシングが進み、例えば兵庫県の小野市では生活保護の受給者がパチンコをしていたら、市民は行政に通報しろという条例までできています。なぜか、この小野市は、生活保護の受給率が兵庫県の中でも低いほうなので、まだあまりそういう実例はないそうですが、こういう形の条例にならなくても、例えば茨城県の水戸市では、条例にまではなっていないだけで、そういう通報の窓口が市役所にできました。こちらは、かなりよく言えば活用されているようです。

生活保護を受けている人間は遊んでもいけないということにいつの間になっている。それは好ましいことではないかもしれないけれども、そこまでやったら、しかもそれを通報しろなんていうことになったら、これは徹底した監視社会、相互監視社会ではないのかという疑問は、時々言う人はいますけれども、ほとんどまともに顧みられません。

生活保護をめぐるのは、例のお笑い芸人の件以来、非常に風当たりが強いです。私も、生活保護受給者の人権という立場で最初のうちいろいろ考えていたのですが、最近それだけではないということを知り人に教えられました。

たまたま割と有名な大学の学生、ですからあまり自分自身が生活保護の受給者になる可能性はそんなに考えていない若い学生が、非常に困っている。困っているというか、心配そうにしている。なぜなら、その子の兄弟やいとこの中には、どうも生活態度がだらしなくて、近い将来、多分就職もできない、生活保護受給を申請するであろうという、そういう親戚がいるんだそうです。そうなったときに今のこの流れでは、自分がそいつを扶養しなければいけないのかというふうに彼は思い込んでいる。まだそこまではいっていないよ、兄弟については扶養義務もあるだろうし、もしもその兄弟が申請をすれば、君のところにお問い合わせが来るだろうけれど、いとこまではまだいってないし、なんていうことを私は論じたんですけども、でも今の流れだったら、そんな心配さえ現実になりかねない。法律ができてしまうだけではなく、行政にどこまでも追跡されるのではないかと。1人ならまだしも、そういう親戚が何人かいたら、全部それを俺が面倒見なければいけないのかよ、などという不安を彼は感じている。貧困は親戚の連帯責任だということにでもされるのですかね。自己責任よりもひどい話じゃないですか。

それはそうだよなど。この流れは、どうしてもわれわれは受給者本人が生活ができない人のことばかり考えたがるけれども、そうではない人にもそういうとぼちりがいく。それが自民党政権が言っているところの自助・共助ということなのかなと、私は考えています。

社会保障とか生存権のことで言いますと、もう一つ、自民党の憲法改正草案を見ますと、実は 25 条、さっきの生存権については、現行憲法とほとんど変わらないんですね。なぜ変わらなくていいかということ、既に有名無実になっているので、わざわざ変えて世の中を刺激する必要はないという判断です。

もう一つ、自民党憲法改正草案の 83 条というのがあって、これはなぜかあまり注目され

ていないのですが、私は非常に怖いなと思っています。83条に何が書いてあるかという、これは財政の基本原則という条文なんですね。現行憲法にもこの83条はありまして、国の財政を処理する権限は国会の議決に基づいて、これを行使しなければならない。この条文は、自民党の改正草案でもほとんどそのまま維持されるそうです。

ですが、自民党の改正草案には、この次に新しい条文を加えるということになっています。それを読みますと、「財政の健全性は法律の定めるところにより確保されなければならない」という。財政が健全であるに越したことはないので、それを政府が守るのは当たり前なのですが、それをわざわざ憲法に書き込もうとする意思は何なのか、意図は何か。

つまり、こう書かれてしまうと、もしもこの自民党改憲草案が実現した暁に、また財務省が財政危機だと言い出したら、さらなる消費税増税は当然で、逆らうやつは憲法違反、あるいは社会保障の削減も当然、逆らうやつは憲法違反。何か運動でもしようものなら表現の自由規制に引っかかって逮捕ということだってあり得るということですね。

この消費税の問題から様々なことが見えてきます。さっき世界の強国を目指していると言いました。いろいろな傍証はありますけれど、私がそれをもろに感じたのは、先だって安倍総理がニューヨークの国連総会に出席するために訪米し、現地のシンクタンクの講演で持ち出した「積極的平和主義」という言葉です。

あれと同じ言葉を実は日本でも少し前に彼は叫んでいました。それは、この9月に官邸に設置された安全保障と防衛力に関する懇談会の席上、同じ言葉を発し、そのつもりで安全保障戦略と防衛大綱の見直しを進めてくださいという指示を出しているわけです。この意味ですね。ただの平和主義ではなく、積極的な平和主義とは何なのか。

もう一つの鍵は、アベノミクスのやはり柱の一つであるインフラシステム輸出という国策です。このインフラシステム輸出というのは、インフラシステム、つまり、ある新興経済国が新しく様々な開発をしたい、町をつくりたい。そういうときに構想段階から日本の企業が出て行って、どういう町をつくりどういう工場を誘致し、どういう発電所をつくって、どういう鉄道をどこからどこまで敷いて、どういう人間を集めたらよいかというプランづくりからコンサルティングをしてあげる。計画ができれば、実際そういうゼネコンだとか、鉄道会社だとか、そういうものが出て行って鉄道を敷く、発電所をつくる。

そして実際それらが完成したら、それを運転もしてあげる。運転が始まったら、いずれそれが老朽化した場合も含めてメンテナンスもしてあげる。つまり、1から10までインフラのすべてを日本が官民一体のオールジャパン体制で請け負う。こういうのをインフラシステム輸出といっているんですね。

これは別に安倍さんのオリジナルでも何でもなくて、実は民主党政権のときに2010年に打ち出された、当時はパッケージ型インフラ海外展開という言葉を使いました。その焼き直しです。どこがどう焼き直しかというと、民主党のパッケージ型インフラ海外展開に安倍さんは、いかにも彼らしい二つの要素を付け加えたんです。一つは、海外の資源の権益確保、石油とか天然ガスとかですね。もう一つは、在外法人の安全の確保、この二つの要

素を付け加えて、新しく官邸内にやはりそのための大臣会合の場を設けて、そういう指示をしました。

折しも今年の1月には、アルジェリアの武装グループによるテロ事件が起こっています。そのとき、自民・公明の連立政権は直ちに与党プロジェクトチームをつくりました。これからああいうことは激増する。なぜなら、インフラシステム輸出をしていけば、海外で必ず現地の人間ともめ事が起こる。その相手が武装グループだったりする場合に、在外法人の生命が危ない。そのときに自衛隊がどうやって出ていくかということで、既に自衛隊法改正案が国会に提出されました。それは、自衛隊の輸送車両を海外で展開してよいという中身になっているわけです。

その武力行使とかはまだいっていませんが、これは私、元の防衛庁長官だった中谷元という元自衛官出身の自民党の政治家に話を聞きましたが、こういうときにいつも邪魔なのが憲法9条だということを言っておりました。

つまり、インフラシステム輸出などという格好いいのですが、これは一応経済政策としての根拠は、今後少子高齢化が進んでいけば内需というのは確実に停滞する。だから、その分は外でがっばり儲けて埋め合わせなければならないという。単品の輸出だとちびちびにしかならないから、どかんどかんとインフラでもって儲けていく。これがインフラシステム輸出の目的だというのですが、当然のことながら、こういうビジネスはビジネスだけに終わるとは限らない。

これは、輸出する側からいったら善意であっても、つまり相手国政府がもちろん歓迎してくれてこそ成り立つやり方ではありますが、実際にそこに住んでいる人がどこまで歓迎してくれるかという、別の話である。その人たちにとっては、ただの侵略に受け取られかねない危険性が高い。実際、特に資源確保などということを全面に打ち出せば、必ずそういうもめ事はあるわけです。アルジェリアだって、そういう側面があったわけですね。

ですから、このインフラシステム輸出というのは、実は帝国主義の発想に限りなく近い。実際、アメリカやヨーロッパ諸国は、第二次大戦後もずっとそういうビジネスを展開して今日があるわけです。日本は、戦争に対する反省もあって、そういうことはあまり派手にはやってこなかったのが、この際一気にいく。やるのであれば軍事力のバックアップが必要だという流れになってしまっている。

このことと、実は積極的平和主義というのは関係があります。かねて私は、特に自民党や財界の憲法に対する見解などを取材していく過程で、いわゆる平和とか、防衛、自衛とかという言葉の使い方が、一般の人間と彼らの間では、天と地ほどの違いがあることには気づいていました。

普通の人間は、私たちは普通平和というときに、戦争がない状態、あるいは何か紛争が起きそうな場合でも外交、話し合いによって解決が図られうる状態。こういうことを指して主に平和と考えることが多いと思うのですが、財界や自民党の人たちはだいぶ違います。はっきりは言わないのですが、話の節々から伝わってくるのは、要は、日本やアメリカの

多国籍企業が、世界中で好き勝手にビジネスを展開できる状態が平和であって、それを阻害するやつはテロリスト、だからこれは殺してもよいという。殺してもよいというか、考えるかどうかは、さすがにアメリカと日本では若干の温度差はあるようですけども、こういう考え方をしているなど私は受け止めていました。

また、自衛の概念も、普通はこの日本列島というふうにと考えるとと思うのですが、この人たちの考え方は、世界中に広がっている日本の企業の権益、あるいは資産、石油の権益であるとか、あるいは工場であるとか、これもまた自衛の対象という考え方をします。だからこそ、今まで自衛隊が海外に出ていけないことを彼らは嘆いてきた。

この4月に経済同友会が発表した安全保障に関する提言の中には、これは非常に微妙な書き方をしているのですが、自衛の概念を考え直す時が来ているとあって、三つの自衛の定義を挙げていました。一つは、この国土、あるいは国民ですね。これは普通の人考える自衛の対象、これが一つです。次に企業というか、日本の在外資産、あるいは権益、これが2番目に書いてありました。これがさっき言った経済界の割と最近はやりの考え方。3番目に、この自由経済世界を維持していくための国際秩序、これもまた自衛の対象だという考え方もあるんだと、同友会の提言には書いてあるんです。

さすがに日本はそこまでいかないだろうと考えていたら、どもそうでもないみたいです。例えばアメリカなどは、まさに国際秩序も自衛の対象として考えて、例えばイラクがクウェートに侵攻したならば、これを撃つということもしてきたわけですが、今度の日本の先ほど安倍総理が積極的平和主義を唱えた安全保障と防衛力に関する懇談会、これのメンバーを見るとウツと思います。これの座長はまず北岡伸一国際大学学長でして、これは例の集団的自衛権の行使を容認しようという元駐米大使の柳井さんが座長の、いわゆる安保体制懇の座長代理を務めている方ですが、この安全保障と防衛力に関する懇談会は、この北岡さんを座長に、その他前統合幕僚長が、まず制服組が入っています。それから京都大学の名誉教授中西輝政さんが入っています。ご存じかと思いますが、タカ派などという手垢のついた言い方はしたくはありませんが、極めて好戦的な方ですね。それからもう1人、この人が重要だと思うのですが、慶應義塾大学法学部教授細谷雄一さんという人が入っている。この人は、まだ一般にはそれほど有名ではありませんが、北岡さんの愛弟子にあたるそうです。そして、この細谷さんは、なぜ国際関係論の学会で有名になったかという、2009年に出した「倫理的な戦争」という本をめぐって有名になったんです。これを副題に、「トニー・ブレアの栄光と挫折」というサブタイトルが付いているのですが、要は、例えばあのイラク戦争で、われわれはどうしてもブッシュの戦争とばかり考え、イギリスや日本は、いかにも犬ころとして振る舞った、イギリスの場合はプードル犬などという言われ方をしていたようですけども、というのが一般的な定説ですが、そうではないというのですね。

この細谷先生によると、ブレア政権のイギリスは、もう既にそれよりだいぶ前から「善のための力」、英語で言うとア・フォース・フォー・グッドという概念を打ち出して、そう

いう外交政策をとってきた。この考え方はつまりイギリスの外、外国で自由世界の秩序を乱す動きがあれば、具体的には、よく言えば人権侵害のような類ですね。イラクであればクルド人の問題だとか、そういうのを見たら自分のところとは直接関係がなくても、国益に反しない限り爆撃だという考え方をブレア政権は善のための力と言い、これを細谷先生は倫理的な戦争と呼んでいるわけです。

この本では、あくまでもそれが絶対正しいんだと言っているわけではなく、ブレア政権のまさに栄光と挫折をたどることによって、そういう考え方の可能性というのを検討するにとどめていますが、あえてそういう議論の研究者がこの日本の安倍政権の安全保障政策を考える懇談会の有力なメンバーになっているということ。このことはかなり重要ではないかと、私、最近気づきました。

そうなった場合、おそらく安倍政権は、この細谷先生御自身がどういう考えであるにせよ、安倍政権としては、そういう国のあり方を目指している。併せて、帝国主義的なインフラシステム輸出を考えていく。国内では、消費税増税によって多国籍企業と関係のない人間からの吸い上げを図っていく。これは当然格差は拡大する。格差などというから、甘い雰囲気も出てきますけれども、格差というよりは、人間の身分というものがはっきり固定化されていく方向になるのではないか。その目指すところは、はっきり新しいタイプの帝国主義—これはブレア政権を称して、イギリスの外交評論家が述べた言葉だそうですが、それを目指している。西のイギリス、東の日本という姿を目指しているのではないか。そうなったときに、国内の格差社会というのはさらに拡大し、より悲惨になる可能性がある。

最後ですけれども、しかし私は、断じてこういう方向性を目指してはいけないと思っています。帝国主義というか、経済大国だけを目指していく限り、しかしこういう流れは不可避と言わざるを得ない。グローバリズムの中で軍事力の後ろ盾がない経済成長というのは考えにくくなっている時代、それでも経済大国を目指せば、やはりこのシナリオしかないような気がする。

そうではなく、日本は日本の歴史と現在があるわけですから、まして資源もない、人口は減っていく、国土は平地が少ない、そういう中で新しい価値を見出す以外に道はないのではないかと考えています。

格差の問題というのは、私が「機会不平等」という本で、14、5年前に最初にかなり強く提唱して以来、来るところまで来てしまった感があります。新しい価値でこの流れに抗していく以外に、私たち一人ひとりがちゃんと人間らしく生きていく方法はないと思うということをお伝えして終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

第2部 報 告

1 基調報告：渡辺達生（実行委員会委員・札幌弁護士会）

まず最初に見なければならないのは、「不平等社会」日本の実態です。現在我が国は、貧困と格差が拡大・深刻化し、所得の二極化が進んでいます。そこで問題になるのが、貧困の拡大と削減される社会保障による生存権の危機であります。

我が国においては、生活保護受給者は増大の一途をたどっています。生活保護受給者は、200万人を超える状態が続き、毎月のように過去最高を更新しています。国民健康保険料滞納世帯は400万世帯前後で推移しています。就学援助の支給対象となった小中学生は、2011年度において過去最高の156万7,831人となっています。毎年のように餓死・孤独死が報道されています。私が住む札幌市でも、昨年1月に40代の姉妹が孤独死する事件が起きています。

また、厚生労働省の調査では、相対的貧困率が2009年において16%に達しています。特に1人親世帯の相対的貧困率は、2011年度において50%超と極めて深刻になっています。1951年には、204.7万人だった生活保護の受給者数は、95年度には88.2万人まで減少しました。その後不況により増加に転じ、2008年のリーマンショックを引き金に2001年7月には205万人を超えました。その後も増加を続け、2013年2月では、215.5万人という数になっています。

不平等社会日本の実態のもう一つの側面、削減される社会保障費と生存権の危機を見ていきます。現在人々の暮らしを支えるべき、社会保障制度の重要性は高まっていますが、社会保障費の削減が続いています。特に、生活保護については、昨年生活保護バッシングが記憶に新しいところだと思いますが、本年8月からは、保護基準そのものの引下げが行われています。

この改正により、もともと諸外国に比べて極めて低い捕捉率が、さらに低下するおそれや、生活保護が受給できないことによる餓死・孤独死の増加も危惧されています。そのことにより、自殺者が再度増加に転じることも危惧されています。

ここまで不平等社会日本の実態を見てきましたが、次に貧困の拡大の要因を考えていきたいと思っています。まず、不安定・低賃金労働の蔓延を見てみましょう。我が国において、年収200万円以下で働くワーキングプアが急増しています。我が国において、年収200万円以下で働くワーキングプアが、2000年以降急増し、2006年以降毎年1,000万人を超えている、このことをご確認いただけたと思います。

ワーキングプアの拡大の主たる要因は、労働分野の規制緩和が推進されたことにより、雇用の調整弁として非正規雇用が急増したことです。非正規労働者は、2012年には2043万人と全雇用労働者の38.2%と過去最高に達しました。非正規労働者の賃金水準は、賞与を含めても正規労働者の5割にすぎません。また、偽装請負、残業代不払い等の違法状態

の蔓延など、不安定就労、低賃金労働の問題も全く改善されていません。

次に、脆弱な社会保障の実情を見ていきましょう。我が国では、男性の年功序列賃金と終身雇用制度を前提に、社会保障制度が本来担うべき役割を企業、地域及び家族の負担と責任に委ね、ゆりかごから墓場までの漏れのない社会保障制度を構築する。そういったことを怠ってきました。

医療については、医療費抑制政策により、医療費の自己負担割合は増加しています。年金については、国民皆年金体制が成立していますが、国民年金を40年間納付したとしても基礎年金額が、高齢者の受給する生活保護基準に及びません。

そして、住宅の確保については、国民の自助努力と位置付けられ、家賃負担に耐えられなくなって、ネットカフェ難民や野宿という形でホームレス状態に陥る人が後を絶ちません。

このように、我が国の社会保障制度は、セーフティネットとして十分に機能しておりません。一旦収入の低下や失業が生じると、社会保障制度では救済されず、蓄え、家族、住まい、健康を次々と喪失して、根本から生存権を脅かされていく。そういったことが生じてしまっています。

次に、「子どもの貧困」による貧困の再生産と機会の不平等による社会階層の固定化を見ていきましょう。社会保障費の削減は、子どものいる家庭への給付削減、負担増加を招き、低所得者層の家庭の経済的基盤を特に脆弱にしています。加えて公教育が縮小され、教育の私費負担が拡大しています。

貧困の拡大により、保育料、給食費、高校授業料などの滞納が増加しています。その結果、高校中退を余儀なくされた子ども、大学の進学を諦めた子ども、十分な医療を受けられず、健康を害する子ども、そういった不幸な子どもが増加しています。

そして、本来保障されるべき、教育支援を奪われた子どもが、成長後も貧困から脱出できず、親の貧困が子どもの貧困につながる、貧困の連鎖の構造がつくられています。

さらに、不安定、低賃金労働の蔓延、社会保障制度の削減、及び子どもの貧困による貧困の再生産は、個人の努力では克服困難な機会の不平等を生じさせています。そして、この経済的、社会的ハンディが、次の世代に連鎖することになり、この貧困の連鎖が社会階層の固定化を生じさせています。

次に、所得再分配機能の重要性を見ていきましょう。貧困と格差が拡大している現状の中で、税と社会保障による所得再分配機能は、極めて重要なものとなっています。税制においては、応能負担の原則が要請され、実質的平等の観点から負担能力に応じて、税負担を公平に行うことが要請されています。

まず、税と社会保障による所得再分配の必要性について、見ていきます。税と社会保障による所得再分配機能とは、課税においては、低所得者への生計費控除原則や高額所得者に対する累進課税により、社会保障においては、低所得者などの社会的弱者に対して社会給付を行うことにより、実質的な平等を図る機能であります。

応能負担の原則は、負担能力に応じて税を負担すること。所得の少ない人は少ない税負

担を、所得の多い人は大きな税負担をするといった原則であります。この原則は、生存権を規定した憲法 25 条、実質的平等を規定した憲法 14 条等から憲法上要請されるものであります。

次に、課税における応能負担原則に反する現状を見ていきます。2011 年度の申告納税者の所得税負担率は、所得 1 億円の人 28.9% をピークに、10 億円では 23.5%、100 億円では 16.2% まで低下しています。所得 1 億円から 100 億円までは、所得が高額になるほど納税負担が軽くなっています。

これには、所得税だけではなく住民税や社会保険料も加えておりますが、1 億円あたりの方が大体ピークで 35.8% となっている一方で、100 億円の方が 18.9% まで低下していること。この 18.9% が 100 万円の方よりも低いこと、これがご確認いただけたと思います。

次に、所得税の基礎控除額の問題を考えてみましょう。所得税の基礎控除額は 38 万円ですが、これは生活費非課税の原則から見て低すぎます。引き上げが必要だと思えます。

次に、資産所得の分離課税と減税措置の問題を見ていきます。株式、金融資産などによる資産所得は、所得を合算して税率を定める総合課税ではなく分離課税を選択し、15% という低い税率の適用を受けることができます。

1 億円以上の方の所得税の負担率が低下をするその理由はまさにこれでありました。1 億円以上の方の大半は資産所得が非常に多い。そこに対して 15% 適用する。だから、先ほどのようなことが生じる。そういうことであります。相続税については、過去 75% に及んだ最高税率は、2003 年以降引き下げられ、現在 50% になっているなど、高額資産保有者の相続税負担が軽減されています。

次に、社会保障制度の所得再分配機能としての問題点を見ていきます。前述のとおり、我が国の社会保障制度は脆弱であり、所得再分配の機能を十分に果たしておりません。我が国の社会保障費は、対 GMP 比で欧州諸国よりも少なく、スウェーデンやフランスが 30% に近いのに対し、日本は 20% に達していません。これは、OECD 平均よりも低いものです。

そして社会給付の内訳についても、欧州と比べて高齢者や医療関係に偏っています。その一方で、家族関係、失業関係、住宅関係、の割合が日本は低くなっています。

次は、ジニ係数です。ジニ係数、言葉としてお聞きになった方も多いかと思いますけれども、格差を表す指標で、1 に近づくほど格差が大きくなる。そういった指標であります。我が国の所得再分配機能は低く、OECD 加盟国の中でジニ係数が高い国に属します。

次に、海外調査とその成果について見ていこうと思います。ここでデンマーク、イタリア、フランスの調査を取り上げます。まず、デンマークについてです。相対的貧困率及びジニ係数は、世界で最も低い状況にあります。国民に対する幸福度調査でも世界一であります。税と社会保障の特徴としては、以下のことが挙げられています。国民の税負担率はかなり高く 65.1% となっています。間接税である消費税も 25% とかなり高い状況であります。

その一方で、所得の再分配に対する国民の理解がものすごく進んでおります。国家財政

の支出内訳は社会保障 41%、教育 15%、医療 10%、高い負担による潤沢な財源を確保しています。そして、福祉、教育、医療等を充実させています。貧困と格差がそれにより縮小されています。国民調査では負担軽減によるサービスの低下よりも、高負担によるサービスの維持を求める声が強い状況です。そして、そのようなことを決める政策形成過程の国民の参加も徹底されており、この点の民主主義も確保されています。

デンマークの社会保障を考える上で、最も重要な原則の一つが普遍主義であります。所得の再分配の考え方として、普遍主義と選別主義があります。普遍主義、これはすべての国民を対象とする。選別主義、これは低所得者のみを対象とする。何かを導入しようとするときに、所得制限を設ける場合が選別主義、所得制限を設けない場合が普遍主義、基本的にそういった流れの議論であります。デンマークは基本的に普遍主義です。普遍主義をとることによって、すべて国民がその恩恵を受け、低所得者と富裕層の分断が生じない。そういったメリットが大きいそうです。分断が生じていないから、富裕者の方もより高い税金を課せられても不満を言わない。そういった状況が確認されています。

次に、イタリアを見ていきたいと思います。今年5月にイタリアのローマやボローニャに、社会保障制度、労働制度に関する調査を実行委員会で行いました。イタリアは、人口規模、GDPとも日本の半分弱、ユーロ圏第3位の経済大国です。最近では、長引く不況の結果としてイタリア政府の債務危機問題が深刻になっています。その結果、緊縮財政が進められています。イタリアの緊縮財政は、労働環境にも変化をもたらしています。日本においても、税収の減少に伴う財源問題を背景に社会保障費の削減が進められたり、経済活性化を名目に労働規制の緩和が進められるなど、我が国とイタリアとは社会保障や労働を取り巻く状況にも共通点があります。調査の詳細は、基調報告書を見ていただきたいと思いますが、いくつか特徴点をご説明したいと思います。

まず、イタリアには、法制度としての最低賃金制度がありません。最低賃金については、産業別労働協約に定められた賃金規定がその機能を果たしています。この最低賃金の仕組みは、組合員にかかわらず非組合員にも適用されています。産業別労働組合が労働者の給与水準維持に大きく貢献している点で、日本との違いがあります。

イタリアでは、職業教育を受けるための費用は基本的に無料です。職業教育は就労継続や転職に向けて重視されており、労働者に対する支援として大きな成果を上げています。また、失業者に対しては、雇用のための社会保険制度が充実しており、労働者は業種、企業規模を問わず、長期間にわたって失業の際の保障を受けられるようになっています。

次に、社会保障制度についていうと、イタリアには日本の生活保護のような制度は存在していません。それでも多くの人が安心して暮らせる社会となっています。例えば年金や失業保険は、受給者の生活を十分に賄えるものとなっています。医療費や教育費などは、多くの場合、本人負担なしで利用可能になっています。

また、イタリアでは宗教的な背景もあり、ボランティア活動が盛んであります。イタリアで当たり前の存在になっている産業別労働組合や社会的協同組合は、日本でもぜひ導入

すべきであります。

次に、フランスについて見ていきます。実行委員会では、今年の6月にフランス調査を行いました。フランスは、人口 6,300 万人であり、GNP で見るとアメリカ、中国、日本、ドイツに次ぐ経済大国であります。

また、フランスは北欧諸国ほどではありませんが、大きな政府を持ち、福祉国家を実現しており、日本と同様に経済大国であること。中央集権的な国家であること、社会保障の基本財源が税方式ではなく社会保険料方式であること等、日本における福祉国家を考える上で参考になる点がたくさんある国であります。また、フランス経済はリーマンショック以降の世界同時不況の中で、先進諸国の中で最も影響を受けていない国とされています。

2012年に誕生したオランダ政権は、年収 100 万ユーロを超える個人富裕層に対し、最大 75%の税率を課す特別貢献税を導入しようとするなど、極めて興味深い国であります。

調査の詳細は、ここも基調報告書に譲りますが、特に参考とすべき点を述べたいと思います。一つ目が、全国貧困シンポジウムの開催です。2012年に誕生したオランダ政権は、全国貧困シンポジウムを開催しています。そこでは、今後5年間の重要課題七つについてワーキンググループがつけられ、市民団体も深く関わって予算も含めた政策的な議論が行われました。国が先頭に立って貧困問題の解決に向けて行動するということは、日本には無いことです。もし、日本でこのようなシンポジウムが開催されれば、日本の貧困問題も大きく前進すると思います。

二つ目が、貧困と社会参入観測所の存在であります。これは、法律に基づいて成立された公的な機関であります。公的な統計に加えて民間団体からのデータも広く集積し、貧困の実態についての分析を行い。その情報を政府、議会、市民に配信しています。課題を解決するためには、情報の分析が不可欠です。日本が本格的に、貧困問題に取り組むためには、このような機関が必要不可欠だと思います。

三つ目が、住宅の権利の問題です。フランスも他の西洋諸国と同様に、住宅の権利を重視し、公共住宅の整備を重視していますが、それに追いつかず、路上生活を余儀なくされている人が生じています。そのような人が裁判に訴えて、それによって国に住宅の権利を保障させる、そういった法制度が認められています。

また、空いている建物に対する占拠活動が行われています。スクワットというふうに呼びますがけれども、日本では空いている建物を占拠すれば住居侵入罪になることが通常でありましょう。でも、フランスではそのようなことが市民の支持を受けて行われています。路上ではなく住宅に住むということは、市民にとって最も基本的な人権です。日本でも住宅の権利をいま一度検討する必要があると思います。

次に、不平等社会の克服の視点を見ていきたいと思っています。貧困を生む要因の排除でございます。貧困を生む要因を排除するためには、具体的には、社会保障制度の整備・充実、労働者の権利の確立及び子どもの貧困対策が必要です。

社会保障制度に関する権利性の確認と社会保障基本法の制定、これが極めて重要であり

ます。まず、社会保障基本法を制定しましょう。そして、その中で社会保障が国民の権利であること、先ほど憲法 25 条は空文化しているのではないかと言われましたけれども、それを内実化させるためにも、権利であることを確認することが重要です。

医療、年金、介護の各社会保険制度において、社会保険中心主義から、税財源による普遍主義への転換が必要だと思います。健康で文化的な最低限度の居住環境で生活することは、生存権の保障の重要な要素です。そのために、低所得者一般に対する普遍的な家賃補助制度をつくる必要があると思います。

所得の再分配機能を重視した応能負担原則による税制の再構築が必要です。我が国の不平等社会を克服するためには、税制においては、応能負担の原則に従った適切な課税によって所得再分配機能を発揮させることが必要です。

生活費控除原則は応能負担原則の中でも重要なものです。それに基づき課税最低限の再検討がなされるべきです。応能負担原則に基づく実質的平等確保の観点からも、負担能力に応じた資産所得課税のあり方、減税措置等の見直しなども含めた税制の再構築が必要だと思います。

政策形成過程における透明性と公正性、これも確保しなければなりません。憲法は、租税法律主義及び財政民主主義を規定しています。何のために税金を使い、そのためにどの程度の税金を徴収するかは、国会が決めることになっています。しかしながら、国会の審議の前に審議会で審議がなされ、事実上結論が決まっていることが珍しくありません。審議会の委員の構成や審議の進め方は、行政主導で決められるのが通常です。審議会重視の政策形成は、憲法が規定する租税法律主義や財政民主主義を否定することになりかねません。

したがって、重要な政策形成過程においては、議論の公開及び透明性を確保するとともに、関係当事者が対等に参加できる制度を整備することが必要だと思います。

学校教育における教育内容の充実制度化の必要であります。大多数の国民は義務教育及び高等教育を終えた後、労働者として社会に出て消費生活を営み、税金や社会保険料を納めます。しかしながら、学校教育課程において、自分が労働者となったときに身を守るための労働法の知識を学ぶことも、社会保障制度について学ぶことも極めて不十分であります。労働現場における使用者の違法行為への対抗、生活に困窮した場合に必要な社会給付を受ける。そういった場面のためにも、学校教育が果たすべき役割は大きいものであります。

税制、財政の仕組みや、それに対する憲法上の原則についても、国民に十分な教育がなされているとは言えません。不平等の克服には、税制、財政に関する教育制度の充実が必要です。

最後に、国に対する提言を述べていきたいと思います。先ほどから申し上げたとおり、社会保障基本法、これの制定が必要であります。そこでは、社会保障の権利性明確化、社会保険中心主義から税財源による普遍主義へ、これをまず確認すること、これが一番必要

なことではないでしょうか。

次に、税と社会保障による所得再分配機能の重要性、及びそのために不可欠な応能負担原則に基づく実質的平等確保の観点から、生活費控除原則を徹底した課税最低限の設定、資産所得課税の減税措置等の見直しなど、負担能力に応じた税制を再構築する、このことがやはり必要だと思います。

最後ですけれども、政策形成における関係当事者の対等な参画と、憲法上の原則に基づいた議論が定着するためには、ここに書いてあるように、審議会において議論の公開及び透明性を確保するとともに、関係当事者が対等に参加できる手続を保障することが必要です。

法教育の取組みについても、社会保障、税金及び財政等の教育を国民の権利、民主主義の観点からも充実していくことが必要だと思います。

以上、実行委員会からの基調報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

2 特別報告「主催者として、税財政を決めよう！」

：三木義一（実行委員会委員・大阪弁護士会）

私は弁護士でもありますし、同時に長いこと税法を大学で教えてきた教員でもございます。今日はその立場から、税金問題について、少しお話をさせていただきたいと思いますが、まず、日弁連の人権大会で税・財政問題について、正面から議論する機会をいただいたということ。また、皆さんに検討していただいているということに、心から感謝をしたいと思います。

といいますのは、実は人権問題というのは、それを支える財政的な裏付けがなければ実質化できません。ところが、我が国では、従来人権は熱く理念としては語られるのですが、それを支える、裏付けになる国家の制度としての財政問題についての検討がほとんどなされてこなかったように思います。

そのため、憲法で保障されている様々な人権が、実は空洞化されているというのが実態ではないかと思います。日本国憲法が制定されてから60年経ちましたけれども、未だに税・財政の分野については、その憲法の理念が浸透していないのかもしれない。

このことは、皆さんの税金や財政に対する意識も同じように、まだ日本国憲法にふさわしいものになっていないのかもしれない。そういう点から、私が今日皆さんに申し上げたいのは、日本国憲法下のもとでは私たち国民が主権者で、その主権者が納税者でもある、ということです。人類の長い歴史の中で初めてで、かつ新しいことなのです。大半の時代は、ご存じのように、王様がいた時代の税金でしょう。われわれ人間が社会をつくってからは、ほとんど税金を取る者と取られる者は分断されていたのです。

でも、日本国憲法のもとで、私たちはようやく税金を払う者が主権者でもあるという社会になったのです。そういう前提のもとで税金の問題をわれわれが考えてきたことがあるのか。これは皆さん自身も一度問い直していただきたい。そういう観点から、これから税金を考えるときの10のポイントとして、私のほうから申し上げたいと思います。

まず1番目に、皆さん、税金の考え方、税というものの考え方を改めてください。何か一方的、権力的に取られるもの、嫌なもの、多分こんな発想でまだ皆さん考えていらっしゃると思いますが、それは、かつて王様がいて、納税者から無理やり取っていた時代の影響です。そろそろその意識を変えないと、私たちは私たちの社会をつくっていくことができないということでもあります。

少なくとも納税者が主権者になった日本国憲法の下では、私たちが負担する税金というのは、私たちが所有権の行使として、私たちの意思で、この国を支えていくためにはどういう割合で、どういう基準で、誰がどういう形で税金を負担すべきかということ、われわれが合意して納得して出していく、そういうものになっているはずで

ですから、私たちは今の制度の下では、私たちの代表者を議員として選んで、その議員たちが私たちの合意としての税負担をいくらまで出すかということについての合意を法律という形で決めて、制定して、それを施行しているという形になっているわけであり

ます。ですから、これは、税金というのは別に安倍さんが勝手に決めるものでもないわけでありまして、本来はわれわれが税の使い道も含めてきちんと判断をして、多数決で決めていくと、こういう社会の中での私たちの取り決めだと考えなければいけないのです。

ですから、税金の問題については同時に、私たちがこの日本社会をどう支えていくのかということを考えながら、私たち自身も主権者として税金の問題について正面から考えていかなければいけない。残念ながら日本は海底資源とか、そういう資源が大量に得られて、外国に売れて、税金など取らなくてもすむような国であれば、税金問題など考えなくてもいいのですが、そうではない。こういう状況ですから、私たち自身がこの問題を考えていく必要があると。これが第1点です。

それから2番目に、税金の歳出こそ、実は人権の基礎でもある。例えば司法改革も残念ながら中途半端な形で終わっていますが、あれなども本当だったら裁判所ももっと増やせばいいでしょう。それができなかった一つには、お金がないじゃないですか。司法分野の財政組織が全然手当されていない。また、そういう余裕がないという状況の中でやられましたから、中途半端に終わってしまったわけであり

ます。先ほどのデンマークの話もありましたけれど、今の日本で、もし若い人が病気になって入院をせざるを得なくなり、保険も入っていない。どうしたらいいんでしょうね、この人は。本当に十分に入院治療が受けられるのでしょうか。また、本人もそういう治療を受けようという気になるのでしょうか。こういう場合に、その人を治療のために必要な資金を税金で出してはいけないのでしょうか。実際これを行っている国はありますよね。先ほどの話の中にあつたデンマークなどは、すべて医療費関係は税金ですよ。それは、国民が

そういうふうを決めればいいわけですよ。また、それを裏付ける財政支出を国民自身が出しあっていけばいいわけですよ。すべてこういう問題は、結局はわれわれ自身が税をどう使うかという問題であります。

ですから、税金の問題を議論するときに、税金だけを切り離して議論する発想は、もうそろそろやめましょう。マスコミにもぜひそれは言いたいのですが、増税か減税かなどとそんな報道ばかりしていたら、庶民は減税がいいに決まっています、誰だって。税金は払いたくないわけですから。そんな報道をしているからこんな社会になってしまったわけですよ。

税金をどうするか、それを何のために使うか。絶えず一体的に議論する社会にしていかなければいけないわけであります。そのときに、税金をどういうふうに公平に取るかという問題も、いろいろな考え方があります。

一つは、個々の税金それ自体を公平なものにしていかなければいけないという考え方があります。一つひとつ緻密にやっていくという考え方、これも一つ必要かも知れませんが、非常に限界があります。

そこで2番目に考えられるのが、税制全体の中で公平にしていこうと。例えば、消費税などは、それ自体は逆進的な性格を持っていますから非常に問題ですが、しかし所得税などで給付税額控除により埋め合わせて、全体で公平化を図っていこうという発想もあります。

しかし、これもなかなか実はいろいろ難しい問題があります。そうであれば、先ほどの紹介にあった北欧のように税金はしょうがない、みんな出そう。かなり不公平な側面はあるけれども、しかし、歳出のところで所得再分配を徹底してコントロールして、民主的な形で公正に出して、社会でトータルとして公正な社会をつくっていこうという発想もあり得るわけです。

ですから、私たちはこれから日本社会をどのような社会にしていくかということを考えているときに、どういう仕組みで私たち考えていくべきなのかということも、この機会にお考えいただきたいと思います。ですから、一番大事なのは、公共にどれだけのそういう再分配をするお金が集まるかどうかということなんです。

他方で、このことは、別の言葉で言いますと、減税を主張するというのは、実は金持ちの主張ですよ。これは、アメリカの共和党に代表されるような、社会にお世話にならずに自分たちで何でもできる人たちが減税を言うわけですよ。税金などは払いたくもないし、国によって支えられる必要もない。私たちは自分たちでできると、こういうことになるわけですよ。

本来、減税をいうのは富裕層であって、逆に庶民を支持基盤にしているヨーロッパの社民党などは常に増税を言っているはずですよ。国民から税金をいろいろ出してもらって、そして再配分をして、社会的セーフティネットをつくっていく。これが、本来の労働者の政党の一つの主張だったはずであります。

ところが日本では、なぜか与党も野党も減税であります。減税が正義の主張になってしまっている。これは、戦後日本の税制の初期が超過累進税率、非常に高い累進税率を入れて、その後減税しても経済回復していきましたから、税収が上がっていくという中で、いつの間にか政治家もそれが慣れてしまったし、私たち国民もそれが当たり前のようになってしまった。その結果が今の状況にもなっているわけではありますが、本来、増税か減税かという問題は、その歳出と合わせて議論しなければいけませんし、むしろ庶民のためには税を出しあって、その歳出を通じて公正な社会をつくっていくということが、実は大事なのであります。

こういう発想が日本に生まれなかったということの原因の一つは、やはり戦後の日本の政府が、国民から信頼を受けなかったということもあるかもしれません。これは、何も政府に対する強いわれわれの信頼感がなければ、これはなかなかできるものではないわけがあります。

4番目に、そうであるとする、税金について私たちが出そうと決断するのであれば、われわれが決めた税金の内容がわからなければいけないですね。皆さん、今税金を負担しているわけですが、税金の内容をおわかりですか、詳しく。ここは弁護士会ですから、かなりレベルが高いと思いますが、一般の納税者の場合は、ほとんど税金はみんなわからないようです。

今度、ある団体から消費税について説明してくれと言われましたけれど、その理由は、全然わからないかという話です。これが実態なんです、おかしいでしょう。主権者、皆さんが決めたはずの、決めた人たちがわからない。税金が決められてしまっている。決まっていく、こういう社会であります。ここをどこかで変えなくてははいけません、多くの人たちが、日本の納税者がわからなくなっている仕組みは、源泉徴収と年末調整で大半の所得税の納税義務者が、税の決定過程に関与しないことにあります。全く知らないまま過ごせる。いつの間にかむしり取られているという仕組みで我が国は運営されてきているからです。この仕組みをどこかで変えないと、まずいと思いますね。私などは、源泉徴収はいいですが、年末調整などはやめて、みんなが申告するぐらいの仕組みに変えないと、皆さんの意識は変わらないだろうと思います。

いずれにしても、現在の税法は、非常に難しいのです。事実上、税理士さんなどのようなプロでしかわからないような仕組みになっている。これ自体が大変問題です。本当はこれも変えなくてははいけない。

ところが、今民法改正をやっている法学者が書いているものを読んだら、民法改正はしなければいけない。そうですね。その理由は、民法は、みんなのものだから、みんながわからなければいけないからだそうです。ところが、この世の中の法律の中には、そうでないものもある。例えば、税法がそうである。税法は、プロが読めばいい法である。プロしかわからないように書かれていて、誰も文句は言わないと書いているのです。ひどいですね。租税法律主義がちゃんとあるにもかかわらず、そんなことを民法学者が平気

と言える。これ自体が、今の法律関係における税法の位置付けです。法律学者における税の問題意識が極めて薄いということを改めて強調しておきたいと思います。

税法が、非常に専門性が高いと、結局、専門家を雇える富裕者のみが、その税法を利用して回避できるということがますます助長されるわけです。そういう意味では、税法の複雑性というものをどうやって解消していくか。いかにわかりやすい税法に切り替えていくかということも、私たちの課題だろうと思います。

それから5番目に、私たちは主権者ですから、税務署の仕事というのは、本来、私たちの合意をしたものを実現するわけですので、税務署は主権者である納税者のために税務行政をきちんと公正に行わなければいけないはずであります。

ところが、なかなかそうではないですよ、皆さんの実感では。多分、まだ取締りの発想で、上から目線の行政がこの間ずっと横行していました。多分この基本的な原因は、王様がいた時代の戦前の税務行政、これは主権者の一部の権利を委譲されて、行政が納税者よりも一段上のレベルから行政を統治するという、こういう観点の税務行政だったわけですが、この慣習が戦後も引き継がれました、基本的にね。

本来、課税庁も納税者もともに法律によって拘束されるという意味では、対等な関係だったはずなのですが、それがずっと過去の慣例も影響して、課税庁が取締りの発想で税務行政の仕組みができていた。その結果、例えばわかりやすく言えば、皆さんが、本当は100万円なのにうっかり300万円と申告してしまった。こういう申告を訂正できるかということ、まず、租税特別措置をうっかり見過ごして申告したらアウト、それだけでアウトです。計算で税額を多く申告してしまったら、1年間に限定して訂正を認めてあげようという制度だったわけです。ところが、課税庁は5年間是正できたのです。5対1で、残りの4年間は、課税庁が更正する権限を持っているわけですから、税理士や一般の納税者は4年間どういうことをやってきたかといいますと、嘆願書でした。税務署に嘆願書を出すのですよ。嘆願行政、お願いします、という行政ですよ。それが、ついこの間まで行われてきたのです。

日弁連の協力によって民主党政権のときに、ようやくこの部分を改正して、5対5に切り替えることができましたけれど、これはまさに嘆願書撲滅運動だったわけです。嘆願書みたいなものを出さなければならないという行政自体が、極めておかしい行政だということは、ご理解いただけたと思います。

とりわけ、この申告納税制度の理解が、納税者があの難しい税法を全部見た上で、税額まで計算しなければいけないわけですよ。それで間違えたら、間違えた納税者の責任という発想でつくられている申告納税制度、これが本当にそれでいいのか。皆さんもこの機会にもう一度考え直していただきたいと思います。

それから、6番目に言いたかったのは、実は今税金のことは言いましたけれども、同時に財政支出、これについての国民の関与権というのが、もっと実質化されなければいけないわけです。現在、我が国の予算、何にどれだけ配分するかという決定を誰がやっている

か。われわれがそこに関与する道があるか。これはご存じのように、実質的にはほとんどありません。戦前と同じように官僚のほうに全部仕切ってやっております。

その結果、どんなことがあったか。皆さん、つい最近のことで記憶されていると思いますが、あの復興予算 19 兆円、あれ復興予算として本当に使われているだろうか。NHK が詳細に追ってみたら、本当にひどいものにありとあらゆるところに使われていたわけです。とにかく予算がついたらみんな使ってしまうということ、いろいろなところにバラマキでやっていたわけですね。

あまりにも復興予算と関係ないではないかということで NHK が批判をしたのを受けて、自治体が今渋々返しているという状況にあるわけです。どうして、そんなことがまかり通るのか。これが、やはり一つの大きな問題だし、私たち、もしくは専門家がどうしてそういう過程に関与できないのか。これ自体も、まだまだ私たちの課題として残されているということです。

そして、予算の支出について、会計検査院の決算報告だけで、不当事項などの指摘だけで終わっていますが、それだけでいいのかどうか。会計検査院に対して審査の申入れができる人が非常に限定されていますが、それもはたしてそういう仕組みでいいのかどうか。先生方もお考えいただきたいと思います。

それから、それとの関係で言いますと、財政支出について、自治体の財政支出については住民監査がありますけれども、国税の支出については、納税者訴訟がありません。住民訴訟に対比する納税者訴訟がないということも、これは制度として考えておかなければいけない問題だろうと思います。

それから、この日弁連のところですから、せつかくの場所ですから、7 番目に裁判所は、もっと主権者がわかるように、主権者が理解できる判決を出せということをおっしゃると思います、この機会に。

税務訴訟、皆さん税務訴訟については、なかなか皆さんおやりにならないと思いますけれども、税務訴訟の勝訴率、大体 10% 前後であります。10 件のうち 1 件ぐらいしか勝っていない、一部勝訴も含めて。どうしてこんなに低いのかということが問題になるわけですが、日本の税務行政が非常に公正にやっているから、なかなか勝てないんだというふうに言えればいいのですが、必ずしもそうでもないと思いますね。その一つの原因には、税金裁判を担当する日本の裁判所のシステムの問題があると思いますね。

裁判官、税法を本当に知っているのか。それ自体もあやしいわけですし、しかも条文から見て、どうしてもそんな読めないものについて、裁判官は、普通の民事裁判の癖がありますから、つい趣旨解釈してしまうのです。条文ではこうなっているけれども、制度趣旨からするとこうだと。したがって、課税庁の言うとおりでであると、こういう判決が圧倒的に多いわけです。これは民事裁判の癖だと思いますね。ご存じのように、民法は条文が全然変わりませんから、趣旨でいろいろ穴を埋めていく解釈をするのが普通であります。

だけど、それは民法が 100 年に 1 回、未だに改正できないからそういうことをやらざる

をえないわけで、これに対して税法は毎年改正できるんです。おかしかったら直せるんです。ですから、裁判所はもっと条文で不透明だったら、これで課税できないということを断言すればいいわけです。

そうしたら、おそらくすぐに税法変わるわけです。そういうことを裁判所ははっきり姿勢を示せばいいのに、民法と税法の区別がつかないのでしょうか。この点も曖昧になっております。ここら辺はもう少し裁判制度のあり方として、通常の民事裁判をやる裁判官に税金事件は担当させないでほしいと思っている。特別な裁判制度をつくらなければいけないのではないかと考えております。

それから8番目に、税制は公平・公正・透明化して決定しなければいけないということを強調しておきたいと思います。実は、日弁連のご努力のおかげで、今回国税通則法一部を改正できました。先ほど言ったように5対5にするようなことができたわけですが、そしてまた、税務調査手続などもようやく手続規定が入ったわけですが、これを税制改正大綱で決定するまでがひと苦勞であったわけですが、それはともかく、決定して、やるよと決めてから、一番の問題はどこかおわかりになりますか。具体的な法案をどういうふうに作成するか、です。

これを、そういう決定過程に関与してきたいろいろな専門家がチェックできるか。現実にはこの法案をつくるのは所轄省庁です。具体的に言いますと、財務省、国税庁に適正な手続をさせるための大綱を決めたのですが、その大綱を具体化する法案の原案を作るのが財務省です。一切秘密主義でやるんですよ。法案提出まではわれわれもわからないのですよ。誰もわからないんですよ。そのまま出されてしまったら、そして法案を見たら、あつというものが出てきたら、大変なことになるわけですよ。

ですから、今回の場合は、私どもはそれを避けたかったもので、必死になって探しました。今回はたまたま法案を国会に出す数日前に法案を見ることができました。具体的な法案の中身を見たら、「あれ？」というのが多いのです。このままでは、せつかくの改正の意味がなくなるかもしれないというものが、いくつか散見されました。

そこで、私どもも慌てて官房長官クラスのところへ急きょ頼み込みに行って最終的な法案に出す前に、もう一度ここを直してほしいということで、いくつかの修正点を出して、政治家の方もそこで動いてくれて、最終的に何とか間に合いました。それでも本当は、もっと直したいところがいっぱいあったのですが、いずれにしても、こんな形で法案をつくられること、それ自体がおかしいと思いませんか。法案が国会に出たら議員さんたちほとんどノーチェックですから、法案作成過程が重要ですよ。

そのところに省庁も入ってもいいですが、日弁連の代表や、それから税だったら日税連の代表、そういったような人たちが入って、その合理性をチェックした上で法案として出すというような立法手続が、どうして実現しないのだろうか、どうして今のようなままでいいのだろうかということを、皆さんもお考えいただきたいと思います。

いずれにしてもこの税制は、立法過程をもっと透明化しなければいけません。民主党の

ときには、ご存じのように税制改正の過程については、政府の税調の議論を全部オープンにしましたから、外からも何が議論されているか見えたわけですが、自民党さんになってしまってまた先祖返りです。全然わかりません。

ですから、新聞記者も壁に耳を当てて何を言っているか聞いて、聞こえた範囲で書くという状況に戻っています。これが民主主義社会の税制改正決定過程でしょうか。そういう問題がございます。

8番目に、同時に先生方、われわれは主権者として、日本の問題に関心を持たなければいけないのですが、もう税制は日本一国だけで考えることはできません。世界の動きと連動しております。世界が税率の割引競争をやっているときに、日本がそれに逆らうことができるかという、なかなか難しいのであります。そういう意味で法人税のいろいろな問題が、そういう世界の動きと連動しているということを確認していただきたい。

それから、せっかく私どもが民主主義のルールで、私たちが主権者としてこういう税金を負担していこうよと、お互いが合意しあったのに、負担させられることになった人が、俺はそれは嫌だと国境を利用して逃げてしまったらどうなりますか。民主主義のルールが実現できますか。民主主義というのが維持できますか。今、日本の個人も企業も国境を利用して逃げ回る人たちがずいぶん出ております。こういう人たちは、はっきり言いますと民主主義の敵であります。これをどういう形で規制して、そういう弊害を少なくする税制を実現できるか。これはわれわれの課題だろうと思っています。

そういう中で、EUの11か国が連帯して有価証券取引税を導入しようとしているということにも、ぜひ注目していただきたいと思います。別名国際連帯税ともいいます。世界の税制の動きは、もう一国を越えて国際社会が連帯して不公正に臨んでいくという状況になっております。税制もその一環であります。

ちなみに、皆さんご存じの方いるとは思いますが、タックスヘブンというのは、あれはケイマンとか、ジャージー島ではありません。シティ・オブ・ロンドンです。そこが張り巡らせている蜘蛛の巣の仕組みです。ですから、あれを規制しないとだめなんです。

そこで今、フランス、ドイツの連合軍がシティのそういう操作をいろいろ規制するために今こういう金融取引税制を入れようとしているという状況にあるということも、ちょっと頭に入れておいていただきたいと思います。

最後に、私たちが私たちの政府をつくるのが、やはり大事だということを強調しておきたいと思います。税金というのは、税金及びその歳出というのは、要するに今現代社会では、私たちが決めて私たちが決断できる仕組みなんです。そうであれば、私たちがそういう政府をつくれればいいだけの話です。

皆さんが考えている社会的な仕組みにしたいと思えば、そういう方向を目指す政権党と与党にして政権をつくれればいいわけです。その基盤が強ければ、官僚も動かざる得なくなるわけです。もうそういう時代に来ているわけです。民主党政権ではいろいろな意味で失敗しましたがけれども、しかし皆さんの意思次第で政府が変わるということを皆さんは体験

したわけでありませう。

本当は、自民党さんと違いうもう一つの政治モデルというのを皆さんに提示できたら、民主党さんもうちょっとうまくいったのではないかと思いますが、それは中途半端で残念でしたけれども、われわれ自身が決めることができる、税制というのはまさにそういう時代に入っているということを強調しておきたいと思ひます。

時間の関係でもう終わらなければいけません、最後に、いずれにしても税金の問題、一方的に誰かに言われて取られるのではないという前提で議論するのは、そろそろわれわれやめて、私たち自身が決めて決定できるものだと。そのためには、私たち自身の意向を反映するような政府をつくらなければいけないし、システムをつくらなければいけないだということを強調して、私の特別報告にさせていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。

3 当事者報告

(1) 秋保喜美子さん（障害者自立支援法違憲訴訟元原告）

私は、障害者自立支援法違憲訴訟の元原告の1人です。2005年10月、障害者自立支援法が成立し応益負担制度が導入されました。それは、ごく普通の生活をするために必要な支援を受けたり、施設を利用するのも1割負担が強いられ、障害が重い人ほど多額の負担額になる仕組みでした。

障害年金だけが所得の人でも対象者にされ、生活が成り立たない状況が次々に起こり、自殺者も出ました。あまりにもひどい自立支援法に我慢できず、市町村行政に気まづい思いをしながらも、2008年10月から2009年にかけて3回の全国一斉提訴を行い、全国14地裁で71名の原告が立ち上がりました。

裁判では、障害者やその家族の日々の現状が一気に吹きあふれ世論に広く訴え続けました。国の定めた法律に訴訟を起こして抗議の声を届け、障害者の権利を守る運動は全国に広がり、無視できない社会問題に発展したのです。

その後、政権が変わって、自立支援法の問題点を指摘する世論の声にこたえ、2010年1月7日、私たち自立支援法違憲訴訟原告団は国と基本合意書を交わしたことで、全国14地裁で和解となり、訴訟を終結しました。とりあえず、低所得1、2（※非課税世帯のこと）の人たちは利用負担が0円になりました。

国は、基本合意文書の中で障害者自立支援法制定の総括と反省の下に、自立支援法を廃止して当事者参画の下にしっかりと声を聞き、新たな総合的な福祉法制を実施することを公約しています。

あれから3年半の月日が経ちました。この間、様々な障害のある当事者参画の制度改革推進会議や総合福祉部会で細やかな議論が交わされ、障害者総合福祉法作成への骨格提言

がまとめられました。

今度こそは人権が守られる制度がつくられると期待していましたが、自立支援法という名前が総合支援法に変わり、今後3年間の見直し期限が付けられただけでした。骨格提言の内容も、基本合意文書の履行は何も実現していません。

特に応益負担の位置付けがしっかり残っている問題や65歳から介護保険に移行されることで起きてくる問題、障害区分認定の問題、報酬単価日払いの問題、さらに支給量保障（※福祉サービスの総量・時間のこと）の問題など急を要することがたくさんあります。

しかし、今、安倍政権は社会保障の抑制をますます幅広く具体化し、生活保護費の基準の引き下げや年金額の引き下げ、そして消費税増税など、ますます障害のある人たちも大変になることは間違いありません。人間の尊厳を傷つけたことへの反省どころか、低所得者を追い詰める方向に向かっています。そして、これからの福祉は自助・共助・公助とわざわざ掲げ、国の予算削減が示されています。これは現実的にも無理なことです。

私たちの抱えている現状をこれまで以上に社会に訴えて、一人ひとりの人権が守られる福祉制度を求める運動を拡げていかななくては、国と交わした基本合意文書を実現させることができません。私たち抜きで私たちのことを決めないでください。

基本合意書や骨格提言が生かされる法制度になるまで、ともに皆さん頑張りましょう。どうか、これからも力強いご支援をよろしくお願いします。発言終わります。

(2) 佐藤次徳さん（マツダ訴訟原告団事務局長）

マツダ派遣切り裁判原告団で事務局長をやっております佐藤と申します。よろしくお願ひします。マツダ派遣切り裁判の原告として、当事者報告を行います。

私がマツダの仕事に就いたのは、平成15年8月です。製造業への労働者派遣が禁止されていたこの時期に、私は請負社員ではなく、なぜか派遣社員という立場で働いていました。指揮命令はすべてマツダの社員から出され、社員と同じ仕事を同じようにこなしていました。休憩時間の取り方、早出・残業の指示、ロッカーの使い方、有給休暇を取るときもマツダの社員の許可が必要でした。

私がマツダの仕事に就いて7か月が経ったころ、突然派遣会社とマツダから3か月と1日だけサポート社員として働いてもらおうと告げられました。突然の命令に不審に思った私は、なぜなのかと尋ねると、双方とも自分たちもよくわからないという返事でした。ただ、共通して返ってきた答えは、サポートにならないならマツダでは働けないという言葉でした。

その頃、私たち多くの派遣労働者は、派遣法のことなど全く知らず、また、派遣法について派遣元やマツダから知らされることもありませんでした。私たちは釈然としない中、頑張ればいつかサポートの枠が取れて正社員になれる。サポート制度は正社員への第一歩だと捉えて、一生懸命頑張りました。

しかし、サポート期間が終わると、また元いた派遣会社に戻って同じ作業をする。そして、時期が来ればまたサポート社員として3か月と1日だけマツダの直接雇用で働くことを繰り返し、2008年、リーマンショックによる不況の波が日本に押し寄せると、私たち派遣社員を待っていたのは、容赦のない派遣切りでした。

後にサポート制度が3か月と1日というクーリング期間を悪用した大がかりかつ悪質な脱法行為だったと知り、愕然としました。私がマツダで働いていた5年半は何だったのか。そう思うと本当に悔しい気持ちでいっぱいでした。そして、悔しい気持ちと同時に強い憤りを感じました。

派遣切りにあった後の私たちの生活は、まさに貧困との闘いでした。派遣切りが始まった2008年秋から2009年初頭にかけて、多くの派遣社員が派遣元が借り上げたアパートで生活をしていましたが、そのアパートもひと月以内に出ていくよう言われ、マツダで働いていた多くの派遣社員が、住まいも仕事も見つからないまま、年末年始の寒空の下に放り出されたのです。

帰る家がある者はまだましで、ホームレスにならざるを得ない者、許されることではありませんが、やむなく窃盗などの犯罪に手を染め、警察のお世話になる者も多くいました。日本を代表する大企業が、派遣労働者のような弱い立場の者に犠牲を押しつけるようなやり方で、マツダだけに限っても千人以上の派遣労働者が人生を大きく狂わされました。

私たちマツダ訴訟の原告も例外ではなく、マツダを提訴してからの4年は大変厳しい闘いでした。派遣切りされた後に職と住まいを失い、劣悪な環境の中で持病を悪化させ、今もなお家族4人生活保護に頼らざるを得ない者もいます。4年間にわたる裁判で度重なるマツダの誠意のない対応に、心身のバランスを崩して深刻なうつ病になり、今も自宅での療養を余儀なくされている者もいます。

そのような、過酷な状況の中、今年3月13日に山口地裁で出された判決は、原告15名のうちサポート社員経験のあった原告13名について、マツダとの間に黙示の労働契約が成立するとして正社員と認定し、未払い賃金の支払いも命じました。

判決の内容を簡単に説明すると、1、派遣期間が労働者派遣法上限の3年を超えないよう、派遣社員を一時的に直接雇用するマツダ独自のサポート社員制度は派遣法違反。2、派遣の常用代替を防止する法の根幹を否定する施策だと認定。3、派遣労働者と派遣元会社との労働契約は無効。4、派遣労働者はマツダの事実上の使用従属関係にあり、マツダとの間に黙示の労働契約が成立する。

つまり、原告13名をマツダの正社員と認めたのです。山口地裁は、マツダで働く派遣労働者の実情を丁寧にわかりやすく認定してくれました。そして、常用代替の防止という派遣法の基本に立って、組織的大々的な違法を犯したマツダを断罪しました。この判決は私たち原告はもとより、全国で派遣切りなどの不当性を追及して闘っている仲間たちにも大きな期待と希望を与えてくれました。

時折、テレビの国会中継などで政治家や政府が、非正規労働者の増加について、労働者

のニーズが多様化しているから、などと言っているのを見ます。全く実情を知らない。認識不足も甚だしいと思います。少なくとも、私の周りに非正規労働者になりたいと思っている労働者は1人もいません。労働者の非正規化は、私たち労働者が求めているのではなく、企業が首切り自由の社会をつくるために推し進めているのです。

政府や厚生労働省には、このような労働者の実態を知ってほしいと思います。そして、その上で、安心して働き、働けば人並みの生活ができる労働法制を考えてほしいです。

正社員として働いている皆さんには、正規と非正規の待遇格差の実態を知ってほしいです。同じ労働者なのに分断されていることに気づいてほしいです。正社員の非正規化が進む中、自分自身が非正規社員に置き換えられる前に真剣に考えてほしいです。

そして、市民の皆さんには、もし自分のご主人や子どもが、やむを得ず非正規で働かなければならないとき、そして雇い止めにあつたとき、自己責任などと軽々しく言えるのか。非正規社員だから首を切られても仕方がないという世の中はおかしくないのかを自分自身の問題として考えてほしいです。

非正規で働くということは、本来持ち得る労働者の権利をほとんど奪われ、いつ首を切られるかわからない、裸同然で働いているようなものです。政治家、企業、労働者がもっと実情を直視して、安心して働き、安心して生活できる働き方を考えてほしいと思います。

以上、私からの報告を終わります。ありがとうございました。

(3) Aさん（シングルマザー）

私は、夫のDVが原因で、子どもを連れて別居し、今年、家庭裁判所の調停で離婚しました。今、小学2年生の長男と年長の長女を働きながら1人で子どもを育てています。長女には、発達障害があります。

シングルマザーとなって、まだ1年も経っていませんが、会場の皆さんにシングルマザーが置かれている現状を知ってもらいたいと思い、ここに来ました。

まず、シングルマザーになって大変なことは収入面です。私は9月までは、月曜から金曜の平日、午前10時半から6時まで、食堂と売店のパートで働いていました。時給730円、月8万から9万円になります。それに夫からの養育費6万円と児童手当2万円、合わせて月16万から17万、これが私のすべての収入です。

支出は、家賃5万、水道光熱費が月8,000円、食費が月2万5,000円から3万円、日本育英会から借りた奨学金の返済が月2万円、携帯電話代1万円、ガソリン代が1万から1万5,000円、小学校の諸経費と習い事で5,000円から6,000円、日用品雑貨が3,000円から5,000円、車検代と車任意保険のための積立月5,000円、毎月の国民健康保険が約4,000円、子どもの将来のため学費保険の積立1万3,000円、県民共済3人分で4,000円です。

児童手当2万は、本当は住民税の支払いや車の修理代、冠婚葬祭、洋服代や子どもの誕生日プレゼントとして積立をしたいのですが、なかなか思うようにいかず、貯金はできま

せん。逆に貯金を取り崩して生活しているのが現状です。

離婚して母子家庭になってから、水道代の基本料金免除、医療費の免除、給食費などの就学援助、国民年金保険料の免除など大変助かっていますが、ぎりぎりの生活であることは変わりません。今までお米より小麦粉が安かったので、小麦粉料理をよくつくっていましたが、最近、小麦粉が値上がりし、パンや麺類も高くなりました。牛乳、ガソリン代も値上がりしています。この上、さらに消費税も上がるので、食べ盛りの子ども2人抱えて、どうすれば食費を月3万円で抑えられるのか途方に促しています。

食品や生活必需品には消費税をかけないようにしてほしいです。また、私は中学3年のときに父を亡くし、母は私が中学のときから病気で長期入院していますので、当時通っていた私立高校を奨学金をもらって何とか卒業しました。38歳になるまで奨学金を毎月2万円ずつ返済する必要がありますが、夫と離婚して生活が苦しくなったこともあって、返済を何とか減らせないか相談しましたが、難しいようでした。現在、奨学金は生活保護受給者の人に限り免除になりますが、私のように収入が少ない人にも減額か免除をする制度があれば助かります。

次に、シングルマザーになって大変なことは、働く場所です。私は幸い10月から以前お世話になった運送会社の社長にパートとして雇ってもらえることになりました。少しですが前の職場よりは時給も上がります。ただ、自動車での1時間の通勤があり、ガソリン代が大変になります。しかし、会社は、私や私の子どものことをよく知っていて配慮してくれます。今日もこの場所に来ることを了解してくれました。

もし、人の縁がなければ私は無職になり、生活保護を受給しなければなりません。子どものことを考えると、できれば自宅近くで母子家庭に理解のある職場が必要です。また、私のような立場の人を配慮してくれる会社を政府は積極的に支援してほしいです。

三つ目に、シングルマザーになって大変なことは、子どものことです。長男は、人間関係をつくるのが上手でないようです。長男が思春期になったとき、母親1人で長男のことを受け止められるか不安です。長女も発達障害があります。例えば、特別支援学級か、普通学級かを選ぶとき、市の専門相談員の方が専門的な意見をくれます。専門的な意見はありがたいです。でも、私と同じ目線で子育ての話聞いてくれて、私の背中を後押ししてくれる人や場所があったら、どんなにいいだろうといつも思います。あまり先のことまで考えるとストレスがたまるので、目の前の問題のことだけを考えるようにしています。

それから、子どもがインフルエンザなど感染症にかかると治癒証明をもらうまで学校や保育園を休む必要がありますし、大雨洪水警報が出ると学校が休校になります。また、市内で犯罪事件が発生したりすると、学校まで子どもを迎えに来るよう連絡が来ます。病気のときに子どもを預かってくれる施設として病児保育室がありますが、病児保育室の数が少なく、自宅からも遠く、また預かれる児童数も少ないので、インフルエンザが流行する頃などは予約が取れません。通常の保育園、学童保育と比べて預かり時間も短いので、早く迎えに行く必要があるのです。今年の夏も大雨洪水警報で小学校が2日続けて休校にな

り、長男を1人家に残して仕事に行きましたが、仕事の間も心配でたまりませんでした。子どもが病気の時でも、台風で学校が休みのときも、安心して働けるよう、会社に迷惑をかけずにすむよう、すぐに子どもを預かってくれる施設をたくさんつくってほしいです。

また、私は10月から土曜にも仕事をするようになったので、仕事や用事があるときは、土曜も日曜も子どもを預かってくれる施設があればいいと思います。

また、現在、小学2年生の長男は放課後、学童保育で午後6時半まで預かってもらえるので、仕事が終わるとすぐに大急ぎで6時半まで迎えに行っています。しかし、長男の学校では、3年生までしか学童保育が利用できないので、長男が4年生になったら学校から帰宅後、1時間も2時間も1人で私の帰りを待つことになるので、どうしようか不安です。高学年も学童保育の受け入れ態勢を充実してほしいと思います。

母子家庭でも働いて、子育てをして、生活設計を描いていける社会にしてほしいと思います。ありがとうございました。

第3部 パネルディスカッション

パネリスト	稲葉奈々子さん（茨城大学人文学部准教授） 荻原博子さん（経済ジャーナリスト） 後藤道夫さん（都留文科大学名誉教授） 神野直彦さん（東京大学名誉教授） 田端博邦さん（東京大学名誉教授）
コーディネーター	阪田健夫（兵庫県弁護士会）、大久保聡子（東京弁護士会）

（コーディネーター・大久保） パネリストの皆様をご紹介します。まず、稲葉奈々子さんは、茨城大学准教授で反貧困の社会運動、特に日本やフランスでの貧困層の社会運動を中心に社会学的見地から研究をされています。

お隣、荻原博子さんは、「国は民の幸せのために」との信念の下、経済ジャーナリストとして活躍されています。家計アドバイザーとしても広く知られています。

後藤道夫さんは、都留文科大学名誉教授で、現代社会論を専攻し、格差社会の実態や背景を分析するとともに、労働運動や社会保障の再構築の必要性を広く社会に訴え、またこれを支援されています。

神野直彦さんは、東京大学名誉教授で、財政学・地方財政論を専門とし、地方財政審議会会長、政府税制調査会委員などを歴任されている経済学者です。

田端博邦さんは、東京大学名誉教授で、比較労使関係法などを中心として研究をされている労働法学者です。普通の人々が幸せになるための社会運動の在り方について広く提言をされています。それでは、パネルディスカッションを始めさせていただきます。

まず、荻原さんにお伺いしたいのですが、著書の中で、アベノミクスで今後家計に一層不安定で厳しい現実、各自対策が必要と指摘されています。これをちょっと具体的にお伺いしたいのですが、例えばアベノミクスによってデフレの脱却、景気回復の見通しというものについては、どのようにお考えでしょうか。

（荻原・経済ジャーナリスト） まず、アベノミクスというのは、3本の矢と言われてますよね。1本目が、日銀の金融緩和。結局、金を刷ってばらまくという話ですね。2本目が、財政主導、公共事業などにはいっぱいお金をつぎ込むということですね。3本目が、成長戦略なんですけれども、この3本の矢というのは、1本目、2本目は、とりあえず金をどんどん出そうという話ですね。そうすると金をどんどん出しちゃっただけでは、景気よくなる。金をたくさん出して、景気のいい下地をつくっておいて、3本目の成長戦略ということなのですが、この成長戦略というのが、たいしたものが出てきていないというのが今の現状ですよね。

これについては、神野先生とか、田端先生などが、後で詳しく教えていただけると思うのですが、成長戦略がないままにバラマキをしていて、結局、景気は、結構いい雰囲気

なってきたのですけれども、では、本当にその企業が儲かって、私たちのところまで来て給料が上がるかと。一番のポイントは、給料が上がるかどうかなんです。

なぜなら、安倍総理は、第1命題として、とにかく1丁目1番地は、デフレの脱却と言っていますけれども、このデフレの脱却というのは、皆さんがものをたくさん買えるようにならなければ、デフレというのは脱却できない。

ところが、今皆さんの給料はどうなのかというと、ずっと減っていますね。厚生労働省が毎月の給料を出しているんですけども、基本給はこの8月も減っていて、15か月連続で減少しています。給料が減っているとどういうことかということ、物がそんなに買えないですよ。給料は減っているんだけど、片方で円安になって物価が上がっているとか、それから社会保険料負担が増えている。それから、今度の増税もそうですよね。

ですから、給料が減って苦しい家庭がさらにいろいろなものが出費が増えちゃって、ますます物が買えなくなっていく。ますます物が買えなくなったら、これはデフレの脱却はできないでしょう。

ですから、多分安倍政権でデフレ脱却というのは、私難しいのではないかなと。もしくは物価だけが上がっていく、給料が上がらない悪質な悪性のインフレになっていく可能性もなきにしもあらずだと思います。

ちなみに、賃金については、消費税が3%から5%に上がったのが1997年ですね。そのときの平均給料というのは、厚生労働省の調べだと446万円あったんです。ところが、去年、この給料どうなっているのかということ、377万円、70万円減っているんですね。その間ずっと給料が減り続けているんです。

だから給料が減る中では、皆さん、やはりお金を使うことができないですから、それは物を買う力はなくなりますよね。その間、ずっとデフレが続いていました。もちろん、どんどんどんどん給料が減って、企業が儲かってきたので、いざ波景気という、つい7年ぐらい前までは、ものすごい景気回復していたんですよ、日本は。

でも、ほとんどの方が、日本は20年ずっと景気回復していないでしょうと言われるのは、多分、自分の給料が減り続けているからだだと思います。ですから、これを何とか引き上げるようにしなければ、デフレは脱却できないのではないかと。みんなもいろいろな物を買う余裕ができないのではないかと。

ちなみに、最近安倍政権では、これは首相もおっしゃっていましたが、法人税を下げれば法人税が下げた分が皆さんの給料に回っていくと。ですから給料は上がるんだという説明をなさっていますけれども、では、過去にどうでしょう。さっき言ったようにずっと給料は下がっているわけですよ。でも、その下がっている間に、3回ぐらい法人税引き下げているんですよ。それでもびくともせずに下がり続けてきた。

これはやはり政策的なものなので、まず、今回また法人税を引き下げる。それも、復興の法人税をなくしてしまうと言っていますから、そうすると、復興の予算は縮小されるわ、被災地の人には消費税がかかるわで、ますますこれは大変な状況になっていくと思います。

ですから、そういう意味では、デフレ脱却、だから景気回復はするんだと思います。なぜかという、お金をバンバンばらまいているし、だって普通に考えると、5兆円の消費税を取るのに5兆円ばらまくというんだったら、最初から1年延ばせばいいじゃないと思いますけれども、今回の政策は、5兆円の消費税を取るために、とりあえず5兆円をばらまくと、そういうことをやっているの、多分、景気は悪くはないと思います。

企業もいろいろな優遇があるので儲かっていくと思います。ただ、個人は給料は増えない。ですから、そういう意味で、景気は回復してもデフレは脱却できないと思います。

(コーディネーター・大久保) アベノミクスによって、実際今広がりつつあると言われている格差と貧困というのは、改善するとお考えですか。

(荻原) これは、さらに広がるんでしょうね。なぜなら、アベノミクスでやることというのは、昔、小泉さんやっていた政策と同じで、まず竹中さんが小泉政権のときに何とおっしゃったかという、ジャンボジェット機は、前輪が上がれば、後輪がついてくると言っていましたね。

私、ある番組で竹中さんに、「竹中さん、ジャンボジェット機は前輪が上がれば後輪がついてくる」と言いましたけれど、前輪と後輪は格差で眼下に離れちゃっているのではないですか。結局、あの政策は打ち上げロケットではなかったんですか。だから、コックピットは高く上がったけれど、他は推進力に使われて下に落ちてしまった。ですから、そういうことで、その方向性をまた踏襲しようとしていますね。

ですから、今回もジャンボジェット機ではなくて、打ち上げロケットになるのではないかと。打ち上げロケットになった場合、コックピット、だから一部のお金のある人とか、そういう人はどんどん高く登っていくんですけど、それを打ち上げるために推進力となっている一般の方とか、中小企業・零細企業こういうところは、推進力として使われて下に落ちていく。結果、さらに格差は広がると思います。

(コーディネーター・大久保) ありがとうございます。

(コーディネーター・阪田) では、次に後藤さんにお尋ねいたします。日本における格差と貧困の現状について、どうお考えになっていますかということと、それからその現状の原因をどのように分析されていますか。

(後藤・都留文科大学名誉教授) 貧困率の問題からやはり入ったほうがいいと思うのですが、2009年に民主党政権が貧困率をはじめて発表しました。先進国の中では、かなり高い、相当に高い数字だということで話題になりましたけれども、政府が発表した相対的貧困率というのは、貧困基準そのものがその時々収入分布によって、どんどん変化いたします。

1997年に130万円だったのが、2009年になると112万円にというふうに貧困基準そのものが実は下がっております。

1997年の貧困基準の数字をそのままにして計算すると、もちろんこれは全部物価調整をやっております。物価調整をやった上での話ですが、21%になります。ですから、日本全

体の経済の低迷があるために貧困率が極めて政府発表だと低く出ているという、大変皮肉な状態がございます。

ですから、政府発表の数字で考えるよりも、さらにさらに深刻な状態が実は今の日本の社会にあるのだということは、お知りおきいただきたいなと思います。実際、貧困が集中するであろうという高齢単身女性とか、先ほどお話がありました、母子世帯の方とか、政府発表の貧困率の普通の出し方をしても、国立社会保障・人口問題研究所の阿部彩さんが計算したところだと、それぞれ5割を超えているというような話になります。

全体が貧しくなりっぱなしかというと、必ずしもそうでもありません。格差が広がっているか、広がっていないかという話になりますと、所得の再分配する前のジニ係数がたしか0.5ぐらいになってしまっているという、かなり凄まじい状態なのですが、そこまで大きくなった主な原因は、高齢化だと言われておりまして、また世帯の人数が減ったこと、これは数字上の格差を必ず広げるのですが、この二つの要因だという説明がよくなされております。

しかし、ちょっと丁寧に見てみますと、年齢別に見て一人ひとりの所得に世帯所得をばらす、等価所得というやり方があるのですが、そのテクニックを使いまして1人ずつのジニ係数というのをを出して見ますと、ジニ係数がどんどん上がっている。つまり格差、不平等が拡大している年齢が非常にはっきり浮き出てまいりまして、5歳から9歳、10歳から14歳、それからそのちょうど親の世代にあたる40から44、45から49、このあたりが格差が拡大しております。

要するに、これは勤労世帯の中での、あるいは勤労するのが当然だと期待されている年齢の方たちの中での格差が実質的に拡大している。高齢と世帯人数の変化だけではないということになるのだと思います。貧困がどんどん更新しているということを示す数字は、いくらでもあげることができると思いますが、原因、背景ということも先ほど出しましたので、一言申し上げておきたいと思います。

全体としては、雇用劣化、賃金の低下、これが大変激しい規模で起きたということ。もう一つは、日本の社会保障の制度が非常に脆弱だということです。社会保障における最低生活保障機能が極度に弱い。どのように弱いかという話は、また次の発言あたりで補足したいと思います。

まず、雇用劣化、賃金低下のあたりがどのぐらいの状態になっているか。先ほど、荻原さんのお話の中にも数字が出てまいりました。総務省の統計を使って、各収入階層のところでは何万人ぐらい、この15年間で人数が増え、また上のほうの収入階層でどのぐらい人数が減ったかを整理しました。

これを低所得についてまとめますと、300万円未満のこれは男女で雇用者、全部であります。大体703万人、この15年間で300万円未満が増えました。その中の200万円未満が582万人増加しております。この200万円未満が1,964万人という数字、ちょっと多すぎるとお思いの方がおられると思います。よく200万未満が1,000万人を超えたというふ

うに報道されることが多いものですから、その数字とこの約 2,000 万近くの差は何なのかということが気になられるだろうと思いますが、1,000 万を超えたという場合には、民間の事業所の給与だけで、しかも 1 年以上勤続した方の給与だけを取っております。

これは短いものも、それから公務、非正規の方も全部込みであります。では、3 か月間だけ働いた人の給料は、3 か月分の年収となるのかということ、そうではありませんで、就業構造基本調査は、3 か月間だけ働いた人は、それを 1 年間に計算して拡大したらどうなるかということで答えろとなっておりますので、今のある仕事で 1 年間働き続けたときのという予想も含んだ数字となっております。

それで見ると約 2,000 万人が、200 万未満の人たちということになります。全体としては、雇用者数は増えております。328 万人増えていて、主として男性が減って、女性が増えているのですが、それなのに雇用者の給与総額ということになりますと、この給与総額には、役員報酬も全部入っているというややラフな計算ですが、これが 220 兆から 196 兆にやはり 15 年間のうちで減っております。約 24 兆円減ったと。300 万人以上増えている中で、24 兆円ほど 15 年間で減ったということになりますので、労働者、雇用者に流れる富の割合が相当減ったということになります。

では、具体的に労働市場の中で、どういうところに貧困を増す要素が表れてくるのかということになりますが、それを簡単に申し上げます。

まず、最低賃金・フルタイム稼働額が、単身者の最低生活費を大幅に下回る状態が全く改善されないまま続いております。政府が時々最賃の決定の時期に、まだ生活保護を上回っていないのが何県と何県、全部で十数県とかというのを発表いたしますが、あれは極めて不正確であります。勤労に必要な費用が一銭も計算されておられません。それから労働時間が異様に長く計算されております。さらに、住宅の費用が低く計算されております。さらに、社会保険料、税金などが各県ごとに結構違うわけですが、最も平均が低い沖縄を使って計算をしております。というように、いろいろなことをやっております、実際には圧倒的に足りないということです。

最低賃金でフルタイムで稼いで、単身者の最低生活費に全く足りないという、これは大変なことでもあります。こういう現象が起きると、実は賃金の場面でも社会保障の場面でもきちんとした最低生活を保障する制度をつくることは困難です。穴だらけになります。

2 番目に、非正規の中でも自分で飯を食っている、かつフルタイムで働いているというタイプの方が、97 年から 2007 年ですが、約二百数十万人増えました。この方は、端的に貧困になる可能性が大変高い方ですね。第 3 に、失業者で雇用保険の給付を受けていない方が、1997 年に 143 万人でしたが、2011 年には 229 万人となっております。失業者の中で、雇用保険を受ける方の比率が大体 4 割数分だったのですが、今は 2 割ちょいのところまで下がりました。

これは、詳しくは申し上げられませんが、大変意図的、計画的に下げられたもので、労働市場における不安定とか賃金というのは、基本的に企業の問題だという考え方もあろう

かと思いますが、これは政府が意図的に労働市場の状態を低いほうに誘導するためにやった、たぐいまれな措置の一つだと。いろいろな規制撤廃は別にしてですが、そう私は思っております。

それから4番目ですが、半失業という言葉を使ったほうがいいと思うのですが、現在勤めているのだけれども、とてもこれでは食べられない。あるいは、労働時間が長すぎて体を壊す。いろいろな理由で就業状況を変更したいというふうに希望しておられる方で、かつ賃金が男性 400 万未満、女性 250 万未満というふうに限って、その方の労働力比を出してみました。そうしましたら、97年の11.8%が2012年になると16.1%というふうに、働いているのだけれども、事実上失業に極めて近い状態の方が増えております。こうした人々は純然たる失業の方と合わせて、労働市場に巨大な条件引き下げの圧力をかけ続けております。

それから、普通の正規雇用の人たち、特に男性ですが、この間の賃金の低下というのは、どういうところに激しく表れているかというのをちょっと見てみました。これは、30歳代の前半、後半、40歳代前半でとってみたんですが、特に30歳代前半の300万円未満の割合ですね。これは正規雇用の男性です。11.3%だったものが、15年間で24.2%まで増えました。300万未満で正規雇用の男性ですから、これは昔の常識から見ると、やや度外れな数字ということになると思います。この数字が、先ほどの子育て世帯のところで格差が広がっていると申し上げましたけれども、おそらくそのベースになっているのだらうと考えております。

それから、もう一つだけ申し上げます。長時間で低処遇という部分が爆発的に拡大しているようです。実は、49時間から59時間、週に働く男性正社員と60時間以上働いている正社員を比べますと、既に60時間以上働いている正社員のほうが賃金分布が低いんです。この逆転現象は、2002年から起き出しましたが、2007年には鮮明なデータになりました。1997年ではそういうことは起きておりません。労働時間が長いほうが賃金分布が高かったんですね。全年齢で平均するとそういうことが起きるのですが、さすがに20歳から24歳という勤めはじめの若者については、そういう現象がほとんど起きていなかったのですが、2007年から12年のこの5年間の間で、大変鮮明に起きました。

なかなか見にくいですが、15歳から24歳の250万円未満の週65時間以上働いている人間の中には、2007年で250万未満が39.5%だったのですが、2012年になると49.6%になっております。つまり、低処遇、異常な長時間という若者が、比率として大きく増えたということになります。

もちろん、現在不景気、2007年に比べると不景気ですから、労働時間の総量自身はもちろん減っております。ただ、異様な長時間労働、かつ低処遇というところが若者のところで大変激しく膨れあがって、もう賃金分布は長時間のほうが低いという異様な姿がごく当たり前に、こういう統計に出てくるような姿になりました。

私は、ブラック企業現象、最近非常に皆が着目して大騒ぎしておりますけれども、これ

のベースのところは、こういう労働時間に基つかない賃金というのが、急激に若い世代の働き方を覆い始めたというところにあるのではないかと考えております。

このこういう働き方と処遇のおかげで、実はうつ病が相当膨らんでいると考えます。これは、「患者調査」のデータで見てみたのですが、若い世代だとやはり3倍、4倍というレベルで増えております。

大事なことは、社会保障の問題にも密接に関係するのですが、休んでいられないという問題があります。したがって、これは医者に来た人たちだけの数字でありますので、医者に来られない方たちについては、このデータには載っておりません。医者に来られない方が相当たくさんいるというのが、今の日本の現状です。

20歳から64歳の勤労年齢の男女でいきますと、そのうちの27%が国民健康保険です。国民健康保険ということは、病気になったときに傷病手当がありません。というわけで、病気になったときに休んで治療するという条件に恵まれていない人が非常にたくさんいる。現在は金がないので、必要だったんだけど医者に行けなかった経験が1年間のうちにあるというラフな調査ですが、低所得層では4割という数字が出ております。

ですから、この方たちの中でも、そういう層がさらにまわりをたくさん取り巻いていると考えてもいいと思います。このレベルになると労働力の劣化ということになり、劣化した労働力はさらに貧困をもたらす大きな要因になってきますので、労働時間問題、低所得問題というのが、貧困をさらに根深く拡大する要因としてクローズアップされてきたなと思っております。とりあえず、このぐらいにしておきます。

(コーディネーター・阪田) 今の点に関連しまして、田端さんにお尋ねいたします。労働市場という言葉が出てまいりましたけれども、現象としては、今後藤さんがおっしゃったような現象があると思いますが、その背景になっている労働市場の在り方ということについて、歴史的に、あるいは諸外国との比較などにも触れながらお話しいただけますか。

(田端・東京大学名誉教授) 後藤さんが詳しく統計を分析されてお話しされましたので、労働市場の関係について改めて言う必要もない感じはするのですが、非常に基本的なことからお話しします。労働市場というものが、貧困とか生活というものとどのように関係しているかということ、現在、就業している人は、日本の人口が1億2千何百万ですけども、ちょうどその半分ぐらいです。6千何百万ですね。簡単に覚えていただくのであれば、1億2,000万の人口の半分が仕事をしている。

非常に例外的に資産所得で食べているとかそういう人がいると思いますが、数字的にはネグリジブルなものだと思いますので、ほとんどの国民の人々は、働いて食べているというわけですが、就業者のうち雇用されて働いている人、これがほぼ就業者の9割近くです。役員を含んで雇用者というと、ほとんど9割に近いんですけど、役員を除いても80%台半ばぐらいということになりますので、日本で生活をしている人々の85%は雇われて働いている。

この雇われて働くというのが労働市場ということでありまして。労働力を供給して、雇っ

ていただいて賃金をいただくと、それで生活をするというわけですね。労働力を供給する人と労働力を需要する企業とを取り結んでいるのが、労働市場というものであります。

そういうことで、国民全体の生活水準、生活の在り方というのは、労働市場の在り方、雇用の在り方がどうであるかということと非常に強く関係しているということになります。

後藤さんが非常に厳密に言われたことを、ちょっとまた覚えやすい数字に丸めて言いますと、現在は、非正規が大体 2,000 万を超えたという調査（「就業構造基本調査」）が、この夏頃ですか、発表されて非常に驚かされているわけですが、別の労働力調査というのでは、大体 1,800 万、いずれにしても 1,800 万から 2,000 万が非正規雇用であるということで、ほとんど 2,000 万というと、大体雇用労働者が 5,000 万ぐらいですので、2,000 万が非正規雇用ということは、雇われて働いている人、普通世間でいえばサラリーマンとか、会社員とか、いろいろな言い方をしているかと思えますけれども、そういうふうに雇われて働いている人のほぼ 4 割近く、ですから非常に数字を丸めて覚えやすくすれば、6 割の人がいわゆる正規雇用、4 割が非正規雇用ということになっていますので、もはや非正規雇用は、当たり前前の時代になってしまっているということでもあります。

それから、問題は、その非正規雇用が非常に低い賃金水準にあるということです。これは、後藤さんのところにも出ていると思えますけれども、非正規は大体今 2,000 万と言いましたけれども、大体 7 割近く、1,400 万人ぐらいがパートとアルバイトと言われる非正規雇用です。

アルバイトというのは、学生アルバイトかと思われる方がいると思うんですけども、お役所の労働統計の分類のアルバイトに、確かに学生アルバイトはかなり大きな比重を占めます。しかし、アルバイトという名称で雇われている人たちは、各年代にわたって存在しているんです。

ですから、おそらく昔のよき時代は、アルバイトというと学生アルバイトということだと思のですが、そういういわば社会的通念が壊れてしまっていると。アルバイトという言葉を使えば、一人前でない賃金でもいいというような用いられ方がするようになってしまっているということでもあります。

そのパートとアルバイト、ですから非正規の 7 割程度の人は、90%以上が年収 200 万未満の所得です。派遣とか有期の人がその他にいるわけですが、3 割ですから 600 万ぐらいですかね、その人たちはそれより若干高いという形になってはいますが、それでも大多数が 300 万未満のカテゴリーに入ります。さらに、非正規雇用には、100 万未満も相当いますが、大部分は、200 万未満、300 万未満のところに分布しているということになります。

これに対して、いわゆる正規雇用と言われる人がどうなっているかということなのですが、正規雇用で 300 万未満も相当増えている。あるいは、200 万未満も現在はいるんですね。そういう状態なんですけれども、大ざっぱに言いますと、大体これは正規雇用だろうと思われる人々は、300 万から 1,000 万ぐらいのところにはほぼ各年代に均等に分布し

ています。

これは、どういうことを意味しているかと言いますと、非正規雇用の人たちというのは、ほとんどの人が低賃金のところに釘付けになっているということなんですね。それに対して、正規雇用の6割の人々というのは、初任給は非常に低い、最近が高卒で最賃並みというののがかなりありますので、非常に低くなっていますけれども、大ざっぱに言いますと、まだ年功的に賃金は上がるという仕組みになっているわけですね。

それでも荻原さん言われましたように、全体としては下がっているんですね、このところ。97年が最高水準で、そこからずっと下がってきているという状態なんです。こういうふうに見ますと、非正規と正規との間には、非常に大きな処遇の格差があるということがわかります。

それは、どうしてなのかということなのですが、労働市場の在り方ということで話をしてくださいということですので、ちょっとそちらのほうに移りますと、日本の労働市場の特徴をごく簡単に言いますと、今大学を卒業する人たちの中では、可能であれば正規雇用で、かつ可能であれば一流大企業に入りたいという人が非常に多いです。

それはどうしてかということ、日本の労働市場、特に大企業のセクターの労働市場というのは、いわば最初に入職した時点ですべて決まってしまうからなのです。同じ規模の大企業が横並びに存在しているとしても、同じような技能、学歴を持っているからといって横に動けない。横に動こうとすると、下へ下がらざるを得ないということになっていますので、いわば労働市場が、大企業セクターでは企業ごとに分断されているとっていいと思います。

このことを逆に言いますと、そういう大企業に勤めた人は、非常に強くその会社に縛られる。自らも執着するということになります。そして、そういった大企業セクターとその下の中小、あるいは労働組合関係で未組織労働者とよく言いますが、中小企業や未組織労働者のいる労働市場というのは、これと非常に異なっていて、企業間の移動頻度は非常に高い状態になっています。ですから、労働市場が一つの市場になっているという状態であります。

この二つの分断された労働市場の中で、主として大企業セクターには、労働組合がかなり高い割合で組織されていて、労働組合が賃金交渉を行うということで、いわば人並みの賃金を確保する手段を持っているんですね。

ところが、分断された下のほうの労働市場、第2労働市場とっていいでしょうか。第2労働市場には、ほとんど労働組合は組織されていません。しかも、横断的に労働者が移動する労働市場であるということであれば、そういう市場であれば、その市場単位で団体交渉しないと賃金は決められないということになるわけなのですが、労働組合組織がほとんど存在しないために、団体交渉というものが行われていないんですね。

ということになりますと、労働組合の抵抗力がほぼゼロに近いという労働市場ですので、失業率が高まるといことが一旦起きると、市場の相場賃金は直ちに下がる傾向を見せる

ということになるのです。

残念ながら 90 年代以降、バブル崩壊以降不況が続いていますので、比較的高い失業率が続いている。そういう中でこの第 2 労働市場の労働者は、何の楯もなしに市場の論理に翻弄されているという状態になっているわけです。これが、先ほど最初に申しましたような非正規雇用の実情を生んでいるということになります。実に 90 年代のはじめぐらいから最近までの間に、非正規雇用がほぼ 1,000 万人増えています。

それから、いわば非正規雇用に近い正社員というのが、最近は顕著に増えてきているということがありまして、これは正社員という名前で雇用されているのですが、流通産業等労働組合の組織率が非常に低いセクターでは、そういう現象が顕著に生じているということになります。そういうことが非常に驚くべき、働いていても人並みには生活できないという状態を生んでいるわけでありまして。

労働市場との関係で、貧困はどういうところから生じるかということ、大きく分けて三つあると思うんです。一つは、無業、もう高齢になって労働できない。それから、障害を負っているために労働できない。こういう人は、市場での所得がありませんので、社会的な給付に頼るしかありません。これが不十分であれば貧困が発生する。もう一つは、失業です。失業は、当初は失業給付があるんですけども、後藤さんが先ほど示されましたように、実は給付率が非常に低いのが現状です。失業は、ということになれば言うまでもなく、雇用所得がゼロになってしまいますので、非常にひどい貧困に陥る可能性を持っているということになります。

ただ、もう一つのジャンルがあるのです。それが就業している、雇用されている、働いているにもかかわらず、非常に低賃金であるということによる貧困です。普通の常識からすれば、まともに、あるいは真面目に働いているならば、人並みに生活できるのが当然であるべきです。そうあるべきだと考えるのが社会の常識だと思うのですが、こういう層については、働いているけれども人並みの生活をするに足りない所得しか得られない。貧困であるというわけですね。

それが、働いているけれども貧困であるという、ワーキングプアと言われるものの内容であるということになります。とりあえず、ここまでにしておきます。

(コーディネーター・阪田) 今の点、もう少しお尋ねしますけれども、そうしますと、非正規の職に就いている人が増えていて、低賃金であってということについて、自己責任であると、努力が足りないとか、そういう意見もありますけれども、それについては、どう考えたらいいでしょうか。

(田端) 実は、自己責任論というのは、私が大嫌いな言葉でありまして、何年前ですかね、小泉政権の時代に大変流布された言葉ですけども、私はまずこの自己責任ということについては、二つのことを言いたいと思います。

一つは、当時言われ、あるいは今でもそう言われているのかもしれませんが、自己責任という概念の意味内容です。私たちは一人前の大人ならば、当然自分のことについては自

分で責任をとるべきだという倫理観を持っていると思います。それを自己責任というのかなという、そうではないのではないかと私は思っているのですね。

2000年代初頭に叫ばれた「自己責任論」というのは、当時の政権が展開した議論です。自由競争の社会、自由競争市場、これが最も効率的であって国の経済を富ませるという議論です。当時、流布されていたのは、競争に勝つかどうかは個人の責任であるということです。いわば市場における競争、会社の中における競争の敗者になる可能性、当然競争にはそういうことがあるんですよ。その競争の敗者になることを、その人個人の責任と考えるべきだ。自分の責任として引き受けなさいというのが、その自己責任論の意味ではなかったかと思えます。

しかし、もう一つ言いたいというのは、失業とか、この非正規雇用というのは、決して個人の責任ではないということです。60年代、70年代の時代、私の歳に近いような方は経験されていると思いますけれども、学校を出れば誰でも正規雇用になれたんですね。自分はそんなこといやだという人を除けば、勤めたいといえば正規雇用になりました。

そういうときにはそういう条件があったからなんですね、経済的な。完全雇用状態という経済状態があつて、かつ労働組合の団体交渉力が強かったものですから、労働者間の先ほど第1、第2労働市場と言いましたけれども、その間の格差もかなり縮まった時代です。

それに対して今日の問題は、当然に失業があるということです。これは経済的統計で明らかで、企業はこれだけしか雇わないで残りの人は雇わないというのであれば、誰がその失業に入るかわからないにしても、その人の責任で失業がつくられているわけではないのは当然なんですね。需要が足りないから、失業が生じているんです。

企業が特に90年代から、85年ぐらいからとっていいと思いますけれど、非正規化をどんどん進めました。企業の側が雇う場合の条件として、一定のパーセンテージの雇用を非正規にしてしまっているわけですね。それは、決して働く人の自己責任ではないわけですね。

ですから、そういう条件の下で競争に勝てないことは自己責任である。自分で耐えなさいというのは、私は、当時の政策を正当化するためのイデオロギーだと考えています。

(コーディネーター・阪田) ありがとうございます。それでは、テーマを変えまして、次の社会保障と財政というテーマに進みたいと思います。神野さんにお尋ねいたします。昨日の新聞、朝刊は消費税8%にということで、すべて埋め尽くされておりましたけれども、この私たちのパネルディスカッション、シンポジウムを企画しましたときにも、社会保障に対する風当たりというか、社会保障が日本の財政の状況を非常に悪化させている元凶のようなもので、これを何とかしないと、日本の財政はギリシャのようになって国家財政が破綻してしまうという議論が非常に盛んでしたので、そうなのかということで、そういう問題意識もあつてこの企画をしたんですけれども。

今言いましたように、日本の国の財政状況というのは、本当にギリシャのように危機的なのでしょうか。それから、もしそうだとすると、一番の原因が社会保障の費用が増えたこ

とが原因なののでしょうか。そのあたりいかがでしょうか。

(神野・東京大学名誉教授、総務省地方財政審議会会長) まず、財政が危機的な状況に陥っているということは、今の理解では、財政が借入金、赤字だということをもって財政危機と言っていますが、私の財政学では、これは財政危機とは言いません。

財政危機というのは、財政が本来の使命を果たせないとき、財政の本来の使命は何か、社会的な危機を解消することであって、この社会的な危機の解消をするということが有効に機能できていない、機能不全に陥っている今の財政、それが問題だと考えています。

ただ、一般には、財政が赤字であるということが問題になっておりますが、企業の赤字と家計の赤字とが全く意味が違うように、企業の赤字と財政の赤字とは意味が違います。企業の赤字というのは、決算をやってみたら赤字だったということですよね。足りなかったということですよね。

日本の財政で言うと、これまで一回も財政の赤字、決算上の赤字を出したことはありません。全部黒字です。何を赤字だと言っているのかというと、財政資金を調達をするときに、借入金に依存している部分を、これを借金といい、赤字だと言っているんですね。これは、企業でいえば、企業活動するのに銀行から借金をしているのは普通当たり前の話で、これをもってその企業は赤字だと言わないのと同じように、意味が違います。

財政が普通赤字で破綻していると言われていたようなギリシャの例などを見ていただければわかりますけれども、それは今言ったように、借金でお金を調達するのですけれども、その借金に誰もが応じてくれなくなってしまったという状態のときに、ショートして破綻するんですね。これを普通財政赤字と呼んでいます。

では、日本は、財政が国債をどこも引き受けしてくれないという状況が現在起こりうるかということ、起こりえないでしょうか。なぜなら、財政が赤字で財政破綻をした国というのはないんですね。ギリシャは、プライマリー・バランスも黒字でした。にもかかわらず、破綻したのはなぜかということ、ギリシャは、国民経済全体で資金不足なんです。

その上に、明らかなことですが、彼らは通貨の発行権を持っていないのです。ユーロなんですから、ヨーロッパ中央銀行が発券するので、日本は日本銀行が、いくらでもいざとなれば日本銀行が引き受ければいだけの話で、何もショートを起こすというようなことはありませんし、それから財政収支、フローの財政赤字で言うと、世界的に今やアメリカやイギリス、さらにフランスなどが悪化しているので、日本は総体的に見てもそれほど悪いわけではありません。

今強調されている問題は累積債務残高、これまでやってきた借金を、これ 1,000 兆にもなってしまって、どうするんだということを問題にしているのですが、これは返すのを諦めたほうがいいので、とても返せない。財政再建だと言っている人でも、返す気はないと言って、100 年かかっても返せないと思いますね。

これは、そう心配するような話ではないというよりも、巨大な累積債務残高を抱えながらインフレを起こしたり、それから利子率が高まったりするようなことによって、経済的

な危機を起こしたり、それからもう一つ重要なことは、累積債務残高が多くなったりすることによって、国民の生活を保障するような公共サービスが借金返し、利払いや償還費に食われて出ていかなくなる。つまり、本来の財政の機能を果たせなくなっている。これが危機なんですね。

それから、もう一つ重要な点は、借金を返すということに追われると、国債を持っている人々というのは多くはお金持ちですから、所得の逆再配分が起こる。豊かな人のほうにお金がいってしまう。社会保障と逆の動きになりますので、この問題を意識しておかないといけないという2点ですね。

つまり、所得再分配上の問題や、それから必要な公共サービスが出ていかなくなるという問題を解消しつつ、国民経済の不安定化、つまりインフレとか、それから利子率の高騰とかというのを回避しながらやっていくということしかないんですね。まず、そのことを申し上げておきたい。

それからもう一つは、さっきも言ったように財政の本質的な任務は、社会的な危機を解消することであって、どんなテキストを読んでも財政の役割というのは、公共サービスを提供することと、それから所得再分配機能と、それから経済安定化機能、三つありますよと書いてあります。

日本はこの本来の財政の使命のうち、所得再分配機能が著しく低いんです。これはアメリカ以下です。1990年代の前半を見ると、財政が介入する前のジニ係数、つまりどのぐらい市場による所得分配が平等かどうかというのでいくと、日本は先進諸国の中では、どこを先進国に入れるかによりますけれども、先進諸国の中でももっとも平等でした。

それが、最も所得再分配をやらない財政と組み合わせさせてどういう結果になるかということ、財政が介入した後では、大体中程度の格差ジニ係数になっていたということなんですね。ところが、1990年代から後半にかけて何をやったのかというのは、さっき田端先生のお話、とんでもないことが起きて、所得再分配前の、つまり財政が関与する前の所得分配が急速に不平等になっていったときに、先進国の中で最も所得再分配機能の小さい財政がドッキングしたらどういうことになるかというのが、格差や貧困があふれ出て、格差社会とかということが1990年代の後半から21世紀にかけて言い始められた。そういう大きな原因だということなんですね。

問題は、財政赤字がどうして生じたのかということ、社会保障の増大ではありません。1990年代、累積債務残高が問題だとすると1990年代の後半にやったことは何かということ、一つは、皆さんご存じのとおり、歳出のほうはずっとこのまま伸びていって、税収のほうが一ツと伸びていって、ガンと落ちたと。これはワニの口といって、最近ではワニの口のあごが外れたとか言っているやつなんですね。下のほうの税収が落ちているのは明らかに何かということ、これは減税ですね。法人税と所得税の大規模な減税をやったということですね。

それから上のほう伸び続けたというのは、途中までは明らかに公共事業が効いています

ので、社会保障の増大というのは制度的にじりじりじりじりとやっていっているの、減らすわけにはいかないという条件がありますけれども、原因にはなっていない。原因で累積債務残高を増加させたのはむしろ公共事業で、しかもその公共事業が減って、現在の中では社会保障のほうが伸びが目立っているものだから、今事実上ファイナンスするのに社会保障が重要だと。しかも財政法の原則から言うと、公共事業は公債の発行というのは原則的に認められていますが、社会保障費に公債を発行するということは、そもそも財政法違反ですから、毎年毎年特例法をつくって違反の行為をやっているの、法律を守れば社会保障経費にはどだい充てられないと。

したがって、これまでも赤字の中ではできる社会保障では公債を充ててないはずなので、そもそも国債を発行できるというのは公共事業というか、資本的な経費なので、そっちが大きかったと言わざるを得ないかなと思います。

(コーディネーター・阪田) ありがとうございます。

新聞やテレビなどの報道などを見ておきますと、今の借入金に頼っているような国家財政の一番の原因は社会保障費が増え続けていることであると。そもそも日本の社会保障は社会保険中心主義であって、社会保険というのは、共助というか助け合いなので、社会保険料で運営すべきものであって、それに国費を入れるのは控えるべきで、今はそれに頼りすぎていると。しかも、それを借金でまかなっていると。これはとんでもないことだと。だから、社会保障費を抑制していかないと大変だと。それから安定的財源として消費税を充てるべきだと、こういうことが割と新聞テレビなどを見ている限りでは、そういうことで各社同じように報道されていまして、そうかなと思っている人も多いと思うのですが、いかがでしょうか。

(神野) 財政を破綻させないために、社会保障を切っていくとギリシャみたいになりますよ。ギリシャみたくなるとどういうふうになるんですか。ギリシャでは賃金を減らし、社会保障を大幅にカットされ、公務員の数を減らすためにどんどん人員削減は進んでいますよ。だから、日本もそうならないために社会保障をカットし、賃金を削減し、公務員の数を減らしましょうと。だったら、倒産しても同じじゃないですか。これいつも引っかかるんですね。夕張のようになつたら大変だから、夕張のようにならないように、夕張で今やっているようなことをやりましょうとか、そういうふうに言うわけですよ。だったら、倒産したほうが国民の合意は完全に得られますから、破綻させたほうがいいんですね。

これは私が大学院を出たとき、から、財政破綻は一刻の猶予もならないと言われ続けてきているんですよ。内国債で破綻したケースというのは、歴史的にも論理的にもあり得ないので、どういうふうになるのかと。外国債とか、さっき言いました通貨権を持っていないという国は破綻しますよ。どういうふうになるのかと見たいと思ってずっと生きてきているんですけども、まだ破綻、そのうち僕死んじゃうんですね。早く見せてくれないと、内国債で破綻するとどういう現象が起きるのかというのをまず見せてもらわなければいけ

ないと。

大体的場合にはさっき言ったインフレとか、それから国民経済がおかしくなるとか、それからさっきも言ったように、社会保障とか出なくなるということになるので、むしろ逆で、本来の財政の目的は、国民の生活を安定させるということが重要なので、そういったことのために社会保障ないしは教育とかを出していくということによって、社会的な危機が解消されていくと、財政は再建されるんです。

みんながハッピーに生活しているのであれば、財政は何もする必要がない。ところが、社会的な危機が深刻になっていくと、例えば戦争という危機が起きれば、必ず財政は赤字になります。そのときに財政再建するために敗戦しようとかという人がいないのと同じように、財政の赤字というのは社会的な危機や経済的な危機の結果であって、日本で言えば、社会保障がきちんと機能していないので、様々な問題が起きてきて、そこで税収は減り、サービスの支出増加に迫られていくというので、目的と手段というか、原因と結果というのを取り違えているのではないかというふうに思います。日本は、世界的に見ても社会保障が手薄なほうで、特に旧来型よりも新しいサービスを提供するとかというようなことについては、完全に立ち遅れているというふうに言わざるを得ない。新しく安全のネットを張るということを、財政が本来の使命として果たさなければならぬ。だから、財政の再建は必要だけれども、必要だというのは、財政の収支バランスをよくするということが何を意味するのかというと、社会保障を有効に機能させるために財政の収支バランスをとるのだというふうに考えないと、まずい。

むしろ、さっき言いましたけれども、借金はいつでもできますよと言いましたけれども、ちょっと危ないのは、説明は省きますが、国民経済全体の資金が不足しているかどうかというのは経常収支でわかるのですけれど、この経常収支を規定する一番重要な原因である貿易収支がずっと赤字になっていて、所得収支、つまり海外から、海外に日本の企業どんどんお金を投資して行って、そこからのリターンが大きいので、今、保っているのですけれども、いずれこのまま下手をすると経常収支も赤になってしまって、つまり国民経済全体が資金不足に陥って、財政が資金を調達できないという状態が起こると困るので、調達できない状態に陥っても大丈夫なように負担水準をある程度上げておくということは重要なことというふうには思いますが、それ以上のものではないというふうに考えています。

(コーディネーター・阪田) ありがとうございます。

(コーディネーター・大久保) では、ギリシャの話なども出ましたところで、ちょっと視点を変えて、ヨーロッパ、財政危機が言われているヨーロッパについて、稲葉さんに伺いたいと思います。まず、緊縮財政をめぐるヨーロッパ、特にフランスではどのような議論がなされているのでしょうか。

(稲葉・茨城大学人文学部准教授) 私自身はフランスを専門にしているのですけれども、今 EU が既に統合していますので、社会保障を削減するという、緊縮財政を行うということについては、もう EU 全体で大体同じ方向だと思っていただいてもいいと思います。要す

るに社会政策というか、政策をつくる側のほうは、先ほどから話に出ているように、もう危ない、破綻するというのがヨーロッパの場合には、70年来のオイルショックの頃からずっと言われています。

福祉国家としてヨーロッパは戦後やってきたわけですが、それを今のままではやっていけないというような話になってきていて、私はその政策に、政策をつくる側ではなくて、政策の対象になる当事者の側で、そういう政策に異議を申し立てて暴れている人たちに話を聞いているんですね。

それで、その中で見ていくと、日本と違うところというのが、どの辺かという、一番削減しやすいといいますが、年金を受給する年齢というのをどんどん遅い年齢にしていこうというのが、90年代ぐらいから言われていて、それに対して非常に強い反対があります。日本と比べて非常に違っているなというのは、ヨーロッパの場合は一度既に福祉国家として確立してしまっているの、こうやって暴れている人たちというのも、これはもう既に確立した権利というのを守るような運動になっていて、日本の場合にはまだそれが獲得できていない権利を求めよう形になっているので、同じ社会保障の削減に対して異議を申し立てているといっても、その辺がちょっと違っているかなというふうに思っています。

(コーディネーター・大久保) ありがとうございます。では、ちょっとその辺が、既に獲得した権利を守る運動か、権利を求めていく運動かというところで、多少差があるということですが、そのヨーロッパと日本の社会保障制度を比較してはどのような違いがあるのでしょうか。

(稲葉) 比較すると、基本的には同じかなというふうに思っていて、それは、まず同じ点というのは、社会保障、例えばフランスだと人権の国だから充実しているとか、あまりそういう話でもなくて、どちらかという、やっぱり産業社会の論理の中で国力を増大するためには、有用な労働者をたくさんつくらなければならない。社会保障を充実させる、医療にしる、教育にしる、住宅にしる、こういったものが非常に公共性が強いんだといって、そこにお金を国が投資するというのは、そもそもそれが結果として有能な、有用な労働者というのをつくりだして、結果として産業社会が発展していくのだという、その論理で考えられているという点では、つまり産業社会の論理だという点では日本とも同じだと思うのですが、違っている点というふうになると、一度確立してしまった権利というのは、当然既得権のようになっていくわけで、根本的にはやはり普遍的人権という考え方がありますから、社会保障が最初はやはりよき労働者になるようにというふうに、産業社会の論理で構築されたものであっても、やはり権利ってどんどんどんどん広がっていくものなので、必ずしも労働市場に統合されていない、働いていない人たちにも権利が戦後はずっと保障されていく形で広がっていきました。

ですから、論理としては、今非常に新自由主義的な政策がヨーロッパでも支配的になってきて、方向性は日本と同じなんです。ただ、既に確立した権利というのを後退させるのは、非常に難しいんだなというのは、これは社会運動を見ているとも思いますし、一度住

宅とか教育とか医療というものが、これは誰もが必要とする基本的人権なんだというところで確立していると、それを金がある人しか買えないのはおかしいじゃないかという意見はとても通じやすくなります。ましてや、例えば住宅や土地、とりわけ家が誰にとっても必要なものなのに、それを投機目的で値段が上がり上がっていきなんていうことを放置するのは許せないみたいな考え方というのは、非常に受け入れられやすくなっています。

ちょっと一つだけ例なのですけれども、そんな形で普遍的に広がっていった人権というのはやっぱり長いこと絵に描いた餅だったんですね、この人権というのは。だけど、それが絵に描いた餅であってはならないということで、これはフランスの例なのですが、請求権付の住宅への権利というのが 2007 年に成立しました。住宅への権利自体は、既に 1990 年にフランスは法律としてはあったのですけれども、やっぱり絵に描いた餅であったと。これを 2007 年に請求権付、これはどういう法律であったかという、最も困難な状況にあるもの、つまりホームレスや貧困な雇用者世帯、母子世帯、住宅というに値しない住宅や、あるいは不衛生な住宅に居住する者を対象とし、自らの収入では適切で独立した住宅を得ることができない場合に、個人は行政に対して住宅を請求することができるというもので、これが 2007 年に成立しました。

実際、これで公営住宅に入居している人たちというのが、年間 2,000 人単位で、そんなまだ多くないと思うのですが、いるようになってきて、注目すべきなのは、この 2007 年というのはフランスでは最も悪名高かったネオリベの権化と言われていたようなサルコジが大統領にならんとするとき、こういった法律が成立して、この法律を熱心に推進したのも、保守政権のほうでした。なので、方向としては日本と同じ方向に進んでいるんだと思うのですけれども、やはり一度確立したものというのは、どんどん広がっていくとか、拡充していくことというのが、後退させることは難しいんだなというふうな一つの例です。

(コーディネーター・大久保) ありがとうございます。フランスなどでは、生活困窮者に対するあたたかい視点なのか、権利の意識が強いのか、その辺がちょっと日本とは実情が違うようですが、最近日本ではいわゆる生活保護バッシングというものが、かなり年々強くなってきているのですが、荻原さんは、生活保護バッシングについてどのようにお考えでしょうか。

(荻原) 今、稲葉先生のお話を聞いていて、日本ではいまだに仮設住宅で暮らしている人が山のようにいますよね。フランスでは、請求権付住宅への権利というのがちゃんと言われているのに、本当に東北の人は我慢強いなという気がしますよね。これは今は生活保護の話なんですけれども、日本は憲法でちゃんと文化的な生活を保障されるということがうたわれているんですよ。ですから、それは本来それをちゃんとフォローするのが政権の義務なのですが、そういうことが何か悪いことのような方向に言われていることは、これはすごくおかしいことだと思います。

ちなみに、今競争社会と言われてはいますが、さっきちょっと競争社会のお話がありました、じゃあ競争というのは誰と誰がしているのか。もちろんイトーヨーカドーと

イオンが競争しているというのもあるのですけれども、今の日本の競争社会の競争というのは、強い者と弱い者が競争しているのですね。だから、大手が下請の会社を、おまえ、もっと安くしろよと。こういう競争をしていると、下請の会社はもっとじゃあ安く、もっと自分の下の下請にもっとおまえのところ安くしろよと。そういうことの中で、富が上に集まり、下の人・弱い人はどんどん敗れ敗れて下のほうに行ってしまう。その一番下の人を支えるのがセーフティネットである生活保護ですよ。

だからこれは本当に失業、非正規が増えたり、暮らせない人が増えていく中で、当然憲法で保障されているものなので、これは国がやらなければいけないことだけれども、このお金を削ってバッシングをしていくというのは、これは全然本末転倒の話ではないかと、私は思います。

特に、誰がこの生活保護バッシング、そうだそうだと言っているのかというと、意外と60歳とか、そのぐらいの年齢以上の方が、「いや、本当、働かざる者食うべからずなんだから、働きもしないで、人の情けにすぎるとは何事だ」というんですよね。実は、その人達の年代というのは、高度成長の時代で、自分で力でいろんなことができた時代なんです。だから、例えば頑張ればそれだけの報酬もあった。それから働けばそれだけの実入りもあった。そういう人たちが何で頑張らないんだとか、それは自己責任だろうということをおっしゃるんだけど、でも、実はその人達の育ってきた環境と、今の環境というのは非常に大きく違って、例えばその方たちが、今の60ぐらいの方が新入社員で会社に入られたときというのは、給料大体10万円ぐらいだったんですよ。今の初任給大体20万円ぐらいですよ。ですから、給料的には倍になっている。

ところが、その方たちが大学に入られたときの学費というのは、国立大学だと8万円、当初の費用かかるのが8万円ぐらいで、ここは皆さん大学の先生が多いので、今の実情というのはよく知っていらっしゃると思いますけれども、今はやっぱり国立大学で初年度80万円ぐらいかかるんですよ。だから、給料が倍にしかなくなってないのに、そういう教育費が国立大学でさえ、だから昔は多分、今の60、70の方たちが学生だった頃は、一生懸命勉強して自分の努力をすれば、ただでも大学は迎えてくれて、この間舛添さんと話していたら、舛添さんがすごい自慢していましたけれど、俺はほとんど奨学金で、優秀だったから、一銭もかけずに大学出させてもらったよみたいなことをおっしゃっていたけれども、今はもうそういう時代じゃないんですよ。それはよっぽどの秀才だったら別かもしれません。大学が本当に目を付けて、これは将来IPS細胞の草分けのあれになりそうだから、今のうちから囲っておこうとか、そういう人は別として、普通の学生だったら、さっきの母子家庭のお母さんいましたけれど、ああいうご家庭で80万円の初年度の国立大学では耐えられないですよ。

ですから、教育についても、これ格差がかなり出てきていて、やっぱり見ると国立大学なんかでも今お金持ちの方が多いんですよ。そうなっちゃうと、やっぱり弱い人はどんどんどんどん下に落ちていく。それを小泉改革のときにすごく進めたわけですよ。だと

したら、やっぱり落ちていった人を救うセーフティネットがなければいけない。私はこれが生活保護だと思います。

ところが、これに関して、繰り返しになりますけれども、非常に偏見がある。それは時代、もちろんその年代の方というよりも、政府が意図的にそういうところを削ろうとしているので、しかもそれで不正受給ばかりが過大に宣伝されているので、何か非常に心苦しく、もらう人のほうが心苦しくなっていると思いますけれども、例えば就職活動、本当に働けば働いただけ稼げるのだから、生活保護から抜け出せるからという、例えば生活保護に陥った方が就職活動をしようとする、今その人たちが闘う相手というのは、四大のいいところ出た人たちなんですよ。だから、新卒の大学生相手に正社員の闘いを繰り返したら、真っ先に落とされていくのは決まっていますよね。

じゃあしょうがないから、もう少し一ランク落としてみたい、どんどんどんどんランク落としていって、でも、結局最後に生活保護を受けていたということがハンディで、山のように人が来るわけですから、その中からいい順に選んでいけばいいわけですよ。そうするとやっぱり 100 社受けても 200 社受けても、それがネックで受からないという人が本当に実際にいるんですよ。

ですから、それが本当に本人だけの責任なのかどうか。やっぱりそれをちゃんとフォロー、そういう競争社会になったからこそ、フォローしていかなければならないシステムに対しての誤解が非常に多すぎると思いますね。

(コーディネーター・大久保) ありがとうございます。

では、そのような仕方がない、やむを得ない事情で生活保護を受けている方たちに対して、なぜその生活保護のバッシングがなされるのか。後藤さんはいかがお考えでしょうか。

(後藤) 私は、最低生活を保障、いかなる意味でも保障されていない方がものすごい数おられて、しかも生活保護基準以下でという方が大変な数おられる。この方たちは、ひたすら自分のせいだと。自分が頑張りきれないんだというふうに自分を責めながら、ものすごい努力をして、毎日暮らしておられると思います。こういう方たちが膨大に存在するということが、実は生活保護バッシングの一番ベースをなしている事情だというふうに考えています。

じゃあどのぐらい日本の社会保障だと、生活保護基準以下で、しかも何の保障もないで、いわば放置された貧困者がどのくらいいるのかという問題なんです、基本的には生活保護を受けていらっしゃる方の大体 5 倍から 6 倍というふうに考えていいんじゃないかと思えます。

この数字の根拠は、2010 年の 4 月に厚労省が出した生活保護基準以下の方たちの推計、国民生活基礎調査と全国消費実態調査を使った推計をはじめて出したんですね。それによりますと、国民生活基礎調査を使ったものでは、生活保護を受けていなくて生活保護基準未満の世帯が、生活保護を受けていらっしゃる世帯の 5.5 倍という数字でした。この調査そのものは、住宅費を一切考慮しておりません。国民生活基礎調査では住宅費が調査項目に

入っていないためですが、私は、別の統計を使いながら個人的に強引にそれを加えた推計を試してみたら、大体7倍ぐらい、生活保護を受けている方の7倍ぐらいが、生活保護基準以下で、かつ保障されていない状態だというふうに考えるに至りました。

同じ比率が今でも妥当しているというふうに考えますと、優に 1,000 万を超える人々がそういう状態にいるということになります。

じゃあなぜ、そういう方たちがそれほどいるのかという問題なのですが、これは日本の社会保障の特殊性としか言いようがないなというふうに思っています。

社会保障の制度の谷間が大きすぎるというのが、私の結論です。生活保護以外にももちろんたくさん社会保障制度が保険を含めて、年金を含めてあるのですが、これらはみんな最低生活保障、「保障」という考え方でできておりません。基本的に自己努力を助けるという考え方でできております。唯一「保障」ということを正面からうたって、実際に制度上もそのようにできているのは、私は生活保護だけだと思います。

そういうふうに考えた場合、生活保護以外の制度どうなっているかということなのですが、大きく分けると居住、社会サービス、所得保障、大体この三つの領域がとっても重要だと思うのですが、一番重要なベースをなしているはずの居住でも日本の場合には、居住権、居住を提供される権利というのが、実定法上はないわけですね。憲法 25 条に当然含まれているだろうと多くの方はもちろん考えておられると思いますが、実定法上はないと思います。借地借家法に言葉は出てきますが、それは中身はちょっと違うものであります。

OECD が使っている公的社会支出というので住宅という項目があるのですが、ここで日本は GDP の 0.16% を住宅のために使っているというふうに、公的費用をですね、というふうに計算されております。それは約 8,000 億ですが、そのうち 5,000 億は実は住宅扶助です。OECD 平均が 0.67% ぐらいですので、数分の一の規模ですね。極めて公的住宅その他住宅保護、ほとんどないに等しいぐらいのレベルに現在はなっているということです。

それから、社会サービスの領域ですが、すごくたくさんありますが、私がすごく気になっているのは、本当の低所得世帯が、非常に高い医療保険費用と、それから窓口負担を払っているということです。年額所得 33 万円以下、もちろんいろんな控除を引いた後の世帯としての年額所得が 33 万円以下というのが、国民健康保険の保険料の均等割の「7割軽減」の対象ということになっているのですが、500 万世帯以上ございます。この方たちが、年間に払っている医療保険料が大体 1,200 億円、保険料減免はわずか 13 億しかありません。それから窓口負担の推計が大体 2,300 億円ぐらいですね。で、所得階層計で、窓口負担の減免は国民健康保険の被保険者全体で 6 億円しかありません。

というわけで、大変な低所得層に対してこれほどの医療負担をかけている。そうしないと、医療が受けられないという状態ですね。したがって、医療抑制がすさまじい規模になっていると推測されます。ただ、これもちゃんとしたデータがありません。過去 12 か月に必要があるのに受けなかったという経験があるかということに対して、約 1,000 名の規模の、大変小さなアンケートですが、3割があると答えております。低所得、低資産に限り

ますと、4割があると答えております。この3割という数字は、ほぼ同じ質問項目で、世界の先進国が調査されているのですが、アメリカを上回っております。

それから、教育についても、400万未満の低所得世帯について、どのぐらい教育費を支出しているかという文科省の数字がございますが、かなりのものです。子どもが中学生と公立高校生でも、学校に直に払っている費用が平均で年額2人で39万で、補助学習費が25万という数字が出ております。介護保険も、これ介護の保障の制度ではないと。これは皆さんもご存じだと思いますけれども、これは非常に深刻になってきたと思います。今回、安倍政権がやろうとしている社会保障改革は、介護の給付の大幅な削減でありますので、余計自費で払わなければいけない部分、あるいは家族に負担をかける部分というのが、膨らまざるを得ないということになっております。介護保障でないという制度の在り方は、もう明らかに限界に来ているというふうに私は思います。それからご承知のように、公的保育の供給は大変不足しております。それから日本の職業訓練は、職業訓練を受けている間、生活ができる、かつ職業訓練を受けるサービスそのものは無償であるという、これは世界各国共通の原則だと思うのですが、日本ではこの原則は全く確立しておりません。

それから、所得保障についてであります。老齢年金はご承知のように「保障」の制度ではないというふうに繰り返し厚労省も言ってきた。四つの源泉があるはずであると、お年寄りには。貯金と子どもからの仕送りとアルバイトと年金であると。この四つ合わせて暮らすのがお年寄りの生活というものだと。実態にちょっとあわないんですけどね。実際、そのとおり年金額ここに出ているように大変低いわけです。

雇用保険は先ほど申し上げたとおりです。現在、最初に受け始めた方の、あんた何か月受けられるよという数字は、133日、97年ではその数字は178日でありました。約50日、政府がこの日を、失業がどんどん増えているときに削ったんですね。これは大変珍しいやり方だと私は思っています。

それから、傷病手当の問題ですが、先ほど申し上げたとおりです。従前賃金の66%ですから、最低賃金に近いところで暮らしている方が、休みながら治療を受けるというのは出来ようもない。しかも27%の方がそもそもその制度の中にいないということでもありますから、こういうのを全部合わせると相当大変なことばかりだなというふうに改めて感じています。児童手当も親の子育てを支援するという格好でできておまして、もともと収入がない子どもの基礎的養育費を保障するという考え方ではできておりません。これはやはりそういうふうに切り換えないと、そろそろやっていけなくなっているなと感じております。

それから、こういう他の制度が大変弱いのに、生活保護が異常に低いカバー率しか持っていないというのが、やっぱりもう一つの大変大きな事情でして、したがって、膨大な谷間が存在する。そこに約1,000万人以上の方が落ち込んでいるというのが、日本の社会保障の現状ではないかと思うわけです。これは先ほど申し上げたとおりです。

例えば子どものいる世帯で見ると、無保障倍率は12.8倍になります。さつき5倍ぐらい

と言いましたけれど、子どもがいる世帯だけですと、このぐらいのものすごい数が、生活保護基準で保障されないまま頑張っているということになります。

生活保護バッシングがなぜ起きるのかという話、大体今のお話の中でご理解いただけたのではないかと思いますけれども、膨大な無保障貧困層が存在していて、かつ我慢して努力して、必死に毎日生活しているということがあるわけですね。その方たちはなぜ我慢するのか。なぜ我慢するのかという問い自身が、ちょっと非常に批判的な角度からの問いということになるのだと思いますけれども、大変受給要件が厳しいということと、特殊な困り者の弱者が受ける制度だというレッテルがすさまじい力を持っていて、大量の貧困者が、自分は生保とは無縁だと。そこまで落ちぶれていないんだと、落ちたくないという意地で、ひたすら思い込んで我慢している現状が明らかにあると思うんですね。

実は、こういう方たちが、我慢して我慢してということが、日本の小さな社会保障を支え続けてきた陰の大黒柱なのではないかというふうに私は思っています。生活保護バッシングの一番深い背景、いろんな表れ方がもちろんあると思うのですが、一番深い背景は、結局耐え続ける無保障貧困者の我慢と不満なんだと思います。普通関係ないといって、すみ分け意識でもって無関係だというふうに了解して、別に非難もしない。違う人たちだよねという話になっているのですが、時々マスコミに煽られることもあるし、いろんな事情があって爆発するのだらうと思います。

その中でも、今まで何回も生活保護バッシングが歴史上あったと思いますが、今回は非常に下から激しかったという印象を私は持っています。特にネットなんか見ていると、本当にちょっと叩いているほうの精神状態大丈夫かなと思われるような叩き方が相当あったという気がします。その理由は、私はすみ分け意識が動揺しているんだというふうに勝手に解釈しています。つまり貧困の度合いがひどくなっているのに、自分がもしかしたらあっち側におっこちるかもしれないという無意識の恐怖みたいなものがじわじわと忍び寄っているという状態なのではないかと。だから、叩くときに余裕がない。余裕がない叩き方になっているのではないかとというふうに考えております。

他方、生活保護を低く抑えたいので、生活保護バッシングを仕掛けて、これを利用した人たちも保守政治家の中に、あるいは政府の一部もそういうふうに考えている人たちがいたと思います。それはそれで理由があったのだと思います。つまり膨大な我慢我慢の大量な貧困者たちが、我慢をしなくなるということが起きたら何が起きるのかということです。生活保護の比率は決して高いものではありませんし、今世帯保護率でも3%ちょっとですから、世界に比べれば、先進国に比べれば圧倒的に低いわけですが、それでもこの状態が維持されて、あるいはまた4%、5%に上がるという事態がまた別のときに起きてきたりしますと、特殊な特別な弱者という理屈付けはどう考えても無理になって、自分もらっても当然ではないかと。あるいは、自分は社会保険料と税金をきちんと払い続けてきたのだから、もっと高い処遇をしてくれという声が爆発する危険性はいつでもあるわけですね。

それが起きてくると、社会保障を全体として抑制するということはほとんど不可能にな

ります。ですから、そうした状況になるのを予防拘禁をするためには、生活保護に強い圧力をかけて、それを受ける利用率を上げないということをやっておかなければいけないですね。人が悪い考え方もかもしれませんが、私は、このように政府あるいは保守層の政治家たちが考えてもおかしくないというふうに考えています。ただし、それに乗っかって今回生保バッシングをやった非常に多くの方たちの根底のところは、実は生保バッシングに向かうべきエネルギーなのではなくて、自分たちの今の状態そのものがおかしいというふうにバッシングの向きが、本来は逆に本来は向かなければいけない人たちのバッシングだったのではなかろうかというふうに、これも解釈の域を出ませんけれども、そんなふうに思っております。以上でございます。

(コーディネーター・阪田) 今、各パネリストの方から、萩原さんからは、昔と違って国立大学でも最初に80万ぐらいお金があると。教育費が非常に高いと。それから稲葉さんからも、フランスの例を挙げて、医療住宅教育、こういうものが一旦基本的人権として保障されている下で、これを後退させるのは非常に難しいと。それに対する反発というのは非常に強いというお話ですとかありました。それから、後藤さんのほうからも、今生活保護以外は保障と呼べるものがないと。医療負担、介護負担、年金の少なさ等々挙げていただきました。

こういうふうに改めて列挙しますと、大変な状況だと思うんですけども、田端さんにお尋ねします。著書の中で、「幸せになる資本主義」というご本がありまして、その中で二つの資本主義があるというようなお話があって、先ほど、大学の教育費がヨーロッパでは日本と全然違って、無償の場合が原則的であるというお話もありましたけれども、そのあたりの二つの資本主義、その中で日本というのはどういう位置なのかというお話をお願いいたします。

(田端) 「幸せになる資本主義」というのを宣伝していただいてありがとうございます。こちらへ送るので出版社に連絡したところ、残部がもうわずかしかないということですので、できるだけ、お求めいただく方は早いうちお求めいただきたいと思います。おそらく、僕が書いたもので再版はないと思いますので。

それで、この「幸せになる資本主義」という本で、二つの資本主義ということを書いている材料にしたのは、フランス人のミッシェル・アルベールという人が1991年に書いた「資本主義対資本主義」という本です。これはあまり学問的に厳密な本ではないのですが、割といい歴史感覚をもっていて、よい点を突いているというふうに私は思って、この本を材料に使ったんですけども、今までの議論でもかなり関係するような感じをちょっと受けました。後藤さんのバッシングのベースにあるのが、実はものすごく貧困な、しかし頑張っている人だと。こういうふうなこととか、今までの議論をずっと聞いていますと、日本は自己責任社会といいますか、自助努力社会というか、19世紀に自助論、「セルフヘルプ」という本がイギリスで書かれてベストセラーになった時代もありますけれども、19世紀のイギリスに戻っちゃったのかなという感じもしないわけではないのです。つまり、社

会の仕組みがほとんどの人に自己努力を強いるような仕組みをとっている。

こういう社会では、公的給付とか公的サービスを受ける人は少ないわけですよ。そうすると、その社会の中で受けていない人は、自分は受けないで頑張っているんで、受けるのはおかしいと、こういうふうになるんですよ。ですから、自分が苦勞しているからあいつはだめだみたいなことになる。つまり、公共サービスの低い社会では、自己責任が当然であるという意識が再生産されて、そういう意識が再生産されると、さらに公共サービスは貧困になっていく。こういう悪循環が形成されるのではないかという印象を持ちました。その反対が、稲葉さんの、フランス経済というのは昔からよたよたして、いつでも危機のような状態なんですけれども、それでも社会保障の削減にはものすごく抵抗が強いという話です。10年のストが出ましたけれど、1995年には公務員の年金制度をカットバックするという、ジュッペ改革というものがありません。アラン・ジュッペという人が首相だったのですが、このときはすごかったですね。2か月ぐらいですか、公共部門がゼネスト状態で、その改革はつぶれたんです。こういうふうに社会保障をすべての、普通の人がたくさん享受しているという社会では、いわばそういうのを皆さんが享受しているということになれば、それは減らされては困るということになって、社会保障制度を強化するほうに循環するわけです。

ですから、出発点が違くと、その違いがずっと再生産されるという論理が働いているのかもしれないという印象を持ちましたけれど、実は二つの資本主義というのは、そういう二つの資本主義のことなんです。アルベールという人が言っているのは、ライン型と言っているんですけれど、ドイツのことなんです。フランス人なので、フランスとドイツの境目はライン川ですので、フランス人から見てラインというドイツなんです。彼はドイツ型とアメリカ型は非常に違うという議論をしました。非常におもしろいことを書いているんですけれども、ちょうど書いたのが91年で、89年にベルリンの壁が壊れて、90年頃にソ連が崩壊するというような中で、資本主義が勝利した時代ということになって、これから将来は自由市場と民主主義のアメリカ的社会が支配する社会になるという議論も生まれた時代なんです。

そういう状況に対してアルベールは、いやいや、そんなことはないと言いました。実はこれから東西冷戦がなくなった代わりに、資本主義世界の中の異なるタイプの資本主義の競争ないし、闘いが始まるという予言をしたんです。これはかなり当たっているような気がします。国民負担率とか公的給付の対GDP比とか、ヨーロッパ諸国、北欧なんかすごいわけですけれども、アメリカと比べて全然違いますよ。それで、日本は実はそういう指標で見るとほとんどアメリカに近いんですね。

ところが、このアルベールさんというのは日本を知らないものですから、日本は何か助け合い社会みたいなところがあるらしいとか、おそらく企業社会のことなんです。ドイツ型に近いほうに入れているんですけれど、このアルベールさんの議論の後に、これこそ今度は研究者が学問的に議論をして、資本主義に多様なタイプがあるという議論が非常に

国際的には盛んになって議論されました。これは他方で経済学なんかで言われる新古典派が世界を支配する動きに抵抗するいわば学問的な営みという性格を持っていると思っています。

これは、つまりヨーロッパ圏とアメリカ的な資本主義というのは、かなりロジックが異なっていて、対立しているということです。先ほど、司会の阪田さんから大学の授業料というのがありましたけれど、大学の授業料が、ヨーロッパ諸国はほとんど無料です。ただ、稲葉さんですかね、フランスも新自由主義の波が襲っていると言われたように、昔ちょっと、10年20年前にこういう対立の構図だとすると、ヨーロッパが自由化市場化すると、両者の対立軸はずれてきます。世界全体はグローバリゼーションの中でアメリカ化の方向に進んでいるんです。ですから、ヨーロッパでも市場化が著しい面があるのですけれども、それでもやっぱり構造的な違いは依然として大きいと思います。

学費は、アメリカはものすごく高いと言われてます。ハーバード等の有名私立大学は、学費がものすごく高くなっていると言われてます。これは日本の私立大以上のようなですね。学生は結局スチューデントローンという学費ローンを借りてアルバイトをして卒業後にローンで払っていくということになります。就職してから返すというわけですが、最近失業率が高くなっていますので、失業して返せないという問題が非常に大きな深刻な問題になっているということが報道されたりしています。あと住宅もフランスについて稲葉さんが言われたとおりですが、アメリカはその逆だったですよ。まさに、リーマンショックの大危機が生まれたのが、サブプライムローンという住宅ローン問題です。低所得者で、ヨーロッパであれば公的な住宅供給とか、公的な住宅補助を受けるような階層の人たちが、持ち家が持てるというふうに銀行に踊らされて、住宅価格はどんどん上がるから、今借りても数年後にはその倍ぐらいになると。そのとき売れば完全に返せるように儲かるみたいな話で、いわば、借金を負わされるような形で住宅ローンがサブプライムという形で広がって、それが破綻した。これは非常にヨーロッパとアメリカは対照的な社会だということをよく示している例です。

あと一つ僕自身が聞いた例ですと、医療ですね。医療は大体イギリスのNHSというのは非常に有名で、誰でも無料ですとかって言われていますけれども、ヨーロッパもほとんど社会保険がきちんとできている。ところが、アメリカは今オバマさんのもとで政府機関のシャットダウンが起きていますけれど、オバマさんの医療保険、2年前に法律としては成立したのに、この10月1日から実施し始めようとしたところ、共和党が予算をブロックしたということです。予算法案が成立しないためにまだ実施されていないのですが、このオバマ法案の前の段階では、結局公的な医療保険がないものですから、ある程度の所得の人は民間医療保険に入るわけですが、相当多数の低所得者が医療保険には入っていない状況が存在していました。

ですから、アメリカの民間医療保険会社は、日本にもずいぶん進出してきているのを皆さんご存じのとおりだと思いますけれども、そういう状況ですが、私の知人のある方は、

アメリカ旅行をしている最中に盲腸になりました。旅行中のものですから、ちょっと遅れたんですね。病院もわからないとかいろいろあって。それで、腹膜炎のようになって手術をして5日間入院した。病院から請求書が出た。いくらぐらいだと思います？日本円で580万円です。アメリカでは中間階級、中流層の年収だと思いますね。ですから、中流以下の3割とか4割の人たちは、民間の医療保険に入っていなければそのような医療費は払えません。1億3,000万人とか4,000万人とか言われている医療保険の未加入者の人たちは、「シッコ」という映画がありましたけれども、結局医療にかかることを自己抑制して、倒れて救急車で運ばれるしかないというような状態が生まれたのです。

ところが、アメリカの国民医療費は、先進国で最高水準です。お金持ちがどんどん高い医療にもお金を出すものですから、高額医療というのがすごく発達しているんですね。ですから、非常にいびつな医療です。この格差は本当の格差ですよ。最先端の医療技術で延命から始まって難病の解決。他方で、通常の疾患でもかかれないために命を縮めるといような低所得層はたくさんいるということになっているのです。

アメリカとスウェーデンを比較した研究書があるんですけども、その著者は、「スウェーデンは普通の人々がほぼ平等に普通に生活ができる社会だ。アメリカはそうではなくて、非常に極端に富裕層と貧困層の格差が、想像以上に大きい社会だ」と、こういうふうに言っているわけですけども、実はこの二つの、同じ資本主義なんですけれども、社会の仕組みあるいはロジックのどちらが支配することになるかということが、これからの世界の在り方にとって非常に重要な問題なのではないかと私は考えているわけでありませう。

日本はどうですかと言われていましたが、先ほどちょっと言いましたように、例えば公的医療保険は日本はあってアメリカはないとか、そういうズレがありますけれども、どちらかと言えばアメリカ型とヨーロッパ型の間ということなのですが、いろんな面からするとやっぱりアメリカに近いのではないかと考えております。私が一番重視しているのは、よく言いますように、経済圏としてはアメリカ、ヨーロッパ、日本という三極とか言われますよね。それだけの大きな経済圏である日本が、対立したリーダーシップがせめぎ合っている中で、どちらにつくかというのは非常に大きな意味を持っていると思っております。私はヨーロッパ型のほうの世界になったほうが、世界の人類にとっては幸せだろうと思っております。残念ながら日本のリーダーたちは、アメリカの方向に舵を切っているということです。日本の責任は非常に重大で、日本の国内でわれわれが被害を受けるというだけじゃなくて、世界全体の世界史的な在り方ということを決める上でも、非常に問題を抱えていると思っております。

このぐらいでよろしいでしょうか。

(コーディネーター・阪田) ありがとうございます。

神野さんにお尋ねいたします。今の一連のお話の中でヨーロッパ型かアメリカ型かというお話がありました。それは、ちょっと違うかもわかりませんが、先ほど基調報告というのを先に行ったのですけれども、その中で普遍主義と選別主義ということについて

報告がありまして、つまり、社会保障の給付の対象を本当に困っているような人、ミーンズテストも行って、その人に限って行うのか、それともそうではなくて、誰でも受けられるというふうにすべきかという考え方の違いがあると思いますけれども、これについて神野さんのご意見はいかがでしょう。

(神野) 普遍主義という考え方と、それからターゲティングという選別主義という二つの考え方が社会保障にあります。普遍主義というのは、性とか職業とか、あらゆるもので差別をしないということなのですけれども、一番重要なのは所得で差別をしないということですね。お金持ちであろうとも、同じようにサービスを提供してあげる。日本人の意識の中では、完全にお金持ちはずせというような意見が、逆に貧しい人々に対する思いやりの逆側として出てきてしまう。思いやりがないものが逆側に出てきてしまうということがございますので、そういうことを差別しないというやり方が普遍主義だと思っています。

ただ、この前にもう一つあって、先ほど田端先生がおっしゃったようなことであると、貧困というような問題を、そもそもこれは個人の責任なんだとする。これは19世紀の中頃あたりの救貧法と言われている体制はそういう考え方ですので、したがって、個人が怠け者だから貧しいんだという考え方に立って、手当を出す人間については、病とか、本当に働く能力のない人についてのみ手当を出して、働く能力のある人については、ワークハウスに入れて、労務院に入れて強制労働させるというような非常に悲劇的なことが起きたわけですね。

ところが19世紀の後半ぐらいから、私の財政学もそうなのですが、社会政策学派、社会政策という考え方が出てくると、格差とか貧困とかというのが社会問題になってくると、これは社会の責任なのではないかという考え方が出てくるわけですね。

まず、このところをきちっと歴史的に社会の責任なんだという考え方が今またバックして、ジャパン・イズ・バックというか、バックするのかもしれませんが、バックしてしまっているということがかなり大きな問題ではないかと思っています。

したがって、社会保障ではありませんが、教育についてもこの教育というものにかかると義務教育もそうですね。これはデューイの思想に基づいていますので、義務を負っているのは社会ですから、親が義務を負っているという日本の解釈ではそうなるのかもしれませんが、もともと思想はコンパルソリー、最初の文部大臣、脅迫教育、臣民を脅迫せしめて強制的に受けしめる教育のことを義務教育と言ったのですけれども、そうではないんです。社会が責任を負っている。

そういう考え方からいうと、社会保障の範囲の中に教育とか、対人社会サービス全部が入ります。教育とか、それから住宅に関していうと、そもそも社会保障として住宅政策はうっていないというのが問題なので、社会保障省が住宅政策をやっていないというのが、多分日本だけではないかなと思います。そういうことからいって、社会保障の範囲と同時にターゲティングしない。例えば、真に貧しい人々に限定するとかということをしなくて、

ユニバーサルに出す。したがって、教育費でいくとヨーロッパの場合には、ほとんど大学までの教育費はただですね。それから、医療も基本的にはただというふうに育児も全部ただと。

そういうふうになると、例えば私の見ているスウェーデンでも1割負担があるではないですか。例えば医療とか、それから子育て、保育園とか、全部ただではなく1割負担があるではないですかと言いますが、1割の負担はサービスは市場で買うものではないという思想が確立している国々では、自己負担部分というのは所得比例なんですね。つまり、貧しいと負担しない。豊かな人はそこで負担してくださいねと。ちなみに交通違反の罰則金も所得比例ですので、フィンランドの大金持ちがこの間、10マイルか何かやって、罰金が3,000万、所得比例で罰金を科していく。

そういうふうにしていくと、ターゲティングというものをしないで普遍主義でやっていくと、生活保護の額は小さくてすむと。これは再分配のパラドックスといいまして、生活保護をたくさん出している国というのは、貧困と格差があふれ出るんですね。GDPでいって一番公的扶助、生活保護ですね。これが高いのはアメリカ、次いでイギリスなんですけれども、ここは貧困と格差あふれています。

ジニ係数をとっても、両国とも相対的貧困率も非常に高いということになっているわけですね。ほとんど出していない国はどこかという、スカンジナビア諸国ですね。ほとんど出していません。半分以下ですね、GDP比でいって。それはなぜかという、生活保護でつまり社会保障のラストリゾートで、支えなくてはいけない範囲が小さいからですね。年寄りの生活費は年金で見ているし、住宅はさっき言ったようにサービスで提供されているし、さらにいえばいわゆる養老サービスとか、高齢者福祉サービスもこれはただで提供されますので、カウントされないわけですね。例えば年寄りを抱えているとか、育児も児童手当、子ども3人産めば生活できますから、所得なしでも、児童手当があるので、3人目から足し手当がありますから。

つまり、現金の手当とサービス給付でもってセットで生活がみんな保障されていて、これはミニマム保障ではありません。スウェーデンの考え方は、スタンダード保障ですから、標準的な生活を保障していく。それから落ちてしまった人が出てくるのですけれど、これはケースワーカーが必死に分析しなくても、子どもが学校にいるとか、それから年寄りを抱えているとか、子どもがいるとかということは、全部それぞれ別なサービスで見ているので、見てもらうのは生計費というか、口にするものと身にまとうもののお金ですから、一律には大体カウントして配ってしまえばいいということになるので、非常に少なくなる。そうすると、これはバッシングが働きません。

日本の場合には、そもそも普遍主義的に出さなくてはいけないところを真に貧しい者にかけて、真に豊かな者を外している関係上で、貧しい人々についても、サービスは買うものだという思想でいくと、何らかの形で負担させろということになるので、みんな保険になるんですよ。

保険になった上で、医療保険でも何でも3割は自己負担。しかも市場原理で負担させられますから、では貧しい人どうするんですかという、では、生活保護の人はただにしまししょう。これはみんな他の件も全部そうですね。そうすると、生活保護の額は非常に大きくなっていく。大きくなっていくと、もらう人ともらわない人との格差が非常に大きくなりますから、バッシングが働く。もっと厳しく審査しろということによって、本来もらうべき権利のある人がもらえないので、捕捉率も非常に悪くなるという原則から再分配のパラドクスといって、生活保護のようなものをやれば格差と貧困はあふれ出るということになるのですが、その前に、陥る前の社会保障がいかに充実しているかということをやらないとだめということです。

(コーディネーター・阪田) 今の点に関連しまして、日本では割とすぐにバラマキということで批判が、例えば子ども手当でもバラマキだからだめだという、そういう批判が割と強かったように思うのですが、それはどういうふうにかえたらいいのでしょうか。

(神野) 繰り返すようですけども、それをバラマキというと、所得再分配できません。財政の本来の機能はバラマキですから、所得再分配していることなので、バラマキバラマキというのはそれは恐れないと。どういうバラマキかによる。国民の生活を本当に保障するようなバラマキをするのが制度の財政の機能ですから、税と取り立てるのは何ですかといえば、現金給付とサービス給付ですから、サービス給付をする場合には、公務員雇ってサービスを提供しますけれども、所得再分配というのはばらまくわけですから、それは、財政の所得再分配機能をやめろということに等しくなってしまうということですね。

ただ、何でもいからばらまくという、よく無駄無駄と言いますけれども、無駄というのはやめるべきなだけども、日本の場合には必要どころが出ていないということのほうが大きいかなと思いますので、バラマキは財政の重要な任務であると。これはスウェーデンでは子どもたちにもきちんと教えています。あなた方の税金のうち7、8割は家庭に戻ってくるんですよということですね。

ただ、もう一つ言っておかなければいけないのは、お金で渡すよりもサービスで渡したほうがミミッキングといって不正が働かない。現金で渡すと不正が働くんですけど、つまりお金のないふりをするという意味があるわけですね。

ところが、サービスで渡すとふりをするという意味が全くないんです。不正は一切働きません。例えば、サービス給付で保育園はただで、全部どんなお金持ちでも豊かな人でも貧しい人でもみんなただですよという場合に、幼児のふりをして保育園に入っても全然おもしろくないので、不正は一切働きません。

それに対して、お金で渡してこれで勝手にやってらっしゃいという、実は子どものいるふりをするとか、そういうことが働くわけですね。生活保護なども、そういうことが働くんだということを例証みたく掲げられて叩かれる。だから、お金で渡すよりも、なるべくサービスで渡しておいて、きちんと保障してあげることが重要なこと。しかもそれはユニバーサルに出してくるということですね。

(コーディネーター・阪田) ありがとうございます。

司会のまずきで、時間が押してまいりましたので、ここから各パネリストの方々にまとめといいますか、今までまだ言い足りなかったことも含めまして、ご発言をお願いいたします。

もし、弁護士とか弁護士会に対するご意見・ご要望もありましたら、それも含めてお願いいたします。

(コーディネーター・大久保) では、まず稲葉さんに、社会運動の果たす役割なども含めて、まとめをお願いできればと思います。

(稲葉) では、スライドお願いします。私自身、最初に申し上げたように、社会運動を調査しておりまして、実はそれが話の本題だったようなところもあるのですが、どういう社会運動かというのをご紹介したほうがいいかと思うので、簡単に説明しますと、大体、この話をした後に、さっきの生活保護バッシングではないですけども、あなたの話、すごいむかついたという感想を言われることがありますね。

それは、前もって言うておきますと、これは要するに貧困の当事者が自分たちはこういうものを要求しているんだということを、全部当事者がやっているものなんですけれども、それにむかついたとおっしゃる方に理由を聞くと、自分は非常につらい仕事、嫌な仕事というのを一生懸命我慢してやっているのに、あなたが紹介しているこの人たちは何だというお叱りを受けるわけですね。

ただ、これからちょっとお見せする運動は、確かにフランスでもバッシングのようなものはありますが、全体的には支持されているものです。もともとそうだったのかというと、そういうこともなくて、やはり 90 年代に貧困層が拡大してきた頃から出てくるようになった運動です。

それまでは、失業していたり、生活保護のような制度で生活している人たちは、隠れて恥ずかしい存在として暮らしていたのですが、90 年代からだんだんと運動の成果で、そういった人たちの当事者の運動がかなり活性化してきました。非常に新しい現象なんです。

その一番最初のものというのが、これが空き家の占拠なんですけれども、要するに路上生活している人が空き家を占拠する。この空き家は、運動として占拠する場合には、結構パリ市ですとか、あるいは保険会社のような公共性の強い会社が、投機目的でビルをもっていて、それが 90 年代の初めにフランスのバブルで不動産の価格が下がって、それで空きビルがたくさん出てきました。

それに対して政府が、銀行が倒産すると困るというので公的資金を投入したんですね。この判決が、今ご紹介しますが、判決が出たときには、銀行がもっていて、価格が下がってしまったために、長いこと空き家で放置されていたところを占拠したものです。

このとき、100 人ぐらいの家のない家族の人たちが入居したのですが、これは裁判をやったときに結果的には勝ちました。どういう判決だったかという、必要に迫られて占拠した場合には、これは刑法に違反しないというそういう判決だったんですね。

これはすごい画期的なもので、この後に占拠ブームというのが起きます。どんなのだったかという、雇用占拠というのがあって、これはフランスもとてもたくさんリストラがあるんだけど、一方に働き過ぎの人がいるんですね。本当にフランスでは、結構、郵便局とか、スーパーとか行くと、旧ソ連ですかというぐらい人が行列をつくっているところがあって、そこを労働組合の人たちに協力してもらって勝手に働くというものなんですね。

これは、最初はすごく受けました。本当に受けに受けまくって、それでそんなに熱心な人たちだったらといって雇ってもらえた人たちというのも、最初の頃にはありました。これは、本当に一方に失業している人がいて、一方はやはり超過労働を強いられているということが明らかになったようなもので、もう一つは、これは公共施設を占拠するというものだったんですが、これはただ乗りですね。要するに、ただ乗りしちゃうというもので、これは運動としてやっているの、罰金は運動団体に請求書が届くという仕組みになっていて、これは、ただとても成功した運動で、この後フランスはパリをはじめとして幾つの自治体が公共交通機関を基本的に収入のない人にはただにしました。失業者を含めて。なのでとてもうまくいったものです。

それでもう一つ、これは1回しかやっていないのですけれど、輪転機を占拠するというので、クオリティペーパーの新聞を刷る輪転機を占拠して、やはり自分たちは政策の対象になって貧困をどうするかということはすごく言われて、専門家もたくさんいろいろなことを言うんだけど、当事者の言っていること、当事者がどうしたいかということは全く聞いてもらえないというので新聞を占拠して、それでこのとき自分たちの主張というのを流通させていました。

あとは、この辺などは昔からあったものなんですけれども、電気代とかガス代が払えなく止められてしまったときは直談判に行くとか、あるいは、これはスーパーマーケットを占拠するというのもあって、これは万引きなんですよ。ただ、私もちょっと身につまされたのは、フランスに行くとスーパーの中でその場で食品の袋が開けられていて、食べられてしまっているというのが結構あるんですね。

それを見た私は、フランスの将来は暗いなと思っていたんですけれども、それを後からそこまでしないとならないような飢えがフランスにあるんだよということを言われました。その日食べるものが買えないというようなことを言うためにこういう運動をやってきました。

これ全体は、そういうわけで何じゃこの人たちはという話なんですけれども、社会運動に対しては、ものすごく保守的な政治家であっても比較的寛容です。どうしてかというと、バスを爆破するとか、そういう話ではないから、ということなんですけれども。

ただ、やはり基本的に何があるかという、市民が国家を監視する。この場合は税金の使い方、社会保障の在り方というものについて、市民が国家を監視するということは、欧州人権規約に書いてあるようなものなんですね。

それで、空き家占拠について言えば、これは最高裁で裁判官が言ったことなのですから、社会運動、こういう空き家占拠を手段としてやる社会運動というのは、確かに違法ではあると。だけれど貧困と不平等という社会的な不正義を明るみに出して糾弾するような運動というのは、社会的な意義があるということを言いました。

だから、社会運動の行為が法律で認められた行為を逸脱していても、その違法性というのをしので公共性が優っていると司法が判断したんですね。なので、今私が紹介した運動で逮捕者が出たということはないんですよ。なので、運動が公共の利益を守るものだったならば、違法であっても正当であるという例が幾つもあります。

これは、だから今ずっと議論になっていたように、社会保障というのを要求していくのが、正当なんだということがまず共有されないと、あり得ないことなのかなどは思うのですが、ただ、フランスの場合もそういうわけで、これが活性化してきたのは、90年代以降のことなので、比較的歴史は浅いです。

なので、そんなにさすがおフランス、おフランスでなければできませんという話ではないと、私は思っています。

(コーディネーター・大久保) ありがとうございます。日本で同じような事件が起きたとき、最高裁の裁判官がどのように言うかをちょっと考えてみていただければと思います。

続きまして、荻原さんに、もし日本の家計の不安をなくすために、どのようなことが必要か考えられるかなども踏まえて、まとめをお願いいたします。

(荻原) 家計の不安をなくすためには、私は本当に収入が上がることだと思いますね。だから、今何で皆さんはお金を使わないで汲々汲々としているのか。やはりこれは収入が上がっていないからですよ。

ただ、今本当にさっきも言いましたけれど、富める人はどんどん富んで、貧しい人はどんどん貧しくなるという、そういう二極化がどんどん進んでいますよね。だから、本当に、神野先生もおっしゃっていた再配分ということですよ。再配分ということをちゃんとやり、しかももっと今のような状況だと、結局2004年に会社法というのが改正になって、それまでは日本の会社というのは、フーテンの寅さんのタコ社長の工場のように、社長と従業員は家族みたいな感じでやっていたわけですよ。

だから、不況のときはみんなんで我慢するけれど、好況になったらみんなでいい思いしようよということだったのに、2004年に会社法改正になって、従業員というのは会社のコストになってしまいましたね。コストというのは、どんどんたくさん働けて、安くて、活きのいいのがいいと。そうするとやはりリストラも起こるだろうし、賃金カットも起こるだろうし、だからそういうところをちゃんと1人の人間として認めていくような社会の方向にいかなければ、ますますこの格差というのは広がって行って、やはりそれが家庭の不安定化につながっていくと思います。

ですから、そこは皆さん、弁護士の方が山のようにいるので、皆さんに頑張っていただ

きたいと思います。私も頑張りますけれどね。

(コーディネーター・大久保) では、一緒に頑張っていくということで、よろしく願いします。

続きまして、後藤さんも、まとめのコメントをお願いいたします。

(後藤) 所得再分配が決定的というのは、全くおっしゃるとおりだと思います。それとプラスして、再配分の前の分配そのもの、つまり賃金、このレベルが第1次分配という言い方もされますが、賃金のレベルでまずしっかりして、それから所得再分配でもしっかりしてという両方がどうしても必要だと思っています。

バッシングの話と関係するのですが、やはり私たちの常識として、賃金で稼ぎながらちゃんと仕事しながらやる生活の水準が一番上に来て、次に何か病気だとか失業のときの社会保険給付で暮らす生活の水準が来て、それと同じか、またはちょっと下、同じでもかまわないと思いますが、生活保護による生活水準が来るという、こういう順番になっていけば多くの方は納得すると思うんですね。

それが日本では簡単にひっくり返る。ひっくり返る事例が山のようにある。これがひっくり返ると、私はまともな社会保障制度はできないと思っています。だから、きちんとした賃金というのが、きちんとした社会保障をつくるためにも決定的に重要なことではないかと。でも、そう言うと、決定的にきちんとした賃金というのは労働市場で多くは、実際の経済的な力関係や、あるいは会社の判断によって決まるものだから、政府の財政みたいなものが直にかんでくる領域じゃないという見方を結構聞くのですが、そうでもないと思います。

社会保障がしっかりしてくると、実は労働力はしっかりします。だから、ちゃんと働けるようになる。そこでももちろん関係していますし、さらに労働市場は実は国によって支えられているんだと本当は思います。国家によって支えられているし、様々な財政が投入される制度によって支えられないと、うまく回らないものだと思います。

例えば、さっきもちらっと言いましたけれど、保障を受けていない失業者の数、大体今200万人を超えていますけれども、昔は100万人とかそのぐらいでした。その変動をグラフにとってみます。それと非正規で、これでは食えないと言って、求職活動をやっている人の人数をグラフにとってみます。きれいに1年後ぐらいにずらすと一致するんです。動き方も水準もほぼ一致します。

ということは、逆に言うと非正規で食えないからと言って労働市場に働きながら参入している人、求職活動をしているという人がいれば、たくさんいればいるほど労働市場の条件は下がってきますから、そういうことをさせないようにするためには、しなくてもいいようにするためには、実は、失業時保障のところをしっかりとやると、それは回避できる。実証的にそれはほぼ確定できることだと思います。

では、失業時保険、きちんとしたらいいのか、どのぐらい金がかかるのか。ちょっと試算もしてみましたけれど、失業扶助制度を新しくつくって、雇用保険をきっちりとしたも

のにして、2兆数千億円とか3兆円ぐらい使いますと、大体ヨーロッパ並の失業時保障率になります。だから労働市場の状態、大きく改善できます。これは、基本的には、社会保険のお金も使いながら、国家財政も投入しながらできることでありまして、国がやって労働市場を改善することというのは、実はいろいろな規制を強めるという話だけではなくて、いっぱいあるんですね。

という意味で、そちらをきちんとやって、労働の場面と社会保障の場面、分配と再分配の両方で水準を上げていくということをぜひやるべきだと思います。

(コーディネーター・大久保) ありがとうございます。

続いて神野さん、お願いいたします。

(神野) 私は、どういう社会をつくっていくのかということは、国民の意思決定だということですね。ちょっと、田端先生の言葉を使えば、アメリカのような自己責任で生きていくという社会をつくるのであれば、国家は強制力、秩序維持機能ですね。警察とか、防衛とかというような秩序維持機能だけをやって、責任を持ちませんと、勝手に生きていってくださいと。

ただし、こういう国では、税負担は豊かな者しか負担しません。アメリカの税金の70%は所得税ですから、貧しい人は負担しなくても結構ですよ。その代わり、自己責任で生きていってくださいと。そういう社会にするのか、それとも典型的にはスウェーデンとかヨーロッパもそうですけれども、助け合って生きていく社会にしましょうと。貧しい人も税金払ってくださいと。

その代わり税金さえ払えば、どうにか最低限度の生活は、標準的な生活はできるんですよという社会にするのであれば、消費税という付加価値税を上げるんですね。アメリカには付加価値税が入っていませんから、ヨーロッパ諸国では付加価値税が入っている。どういう社会にするのかということによって財政も違ってくると。

一番重要なことは、最近日本人は、共同体がもっている連帯というものが、社会保障と変わっただけなんですね。つまり、家族とか地域社会の社会関係が社会を保障していく。こういう力が弱まってきているので、それを社会保障、つまり政府が肩代わりしているのが、これが社会保障だと。

多かれ少なかれ家族をなして、そこの中で世代間の命の連帯をしていたわけですね。それを年金とか子育てとかというふうに移り替えていく。これが社会保障なんだということを忘れてはならないと。

この間、日仏協会で、私ちょっと行けなかったのですが、何でお前来たんだと怒られたんですけど、参加しろと言われて、ちょっと行けなかったのですが、そこの中で、フランスの経営者が、フランスは世界で一番今社会保障は充実して、負担が大きいわけですよ。何で、こんなのを受け入れているのかと、国家主義だからかとかいろいろ言われたんですけど、そんなことはない。フランスは個人主義なんだと。では何でこんなこと受け入れているんだと言って、経営者が言った言葉は **solidarity**、連帯。連帯と言われると日

本人全然わからないですからね。お互いに助け合って生きていくという気持というのは全くないので、スウェーデンモデルもそうですけれども、スウェーデンモデルのハンソン、これは1932年に社会労働党の党首でスウェーデンモデルをつくった人ですけれども、この人の有名な言葉は、国民の家、国家は家族のように組織化されなければならないというのが、これが連帯を支えて、社会の人々が連帯をして生きていく。連帯する心があると、親和的な討議ができます。

つまり、家族内であれば、誰に対しても不幸にならないでもらいたいと願っているという確信があるような社会であれば、自由に、あの人あんなことを言うけれども、私自身が不幸にならないように願って言ってくれているんだという確信があれば、熟議が可能になるわけですね。民主主義の討論を可能にし、そういうことをかなり忘れ始めた。

だから、世代間の損得勘定をあおられるとすぐ計算して、どこの世代が得をした損をしたという議論になって、それを言ったら社会保障はやめたほうがいいですね。そもそも家族間の世代間連帯が家族の機能、共同体の機能が非常に弱まっていて、無理だから振り替えているわけですね。これを止めろと言ったら、また、元の家族関係の中の世代間連帯、命の絆でやらないと、赤ちゃん死にますからね。働かざる者食うべからずと言われて、働かないじゃないかと。泣けばいいと思っていて、モラルハザード働いているということをやったらだめなんだと。市場原理というのは、購買力に応じてサービスを配っていくということになってしまうので、私たちは、必要に応じて人間が生きていくために、必要に応じて配っていくという仕組みを残しておかないとだめだということですね。

だから、現在の市場社会では、私の考え方では、賃金プラス広い意味での社会保障給付によって、私たちの生活は成り立って入るんだということを理解しないと連帯がわからないと。この連帯があると最低賃金もいりません。

なぜかという、スウェーデンで言っている連帯賃金というのは、労働者の連帯を阻害するような賃金の支払い方はできませんから、赤字企業と黒字企業があって、赤字企業、黒字企業で賃金の差をつけてはいけないことになっています。労働者の連帯を阻害するからですね。

では、どうやって支払うのか。それは世界の常識ですよ。同一労働・同一賃金。赤字企業で勤めていようと黒字であろうと、同じ仕事をしているのであれば、同じ賃金を支払わなければならないというので、どうもそこが抜け落ちたということが、かなり大きな問題ではないかと思えます。

(コーディネーター・大久保) ありがとうございます。主権者として、税金もそうですが、社会保障もどのようにあるべきか、というのを今後考えていきたいと思えます。

では、最後に田端さんまとめをお願いいたします。

(田端) ちょうど時間になりましたけれども、よろしいですか。

(コーディネーター・大久保) 簡単をお願いします。

(田端) 非常に簡単にお話しします。一つは、この格差を縮小する、なくすということ

の意味なんですね。二つあると思っています。一つは、人権を保障するという意味、これは日弁連的な領域の問題だと思いますけれども、おそらく皆さんは、そういう観点で議論されていると思います。

もう一つは、所得格差を縮小するという事は、国民経済全体の成長につながるということです。安倍さんが、上がるかどうかかわからないんですけども、賃金を上げるとか言っているのは、そういうことなんですよ。

つまり、賃金や所得が低い人ほど全部使わなければ生活ができないということです。ところが、高所得の人は、使わないで生活できますから、それを貯めていたりとかとなりますので、内需は拡大しないんですね。格差が大きいと。これは、この間の内需不況というか、デフレ不況と言われているものの一つの大きな原因は、雇用労働者の所得が上がらないことで、内需が冷え込んできたということなんですね。

ですから、そういう意味で格差をなくすということは、法律的に人権を守るという意味と同時に、経済的なウェルフェアを向上させるという好ましい効果を実現することができるということです。ぜひ自信を持って取り組んでいただきたい。これが第1点です。

第2点は、神野さんの最後にスウェーデンの労働組合というのが出てきて、ちょうどよかったのですが、スウェーデンの労働組合、実はスウェーデンだけではなくてヨーロッパの労働組合みんなそうなんですけれど、産業別の労働組合になっています。

日本の労働組合は企業別ということで、行動様式が非常に違うので、日本で労働組合がこういう社会の在り方を変える上で重要な役割を果たすよとか言うと、あまり信じられないのではないかなと思うんですけど、組織率も低いですし、ただ、おそらく普遍的真理に近いのは、労働運動の力が強いほど公共サービスの質も充実した人間的な社会になる可能性が高いということです。

アメリカ、日本、ヨーロッパ、北欧というふうに四つぐらいのグループを並べると大体右上がりの直線になります。国庫負担率、給付率とか、今までの話も全部そういうことで解けると思うんですけど、実は労働組合の組織率もこうしたカーブに沿っています。日本の労働組合の組織率は低いんですけど、アメリカはさらに低い。ヨーロッパの大陸諸国は、大体 30 から 40% ぐらいですかね。新自由主義の波が荒れ狂う前は、40~50% ぐらいが平均でした。ところが、何と北欧は驚くことにスウェーデンは 80% とか、80 とか 90 とかということになっているんですね。

ですから、データから見ると非常にきれいに相関しているということは、おそらく非常に重要な因果関係があるに違いないと思っています。

それで、そういう労働組合がヨーロッパは日本に比べて、ずっと強いわけですよ。そうすると、どういうことが起きるかという三つだけちょっと言っておきます。一つは、まず労働時間が全然違ってくるということですね。日本は、パートを除くと、おそらく年間実労働時間で言うと平均で 2,000 とか 2,100 ぐらい、あるいはそれ以上になります。ドイツやフランスは、1,500 時間から 1,600 時間くらいになるでしょう。

それから、第二に、労働協約の適用率が非常に高いということですね。典型的にはフランスなんですけれど、フランスは労働組合の組織率というのは、稲葉さんの話ではありませんけれども、ちょっと変わった国なのですごく低いんですね。個人主義の国で、8%ぐらいしかないのですけれど、労働協約は90%の労働者に適用されていると言われてます。

さらに、今日のテーマである非正規について言うと、EU全域で非正規雇用3種類のパート、派遣、有期について、均等待遇原則が定められています。実際には、いろいろほころびがあるようなんですけれど、日本とは非常に大きな制度上の違いになっています。労働運動の力は日本ではなかなか見えにくいのですが、重要であるということをおきたいと思います。

(コーディネーター・大久保) ありがとうございました。

■まとめ 河野 聡（実行委員会委員長・大分県弁護士会）

本日のシンポジウムの参加者は、約600人でした。最後まで熱心にご参加くださり、ありがとうございました。

今回のシンポジウムは、人権擁護大会で2006年以来、私たちが取り上げてきた社会保障の充実に関する主張を裏付ける財政・税制について、日弁連がはじめて人権問題として取扱い、徹底的に検討・議論するという画期的なものでした。

本日のシンポジウムは、その意義を踏まえた本当に充実した内容になったと思います。基調講演で、斎藤貴男さんは、現在進められている帝国主義的な動きが格差の固定化、地位の固定化をもたらすものであり、決して許してはならない、新しい価値を提示して、この流れに抵抗していかなければならないとまとめられましたが、私たちに対する叱咤激励と感じました。

当事者報告の中で、障害者自立支援法違憲訴訟の元原告である秋保喜美子さんは、障害者の尊厳を侵し、低所得者を追い詰める政策が次々と進められている現状に対し、私たち抜きで私たちのことを決めないでほしいと訴えられましたが、本当に心に響きました。

パネルディスカッションの中でも、多くの示唆がありましたが、時間がありませんので、幾つか指摘しておきます。本来財政の目的は、国民の生活を安定させることにあるのだから、社会保障を有効に機能させるためにこそ、財政を考えるべきであること、ヨーロッパでは、社会保障は既に確立された権利を守る運動として捉えられており、日本でも同様の考え方で社会運動を進めていくべきではないか。

そして、最後には、ヨーロッパのような助け合いの社会にするのか、アメリカのような自己責任の国にするのか、その選択であると、このような貴重な意見が交わされ、私たち日弁連の提言にも大いに参考になりました。

このシンポジウムを通じて、私たちは人間らしい生活と労働を守り、貧困の連鎖をなくし、強い死をなくすための社会保障を充実させるためには、憲法の要請に基づく応

能負担の原則を強め、税と社会保障による所得再分配機能を果たさせるために、税制の見直しをしていくべきこと、そのためには、民主主義システム自体を変えていくことが必要であるということを再認識しました。

明日の人権擁護大会においては、このシンポジウムの成果を基に、格差を解消し、公平・平等な社会をつくるために税制、財政の在り方を根本的に改めるべきことを求め、日弁連が、社会保障充実のために、税制や財政について、さらに研究を深め意見を発信していく決意を示す決議を採択する予定です。

皆さん、今日、実行委員でもあります三木義一弁護士の特別報告にもありましたように、そろそろ国民が主権者として、税金をどう集めて何に使っていくかを自分自身で決めていく社会にしていこうと、そういうふうを考えていこうではありませんか。

本日、お集まりいただいた皆様方も、ぜひ力を合わせて、ともにこの運動を進めていきたいと思えます。

最後に、このすばらしいシンポジウムを現場で支えていただいた広島弁護士会の皆様方の心遣いに、深く感謝いたします。どうもありがとうございました。

■閉会挨拶 前川哲明（広島弁護士会副会長）

ワーキングプアの問題や格差の問題は、マスコミでも頻繁に取り上げられ、社会問題と なって久しいところではありますが、本日のシンポジウムにおいては、肯定的な評価を与えられがちな成長戦略が、格差を拡大する結果となるのではないかということや、税制・財政の在り方を再検討されなければならないということを指摘され、これまであまり議論されなかった視点からの議論がなされたと思えます。

また、外国の例を参考にして、日本の社会制度の在り方、社会保障の在り方をどのように考えていくかということについて、様々な立場の先生方からの議論をいただきました。また、派遣問題の当事者、それから自立支援法違憲訴訟の当事者、シングルマザーの方に発言していただき、われわれの日本の社会において弱者・競争力の低い立場の人のおかれた立場がどのようなものであるかということや、またそのような人をどのように社会に取り込んでいくべきかどうかということを考えさせる内容でした。

本日のシンポジウムの議論が、ご出席していただいた皆様方にとって、今後日本の社会がいかなる方向を志向するべきか、考える契機にいただければ幸いです。また、シンポジウム開催にあたりまして、ご尽力いただきました関係者の皆様方には、広島弁護士会を代表して御礼申し上げます。

これで、本日の第3分科会シンポジウムは、すべて終了いたします。ありがとうございました。（了）